【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2024年12月19日提出

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 猿田 隆

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

竹本 政司

03-6205-0265

信託受益証券に係るファンドの名称】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株 SMBCファンドラップ・日本グロース株 SMBCファンドラップ・日本中小型株

SMBCファンドラップ・米国株

SMBCファンドラップ・欧州株

SMBCファンドラップ・新興国株

SMBCファンドラップ・日本債

SMBCファンドラップ・米国債

SMBCファンドラップ・欧州債

SMBCファンドラップ・新興国債

SMBCファンドラップ・J-REIT SMBCファンドラップ・G-REIT

SMBCファンドラップ・コモディティ

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・日本グロース株

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・日本中小型株

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・米国株

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・欧州株

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・新興国株

2兆5,000億円を上限とします。 SMBCファンドラップ・日本債

5兆円を上限とします。

SMBCファンドラップ・米国債

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・欧州債

2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・新興国債 2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・J-REIT 2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・G-REIT 2兆5,000億円を上限とします。

SMBCファンドラップ・コモディティ

2兆5,000億円を上限とします。 SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

2兆5.000億円を上限とします。

1/299

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

信託受益証券の金額】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

SMBCファンドラップ・日本グロース株

SMBCファンドラップ・日本中小型株

SMBCファンドラップ・米国株

SMBCファンドラップ・欧州株

SMBCファンドラップ・新興国株

SMBCファンドラップ・日本債

SMBCファンドラップ・米国債

SMBCファンドラップ・欧州債

SMBCファンドラップ・新興国債

SMBCファンドラップ・J-REIT

SMBCファンドラップ・G-REIT

SMBCファンドラップ・コモディティ

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

以下、上記ファンドを総称して、「SMBCファンドラップ・シリーズ」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、各ファンドを以下の略称でいうことがあります。

S M B C ファンドラップ・日本バリュー株 : F W 日本バリュー株 S M B C ファンドラップ・日本グロース株 : F W 日本グロース株 S M B C ファンドラップ・日本中小型株 : F W 日本中小型株

SMBCファンドラップ・米国株 FW米国株 SMBCファンドラップ・欧州株 FW欧州株 SMBCファンドラップ・新興国株 FW新興国株 SMBCファンドラップ・日本債 FW日本債 SMBCファンドラップ・米国債 FW米国債 SMBCファンドラップ・欧州債 FW欧州債 SMBCファンドラップ・新興国債 FW新興国債 SMBCファンドラップ・J-REIT F WJ-REIT SMBCファンドラップ・G-REIT F WG-REIT

SMBCファンドラップ・コモディティ : FWコモディティ SMBCファンドラップ・ヘッジファンド: FWヘッジファンド

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき、以下の通りとします。

ファンド名	発行(売出)価額の総額
FW日本バリュー株	
FW日本グロース株	
FW日本中小型株	
FW米国株	
FW欧州株	
FW新興国株	
F W米国債	各ファンド2兆5,000億円を上限とします。
FW欧州債	
FW新興国債	
F WJ-REIT	
F WG-REIT	
FWコモディティ	
FWヘッジファンド	
FW日本債	5兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

各ファンドにつき、以下の通りとします。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

X 並力能並の存在負の場合は、台門昇期本の基準価額となりより
発行(売出)価格
即復中は受け口の羽営業口の甘港価額とかります
取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
即復中は受け口の羽を営業口の甘港価額とかります。
取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます (基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本 経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、以下の通り掲載されます。

ルエンコッショーシャンコーフマンコー			+» C 100 7 6
ファンド名	掲載名	ファンド名	掲載名
FW日本バリュー株	FW日バ	F W米国債	FW米債
FW日本グロース株	FW日グ	FW欧州債	FW欧債
FW日本中小型株	FW中小	FW新興国債	FW興債
FW米国株	FW米株	F WJ-REIT	FWJR
FW欧州株	FW欧株	F WG-REIT	FWGR

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

FW新興国株	FW興株	FWコモディティ	FWコモ
FW日本債	FW日債	FWヘッジファンド	FWHF

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友 D S アセットマネジメント株式 会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2024年12月20日から2025年12月22日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4)発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名	申込金額	
FW日本バリュー株		
FW日本グロース株		
FW日本中小型株	四復中:) 受付日の羽党衆日の甘港価額・・中:) 日数	
FW日本債	取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数 	
F WJ-REIT		
FWヘッジファンド		
FW米国株		
FW欧州株		
FW新興国株		
FW米国債	 取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×申込口数	
FW欧州債	以待中心文刊ロの笠々呂乗口の基準側領×中心口数	
FW新興国債		
F WG-REIT		
FWコモディティ		

(10)【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4)発行(売出)価格」に記載の 委託会社にお問い合わせください。)

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

- イ 申込証拠金 ありません。
- ロ 日本以外の地域における募集 ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日または取得申込日の翌営業日が以下のお申込 不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求の お申込みもできません。)。

の中区がらてさません。)。	**カンプラロ	
ファンド名	お申込不可日	
FW日本バリュー株	ありません。	
FW日本グロース株	ありません。	
FW日本中小型株	ありません。	
FW米国株	・ニューヨーク証券取引所の休業日	
	・ニューヨークの銀行の休業日	
FW欧州株	・英国証券取引所の休業日	
	・ロンドンの銀行の休業日	
FW新興国株	・ニューヨークの銀行の休業日	
	・ルクセンブルグの銀行の休業日	
	・12月24日	
FW日本債	ありません。	
F W米国債	・ニューヨーク証券取引所の休業日	
	・ニューヨークの銀行の休業日	
	・その他米国債券市場の休業日	
FW欧州債	・ロンドンの銀行の休業日	
F W新興国債	・ニューヨーク証券取引所の休業日	
	・英国証券取引所の休業日	
	・ニューヨークの銀行の休業日	
	・ロンドンの銀行の休業日	
F WJ-REIT	ありません。	
F WG-REIT	・ニューヨーク証券取引所の休業日	
FWコモディティ	・ニューヨークの銀行の休業日	
	・ロンドンの銀行の休業日	
	・ブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日	
FWヘッジファンド	ありません。	

お申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。 また、お申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ(https://www.smd-

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(E08957)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

am.co.jp)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

ニ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用 ありません。

ホ 取得申込みについて

当ファンドは、SMBCファンドラップに係る契約に基づき、投資一任口座の資金を運用するためのファンドであり、当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社において投資一任口座を開設した方に限るものとします。

商品性の維持等を目的に委託会社または販売会社が当ファンドを買付ける場合があります。

へ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考:投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を 保有することはできません。)。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

信託金の限度額

信託金の限度額は、以下のとおりとします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、以下の限度額を変更することができます。

ファンド名	信託金の限度額
FW日本バリュー株 FW日本グロース株 FW日本中小型株 FW米国株 FW新興国株 FW新興国債 FW欧州債 FWJ-REIT FWG-REIT FWG-Vジファンド	各ファンド5,000億円
FW日本債	1兆円

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

SMBCファンドラップ・日本グロース株

SMBCファンドラップ・日本中小型株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内 海 外	株 式 債 券 不動産投信
追加型	内外	不動産技信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・米国株

SMBCファンドラップ・欧州株

SMBCファンドラップ・新興国株

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・日本債

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式 債 券
\.	海外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・米国債 SMBCファンドラップ・欧州債 SMBCファンドラップ・新興国債

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・J-REIT

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内 海 外	株 式 債 券 不動産投信
追加型	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・G-REIT

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・コモディティ

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
一 一	1257130000	(収益の源泉)
	国 内	株 式
単位型		債 券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産
	内外	(商品)
		資産複合

⁽注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株 式 債 券	インデックス型
	海 外	不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ()	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

⁽注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

SMBCファンドラップ・日本グロース株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般 大型株 中小型株	年2回	日本	
債券	年4回	北米	ファミリーファンド
一般公債	年6回 (隔月)	区文州	
社債その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性 ()	(毎月) 	オセアニア 中南米	
不動産投信	その他	アフリカ	ファンド・オブ・ファ ンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	()	中近東(中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

SMBCファンドラップ・日本中小型株

3 M B C ファントフック・		I I - I - I - I	
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一大中 大中 大中 大中 大中 大中 大中 大中 大中 大中	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 (グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中・近東 (ロージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

SMBCファンドラップ・米国株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
中小室体 債券	年4回	北米	7 7 7 1 - 7 7	あり
^{関分} 一般 公債 社債	年 6 回 (隔月)	区欠州	ファミリーファ ンド	()
公園 社債 その他債券		アジア		
クレジット属性	年12回 (毎月)	オセアニア		
	日々	中南米		なし
	その他、	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	74. U
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	()	中近東 (中東)	J. J	
資産複合		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

SMBCファンドラップ・欧州株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
 株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年 2 回	日本		
下小室体 債券	年4回	北米	ファミリーファ	あり
一般 公債 社債	年 6 回 (隔月)	欧州	ンド	()
社債 その他債券 クレジット属性	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
() 不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産	その他 ()	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
(投資信託証券 (株式 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
`資産配分固定型 資産配分変更型				

SMBCファンドラップ・新興国株

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株本株株・一大中・一大中・一大中・一大中・一大中・一大中・一大中・一大中・一大中・一大中	集算頻度 年1回 年2回 年4回 年6回 年12回 年12回 年7年 年7年 年7年 年7年 年7年 年7年 年7年 年7	グローバル 日本 北米 欧州 アオセ南 ア 近中 中 フ 近中 ()	投資形態 ファミリーファ ンド ファンド・オブ・ファンズ	為替へッジ あり (なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

SMBCファンドラップ・日本債

SMBCファンドラップ・米国債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般 大型株 中小型株	年 2 回	日本		
	年4回	北米	7-511 7-	± 13
債券 一般 公債 社債	年 6 回 (隔月)	区欠州	ファミリーファ ンド	あり ()
社債 その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)	オセアニア		
	日々	中南米		45.1
不動産投信	その他	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	()	中近東 (中東)	<u>ブ・ファンズ</u>	
資産複合		エマージング		
) 資産配分固定型 資産配分変更型				

SMBCファンドラップ・欧州債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
大型株 中小型株 債券	年 2 回年 4 回	北米	ファミリーファ	あり
一般 公債 社債	年 6 回 (隔月)	欧州 アジア	 ンド 	()
その他債券クレジット属性()	年12回 (毎月)	オセアニア		
不動産投信 その他資産	日々	中南米アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
(投資信託証券 (債券 一般))		中近東 (中東)	<i>3</i> 373X	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

SMBCファンドラップ・新興国債

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
债券 一般 公債 社債	年 6 回 (隔月)	区欠州	ファミリーファ ンド	あり ()
│ その他債券	年12回	アジア 		
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア 		
 不動産投信	日々	中南米 		なし
その他資産	その他	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
(投資信託証券 (債券 一般))	,	中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

SMBCファンドラップ・J-REIT

SMBCファンドラップ・G-REIT

株式
()

SMBCファンドラップ・コモディティ

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 (年1回 年2回年年6隔12年年の 年46隔12年年の 10月回) 10月0日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 1	グローバル (日本 本	ファミリーファ ンド ファンド・オ ブ・ファンズ	あり ()

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

SMRCファンドラップ・ヘッジファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株 大中 券一公社そク(が 大中 参一公社そク(を が を が が の が の が の が の で の が の で の が の で の が の の の の の の の の の の の の の	年1回 年2回 年4回 年6隔 12回 年6隔 12月 日マ の の の の の の の の の の の の の の の の の の	グローバルを グロ日) 日本 北米 欧州 アオセ南 リア 中ア フ 近中 マ フ 近中 マ ブ グ	ファミリー ファンド ファンド・オファンズ	あり ()	ブ型 ・ベア ・ベア ・ベア ・ベア ・ベア ・ベア ・ベア ・ベア ・ベア ・ベア

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載して

商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託 協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

商品分類表定義

- 1.単位型投信・追加型投信の区分
- (1)単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行 われないファンドをいう。
- (2)追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とと もに運用されるファンドをいう。

2.投資対象地域による区分

- (1)国内... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内 の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外 の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外... 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的 に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3.投資対象資産(収益の源泉)による区分

- 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的 (1)株式... に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的 に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)...

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的 に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の 記載があるものをいう。

- (4)その他資産…目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.独立した区分

(1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...

「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...

「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3) ETF... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5.補足分類

- (1)インデックス型…目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指 す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型... 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。 なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

属性区分表定義

1.投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの をいう。

中小型株... 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

公債... 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債... 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券... 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...

目論見書または投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3)不動産投信... これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合... 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型…目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型…目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2.決算頻度による属性区分

年1回... 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをい

年2回... 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをい う。

年4回... 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをい う。

年6回(隔月)…目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをい う。

年12回(毎月)…目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある ものをいう。

日々... 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他... 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3.投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を 源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を 含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を 源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くア ジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング 地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.投資形態による属性区分

ファミリーファンド... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資

するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり...目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為 替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載がある ものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6.インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7.特殊型

ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型... 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等) や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を 目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載がある ものをいう。

その他型... 目論見書または投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2007年 2 月20日 信託契約締結

2007年2月20日 当ファンドの設定・運用開始

2018年4月18日 SMBCファンドラップ・G-REITの投資形態を「ファミリーファンド」から「ファ ンド・オブ・ファンズ」へ変更

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友 D S アセットマネジメント株式会社へ承継

2020年 6 月24日 SMBCファンドラップ・日本バリュー株およびSMBCファンドラップ・J-REIT の投資形態を「ファミリーファンド」から「ファンド・オブ・ファンズ」へ変更

2020年12月26日 SMBCファンドラップ・米国株の運用指図に関する権限の委託を解除

(3)【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ)委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

(口)受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(八)販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの 募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の 受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

〔参考情報:投資顧問会社〕

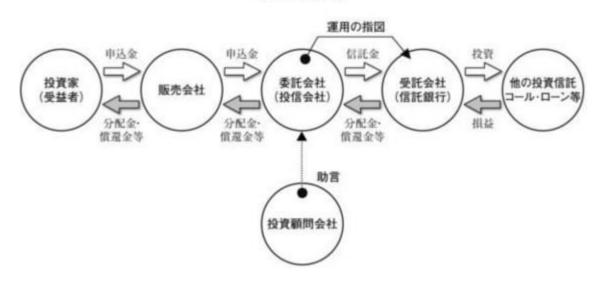
以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社[^]

投資対象とする指定投資信託証券の選定、追加または入替えに関する助言等を行います。

*2024年12月20日付でSMBC日興証券株式会社から助言会社が変更となりました。以下、同 じです。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ)資本金の額

20億円(2024年9月30日現在)

(口)会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント 株式会社へ商号変更

2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信

株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら 投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式

会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネ

ジメント株式会社に商号変更

(八)大株主の状況

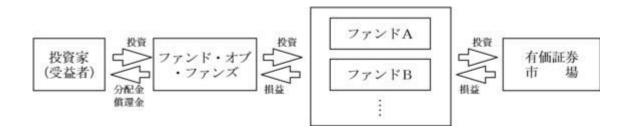
(2024年9月30日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャル グループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態(ファンド・オブ・ファンズによる運用)

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託(ファンド)を組み入れることにより運用を行います(投資信託に投資する投資信託)。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2【投資方針】

(1)【投資方針】

SMBCファンドラップ・シリーズは、投資対象や運用スタイルの異なる複数ファンドで構成されたSMBCファンドラップ専用ファンドです。

各ファンドの運用の基本方針等

各ファンドの指定投資信託証券については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。また、指定投資信託証券の詳細に関しましては、後述の〔参考情報:投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

指定投資信託証券の選定、追加または入替えについては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの助言を受けます。

ファンド名	
FW日本バリュー株	 ・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、割安性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
FW日本グロース株	・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。・投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、成長性を重視し、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
FW日本中小型株	・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。・投資する投資信託証券は、わが国の中小型株を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
FW米国株	 ・投資信託証券への投資を通じて、主として米国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、米国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
FW欧州株	 ・投資信託証券への投資を通じて、主として欧州の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、欧州の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
FW新興国株	 ・投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
F W日本債	・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の公社債へ投資します。・投資する投資信託証券は、わが国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。
FW米国債	 ・投資信託証券への投資を通じて、主として米国通貨建ての公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、米国通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

	有叫此分庙山青(內国权
FW欧州債	 ・投資信託証券への投資を通じて、主として欧州通貨建ての公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、欧州通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
FW新興国債	 ・投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替へッジは行いません。
F WJ-REIT	・投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券 (J-REIT) へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、J-REITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行っことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 当ファンドは特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。 当ファンドが実質的な主要投資対象とするわが国の不動産投資信託証券 (J-REIT)には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
F WG-REIT	 ・投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の不動産投資信託証券 (REIT)へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、世界各国のREITを主要投資対象とし、アクティブ 運用を行うことを基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
FWコモディティ	 ・投資信託証券への投資を通じて、主として商品指数連動債へ投資します。 ・投資する投資信託証券は、中長期的に世界の商品市況の動きを概ね反映させる投資成果を基本とするものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
FWヘッジファンド	・投資信託証券を主要投資対象とします。 ・投資する投資信託証券は、絶対収益 [*] の獲得を目指して運用を行うものとします。 ・投資信託証券への投資は、主に指定投資信託証券の中から行います。 ・指定投資信託証券への投資比率は原則として高位に保ちます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

^{*「}絶対収益」とは、特定の市場等の変動に左右されない投資元本に対する収益を意味します。また、「絶対に収益を得られる」という意味ではありません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

各指定投資信託証券は、今後追加または変更されることがあります。その場合は、事前に受益者の皆様 へ通知されないこともあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

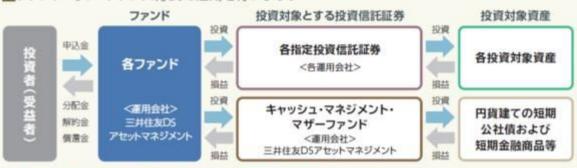
ファンドの特色

「SMBCファンドラップ・シリーズ」は、投資対象や運用スタイルの異なる複数ファンドで構成されたSMBCファンドラップ専用ファンドです。

SMBCファンドラップ・シリーズ	投資対象	
	国内株式	
SMBCファンドラップ・米国株		
SMBCファンドラップ・欧州株	外国株式	
SMBCファンドラップ・新興国株		
SMBCファンドラップ・日本側	国内債券	
SMBCファンドラップ・米国債	外国債券	
SMBCファンドラップ・欧州債		
SMBCファンドラップ・新興協備		
	REIT	
	コモディティ	
	ヘッジファンド	

ファンドのしくみ

□ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※各指定投資信託証券の組入比率を原則として高位に保ちます。

※上記における各ファンド、各指定投資信託証券、各運用会社および各投資対象資産等は次ページのとおりになります。

ファンド	指定投資信託証券	運用会社	投資対象資産	
FW日本バリュー株	SMDAM/FOFs用日本パリュー株F (適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント 株式会社		
	ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース (適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	日本の株式	
	日興アセット/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	日興アセットマネジメント株式会社	DAMM	
	SBI/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)	SBIアセットマネジメント株式会社		
	ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型パリュー 株式ファンド(適格機関投資家専用)	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社		
FW米国株	ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ 株式ファンド(適格機関投資家専用)	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	米国の株式	
	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド (適格機関投資家専用)	アムンディ・ジャパン株式会社		
FW欧州株	MFS/FOFs用プレンド・リサーチ欧州株ファンド (適格機関投資家専用)	MF5インベストメント・マネジメント 株式会社	欧州の株式	
FW新興国株	Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・ エクイティ・フォーカス(I20 USD クラス)	アムンディ・アセットマネジメント	新興国の株式	
FW日本債	三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント 株式会社	日本の公社債	
FW米国債	ブラックロック/FOFs用米国債F (過格機関投資家限定)	ブラックロック・ジャパン株式会社	米国通貨建ての公社学	
FW欧州債	ドイチェ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	欧州通貨建ての公社銀	
FW新興電價	FOFs用新興国債F(適格機開投資家限定)	ゴールドマン・サックス・アセット・ マネジメント株式会社	新興国の公社債	
	SMDAM/FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント 株式会社	日本の不動産投資信託 証券(J-REIT)	
	大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF (適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント 株式会社	世界各国の不動産投資 信託証券(REIT)	
	パインブリッジ/FOFs用コモディティF (選格機関投資家限定)	パインブリッジ・インペストメンツ 株式会社	商品指数連動債	
FWヘッジファンド	SOMPO/FOFs用日本株MN (適格機関投資家限定)	SOMPOアセットマネジメント株式会社		
	ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	日本の株式等	
	SMDAM/FOFs用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント 株式会社		

- ※各指定投資信託証券によっては、各投資対象資産への投資はマザーファンドを通じて行う場合があります。また、 各指定投資信託証券、マザーファンドの運用を再委託している場合があります。
- ※指定投資信託証券の選定、追加または入替えについては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社*からの助言を受けます。
- *SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社は、委託会社の親会社である株式会社三井住 友フィナンシャルグループの子会社(100%出資)です。
- *2024年12月20日付でSMBC日興証券株式会社から助言会社が変更となりました。以下、同じです。

各ファンドの運用の基本方針等

□指定投資信託証券の選定、追加または入替えについては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの助言を受けます。

▶国内株式

FW日本パリュ一株

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、割安性を重視し、アクティブ運用を行うことを 基本とするものとします。

FW日本グロース株

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の株式を主要投資対象とし、成長性を重視し、アクティブ運用を行うことを 基本とするものとします。

FW日本中小型株

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の中小型株を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とする ものとします。

▶外国株式

FW米国株

- 投資信託証券への投資を通じて、主として米国の株式へ投資します。
- ●投資する投資信託証券は、米国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW欧州株

- 投資信託証券への投資を通じて、主として欧州の株式へ投資します。
- ●投資する投資信託証券は、欧州の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW新興国株

- 投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

▶国内债券

FW日本債

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、わが国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。

▶外国債券

FW米国债

- 投資信託証券への投資を通じて、主として米国通貨建ての公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、米国通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本と するものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW欧州債

- 投資信託証券への投資を通じて、主として欧州通貨建ての公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、欧州通貨建ての公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本と するものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FW新興国債

- 投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

▶国内リート

FWJ-REIT

- 投資信託証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券(J-REIT)へ投資します。
- ●投資する投資信託証券は、J-REITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。

当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

当ファンドが実質的な主要投資対象とするわが国の不動産投資信託証券(J-REIT)には、寄与度が10% を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

▶ 外国リート

FWG-REIT

- ●投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の不動産投資信託証券(REIT)へ投資します。
- ●投資する投資信託証券は、世界各国のREITを主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

▶ その他資産

FWコモディティ

- 投資信託証券への投資を通じて、主として商品指数連動債へ投資します。
- 投資する投資信託証券は、中長期的に世界の商品市況の動きを概ね反映させる投資成果を基本とするものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

その他資産

FWペッジファンド

- 投資信託証券を主要投資対象とします。
- 投資する投資信託証券は、絶対収益・の獲得を目指して運用を行うものとします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- *「絶対収益」とは、特定の市場等の変動に左右されない投資元本に対する収益を意味します。また、「絶対に収益を得られる」という意味ではありません。
- ※各指定投資信託証券は、今後追加または変更されることがあります。その場合は、事前に受益者の皆様へ通知されないこともあります。
- ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口. 金銭債権
 - 八.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として、指定投資信託証券および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンドに投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引 受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除 きます。)
- 4.投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 5.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。) なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の 買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。また、4お よび5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1.預金

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(E08957)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

[参考情報:投資対象とする投資信託の概要]

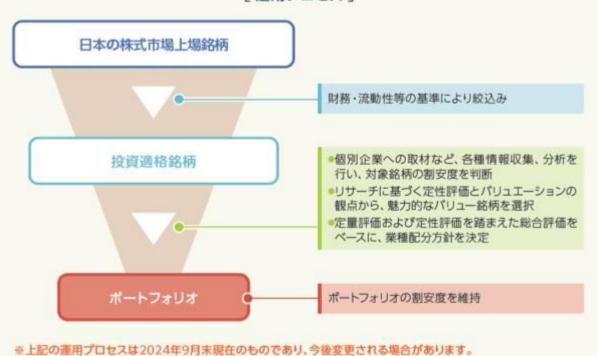
各指定投資信託証券は、各委託会社等の都合等により、ファンドの名称や記載内容等が変更になる ことがあります。なお、各指定投資信託証券は、追加される場合または入替・繰上償還等により除外 される場合があります。

以下は、2024年9月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶FW日本パリュー株

指定投資信託証券	SMDAM/FOFs用日本パリュー株F(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	国内株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。TOPIX (東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
信託報酬等	純資産総額に対して 2,000億円未満の部分 年0.495%(税抜き0.45%) 2,000億円以上の部分 年0.462%(税抜き0.42%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

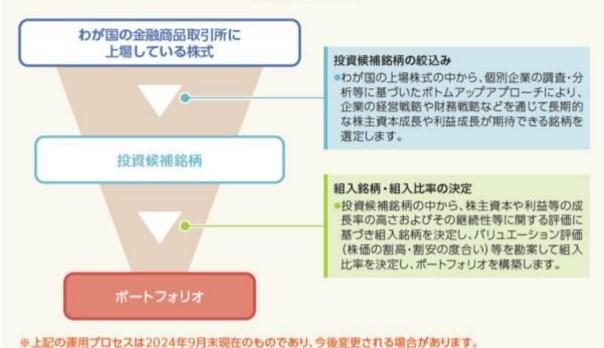
[運用プロセス]



▶FW日本グロース株

指定投資信託証券	ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース (適格機関投資家専用)		
形態	国内籍投資信託		
ジャパン・アクティブ・グロース マザーファンド受益証券への投資を通じて、わか中から、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップアプローチにより、企業や財務戦略などを通じて長期的な株主資本成長や利益成長が期待できる銘柄・ 託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。			
信託報酬等	純資産総額に対して年0.5885%(税抜き0.535%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。		
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.3%		
委 託 会 社	野村アセットマネジメント株式会社		
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。		

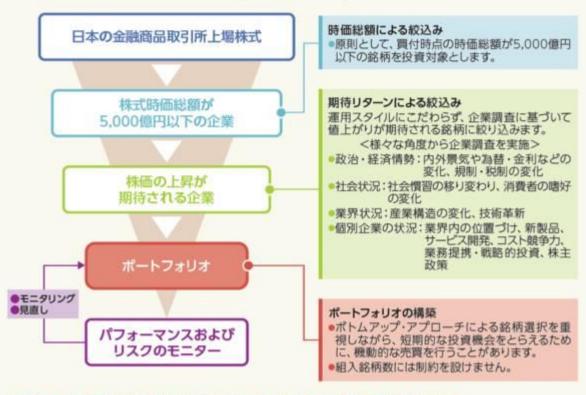
[運用プロセス]



▶FW日本中小型株

指定投資信託証券	日興アセット/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	主として、日本中小型株式アクティブ・マザーファンド受益証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.649%(税抜き0.59%) ※上記のほか、運用報告書等の作成・交付にかかる費用、計理等の業務にかかる費用等として 純資産総額に対して年0.1%(税込み)を上限とする額およびその他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	日興アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[運用プロセス]



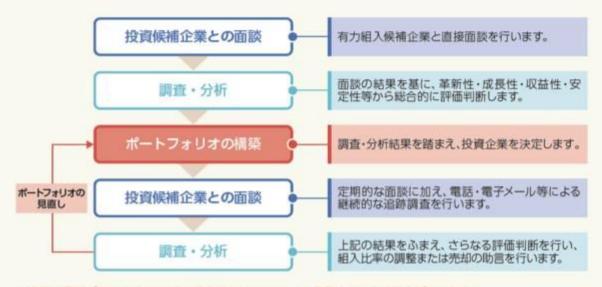
※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)日興アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	SBI/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)			
形態	国内籍投資信託			
運用の基本方針	中小型割安成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の中株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。マザーファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社投資助言を受けます。			
信託報酬等	純資産総額に対して年0.594%(税抜き0.54%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。			
信託財産留保額	ありません。			
委 託 会 社	SBIアセットマネジメント株式会社			
投資助言会社	エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社			
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。			

[助言銘柄選定プロセス]

□投資助言会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定の プロセスは以下の通りです。



※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)SBIアセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW米国株

指定投資信託証券	ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型パリュー株式ファンド(適格機関投資家専用)		
形態	国内籍投資信託		
運用の基本方針	 ティー・ロウ・プライス 米国大型パリュー株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式の中で、週去の株価水準や企業の本質的価値に比べて、相対的に割安であると判断される大型株式を中心に投資を行います。 マザーファンドの運用に関する権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(米国)、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(英国)、ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド(香港)、ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール) およびティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド(オーストラリア)に委託します。 実質外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを行いません。 		
信託報酬等	純資産総額に対して年0.638%(税抜き0.58%) ※上記のほか、計理業務等にかかる費用、監査費用等として純資産総額に対して年0.119 (税抜き0.10%)を上限とする額およびその他の費用がかかります。		
信託財産留保額	ありません。		
委 託 会 社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社		
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド		
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。		

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの他4社が行います。

ユニバースの定義

ファンダメンタル・ リサーチ&分析

ポートフォリオ構築

売却基準

- ・米国のあらゆる規模の企 業(時価総額90億米ドル 以上が目安)
- 収益および配当見通し等でミスプライスが見られるパリュエーションが魅力的な銘柄
- アナリストは業種・企業 分析により、成長見通しを 裏付け、パリュエーションを 評価
- ・株式レーティングと地域別 セクター別ミーティングを 通して推奨する行動を 伝える
- 絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを構築
- 原図せざるマクロ・リスクの最小化を目指す
- ポートフォリオ・リバランスによるリスク管理等
- ●パリュエーション格差の 縮小
- 企業ファンダメンタルズ評価の大幅な変化
- ■財務の健全性が悪化 等

※上記の運用プロセスは2024年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。また、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

(出所)ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国プルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)			
形態	国内籍投資信託			
運用の基本方針	 ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の株式の中で、業界での地位が高く、経験豊富な経営陣と強固な財務基盤を有すると判断される株式を中心に投資を行います。 マザーファンドの運用に関する権限を、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(米国)・ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(英国)、ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド(香港)、ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール) およびティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド(オーストラリア)に委託します。 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 			
信託報酬等	純資産総額に対して年0.638%(税抜き0.58%) ※上記のほか、計理業務等にかかる費用、監査費用等として純資産総額に対して年0.119 (税抜き0.10%)を上限とする額およびその他の費用がかかります。			
信託財産留保額	ありません。			
委 託 会 社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社			
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド			
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。			

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの他4社が行います。

		-	_	-	-
ユニ	15-	_7	σ	70	35 5
		^	~	AE.	3 30

ファンダメンタル・ リサーチ&分析

ポートフォリオ構築

売却基準

- ・米国のあらゆる規模の企業(時価総額80億米ドル 以上が目安)
- 成長力のある分野で事業 展開する企業で堅調な売 上成長、持続可能な成長 が期待できる銘柄
- ●アナリストは業種・企業分析により、成長見通しを裏付け、パリュエーションを評価
- ・株式レーティングと地域 別セクター別ミーティング を通して推奨する行動を 伝える
- 絶対的にも相対的にも良好な結果を出すことを目的としてポートフォリオを 構築
- 意図せざるマクロ・リスク の最小化を目指す
- ポートフォリオ・リバランスによるリスク管理等
- 絶対的にも相対的にも良 好な結果を出すことを目 レード
 - 予期せぬファンダメンタル ズの悪化
 - 他のより良い投資アイデアへの乗り換え("ベター・アイデア")
 - *パリュエーション
 - ●経営陣の質の低下 等
- ※上記の運用プロセスは2024年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。また、運用プロセスのすべてを網羅するものではありません。

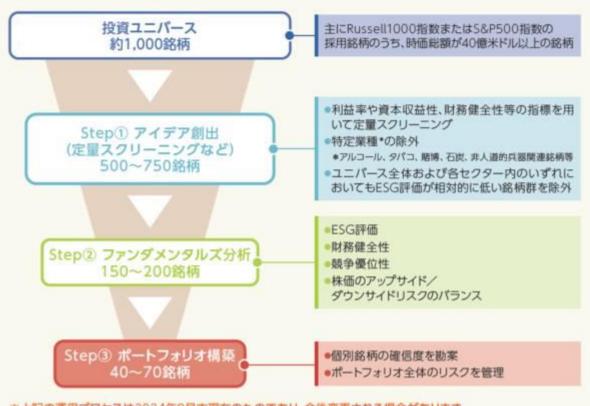
(出所)ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

※アムンディとピクトリー・キャピタル・ホールディングス・インクとの間に戦略的パートナーシップが合意されました。 これを受けまして、2025年初頭を目途として、投資顧問会社のアムンディ・アセットマネジメント・US・インクは、 ビクトリー・キャピタル・ホールディングス・インクの傘下の運用会社となる予定です。なお、ファンドの運用の基本 方針、運用体制等の実質的な変更はありません。

指定投資信託証券	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)		
形態	国内籍投資信託		
運用の基本方針	 アムンディ・米国大型株コア戦略マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式に投資をすることにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 アムンディ・アセットマネジメント・US・インクにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。 		
信託報酬等	純資産総額に対して年0.528%(税抜き0.48%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。		
信託財産留保額	ありません。		
要 託 会 社	アムンディ・ジャパン株式会社		
投資顧問会社	アムンディ・アセットマネジメント・US・インク		
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。		

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、アムンディ・アセットマネジメント・US・インクが行います。



※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

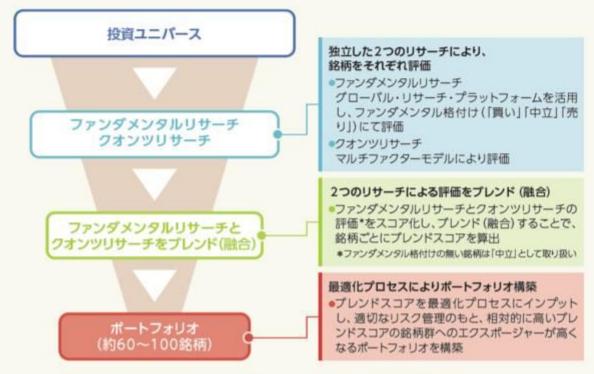
(出所)アムンディ・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW欧州株

指定投資信託証券	MFS/FOFs用プレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)		
形態	国内籍投資信託		
運用の基本方針	 MFSプレンド・リサーチ欧州株マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 マザーファンドでは、ファンダメンタルとクオンツ両面からの分析を融合し、クオリティが高くかつ割安な銘柄を厳選し、リスクを抑制しながら安定したリターンの獲得を目指します。 実質組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図(国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。)に関する権限を委託します。 		
信託報酬等	純資産総額に対して年0.385%(税抜き0.35%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。		
信託財産留保額	ありません。		
委 託 会 社	MFSインベストメント・マネジメント株式会社		
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニー		
關入の可否	日本において一般投資者は購入できません。		

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニーが行います。



※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

▶FW新興国株

指定投資信託証券	Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・エクイティ・フォーカス(120 USD クラス)		
形態	ルクセンブルク籍会社型投資信託(米ドル建て)		
運用の基本方針	新興国における家計消費、国内投資やインフラ開発等により恩恵を受けるであろう新 興国の内需関連銘柄へ主に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を目標 とした運用を行います。		
運用管理費用等	純資産総額に対して年0.50% ※ルクセンブルク年次税(年0.01%)が含まれています。また、上記のほか、保管費用などが かかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができま せん。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、 純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。		
信託財産留保額 ありません。			
管 理 会 社	アムンディ・ルクセンブルク エス・エイ		
投資顧問会社	アムンディ・アセットマネジメント		
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。		

[運用プロセス]

- □当ファンドの運用プロセスは、主にファンダメンタル分析を中心としたアクティブなアプローチを基盤としています。
- ■当ファンドの組入対象銘柄は、売上または収益の過半を新興国からあげている世界(先進国を含む)の 上場企業が中心となります。
- ■収益源泉の要素は、国別配分、セクター配分、銘柄選択と3つあり、新興市場固有の運用やリスクにおける特徴を考慮するために十分試行されたトップダウンとボトムアップの要素を持ち合わせたアプローチに組み込まれています。
- ■アムンディ独自のESGスコアにつき、ポートフォリオのスコアがベンチマーク(MSCIエマージング・マーケット・インデックス)のスコアより高くなるよう運用します。

新興国ユニパース: 25,000銘柄 投資可能ユニパース: 1,900銘柄 ウオッチリスト: 400銘柄

1.流動性およびアクセス

- ユニバースをフィルタリング
- -1日最低3百万米ドルの売買取引
- -経営陣へのアクセス
- -ESG·SRIフィルター

2.トップダウン

●国・セクター配分

2.ボトムアップ

銘柄選択

3.ポートフォリオ構築

- ●ポジションサイズ
- -ESGリスクの継続モニタリング
- ーパリュエーションの上方余地と定 性ランキング
- 厳密な流動性管理

最終ポートフォリオ 約150銘柄

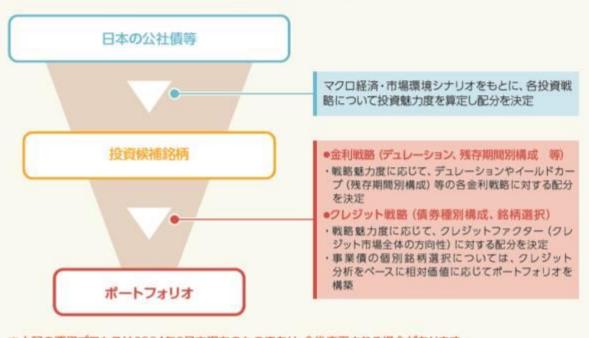
※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)アムンディの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW日本債

指定投資信託証券	三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)		
形態	国内籍投資信託		
運用の基本方針	 主として国内債券マザーファンド(B号)受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の公社債に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。 中長期的にNOMURA-BPI(総合)(ベンチマーク)を上回る投資成果を目指して運用を行います。 運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖難させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。 		
信託報酬等	純資産総額に対して年0.1815%(税抜き0.165%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。		
信託財産留保額	ありません。		
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社		
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。		

[運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

▶FW米国債

指定投資信託証券	プラックロック/FOFs用米国債F(適格機関投資家限定)		
形態	国内籍投資信託		
運用の基本方針	 ブラックロック米国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債(国債、政府機関債、社債、MBS、CMBS、ABS等)に投資します。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに外国債券等にかかる運用の指図に関する権限を委託します。 		
信託報酬等	純資産総額に対して年0.319%(税抜き0.29%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。		
信託財産留保額	ありません。		
委 託 会 社	ブラックロック・ジャパン株式会社		
投資顧問会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク		
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。		

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクが行い ます。

セクター・ミーティング	債券グローバル・ ストラテジー	グローバル債券チーム			
●セクターごとのミーティング ーグローバル金利 ー延券化資産 ・事業債 ・地方債 ●市場のカタリストに着目 ●投資アイデアの創出に際し、 定量ツールや経済分析も活	マーケット・アウトルック・ ミーティング	ポートフォリオ・ストラテジー・ ミーティング	現在のリスク・テーマおよび リスク・プロファイルを分析投資アイデアについての機能		
	トレード・アイデアサブセクターおよび銘柄選択レラティブ・パリュー分析注目すべきトピック	トレード・アイデアの優先順位アセット・アロケーションセクター・ローテーションデュレーション/カーブ戦略	●最適セクター配分の策定 ●セクター・チームと協働して 銘柄選択、執行タイミング、 売買執行においてレラティ ブ・バリュー見適しをポート フォリオに反映		
用	●セクター・チーム ●ポートフォリオ・チーム	●リード・マネジャー	24 24 LOCK		

※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

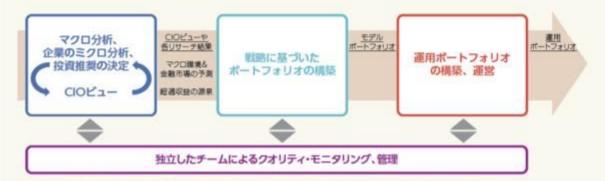
(出所)プラックロック・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW欧州債

指定投資信託証券	ドイチェ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	 ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州通貨建で発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 マザーファンドの運用の指図に関する権限を、DWSインターナショナルGmbHに委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.418%(税抜き0.38%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	DWSインターナショナルGmbH
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、DWSインターナショナルGmbHが行います。



※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

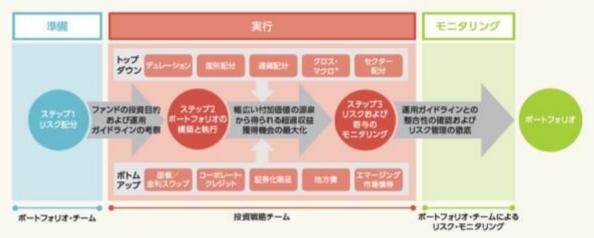
(出所)ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶FW新興国債

指定投資信託証券	FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	 主として新成長国債券マザーファンド受益証券を通じて、主として新成長国の政府・政府関係機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。 マザーファンドを通じて米ドル建ての債券を中心に投資を行います。米ドル以外の通貨建て証券に関しては、原則として米ドルに為替ヘッジします。 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに債券および通貨の運用の指図に関する権限を委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.616%(税抜き0.56%) ※上記のほか、監査費用等として純資産総額に対して年0.05%を上限とする額およびその 他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーの他2社が行います。



- ◆「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。
- ※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。上記の運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。

(出所) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の情報を墓に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

FWJ-REIT

当ファンドは特化型運用を行います。

指定投資信託証券	SMDAM/FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	 J-REITマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の不動産投資信託証券を投資対象とします。 東証REIT指数(配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 マザーファンドの運用に当たっては、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社からの投資助言を受けて行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.319%(税抜き0.29%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資助言会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[運用戦略・運用プロセス]

■マザーファンドの運用にあたっては、三井住友トラスト・アセットマネジメントより投資助言を受けます。 同社は、三井住友信託銀行の不動産事業が有する各REITの保有個別物件の調査・分析情報、三井住友 トラスト基礎研究所が有するREIT運用会社の調査・分析情報など、グループ内の不動産関連情報を最 大限に活用します。



(出所) 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

FWG-REIT

指定投資信託証券	大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)						
形態	国内籍投資信託						
運用の基本方針	 外国リートマザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。 運用にあたっては、「事業のファンダメンタルズの改善とその持続性」、「株価上昇のカタリスト」、「パリュエーション」の観点からのボトムアップ・アプローチをベースとし、十分に分散の効いたポートフォリオを構築します。 マザーファンドの運用の指図に関する権限をプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーに委託します。 実質組入外貨建資産については、原則として為替へッジを行いません。 						
信託報酬等	純資産総額に対して 150億円までの部分 年0.66%(税抜き0.60%) 150億円超500億円までの部分 年0.605%(税抜き0.55%) 500億円超の部分 年0.55%(税抜き0.50%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。						
信託財産留保額	ありません。						
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社						
投資顧問会社	プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシー						
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。						

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーが行 います。 アナリストがファンダメンタルズ、レラティブ・バリュー、 カタリストに着目した広範かつ徹底したリサーチに基づき、銘柄推奨 リサーチおよび銘柄推奨 ●日次で開催する地域ミーティング(米国、欧州、APAC)において、 銘柄の推奨根拠や投資アイデアについて議論 ・リード・ポートフォリオ・マネジャーが意思決定の主体となり、これま でのプロセスで深化した推奨銘柄や投資アイデアに基づき、銘柄 推奨銘柄に関する議論 選択を実施し、アクティブウェイトを決定 ・ポートフォリオ全体のリスクレベルをコントロールする観点から、 マクロ見通しに基づいてポジションを調整 ・ポートフォリオの大幅な変更の際にはグローバルREITインベストメ ント・カウンシル(GRIC)*が見解を提示し、投資判断へ堅牢性を付加 *グローバルREITインベストメント・カウンシル(GRIC)は、リード・ボート フォリオ・マネジャー、地域別ヘッド、運用チーム内のリスク・マネジメ ント担当者を含む運用チームのメンバーで構成 ポートフォリオの構築 ・リード・ポートフォリオ・マネジャーが、国やセクターのアクティブウェ イトやベータに加え、サイズ、グロースおよびレバレッジなどといった 様々なファクターについて、ポートフォリオのアクティブリスクを検証 モニタリング 。ボトムアップをベースとするボートフォリオのアロケーションが マクロ見通しと整合的であることを確認し、状況に応じて、ポート フォリオのポジションを講整 ※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)プリンシパル・リアルエステート・インペスターズ・エルエルシーの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

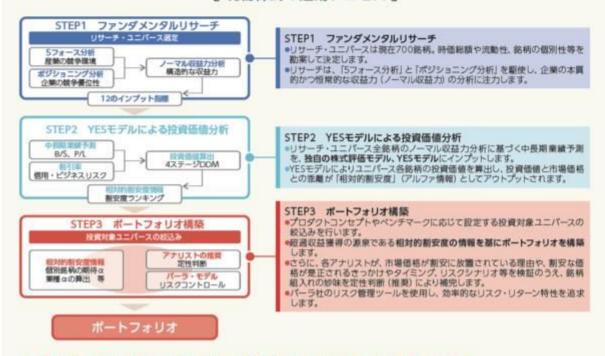
▶FWコモディティ

指定投資信託証券	パインプリッジ/FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	主としてパインブリッジ・コモディティマザーファンド受益証券を通じて、Bloomberg Commodity Index SM (以下「ブルームバーグ商品指数」) の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての債券に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.363%(税抜き0.33%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託 会社	パインブリッジ・インペストメンツ株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。
インデックスに つ い て	Bloomberg Commodity IndexsM(ブルームパーグ商品指数)は、商品市場全体の動きを示す代表的な指数です。 ※ブルームパーグ商品指数(Bloomberg Commodity IndexsM)および「ブルームパーグ (Bloomberg®)」は、ブルームパーグ・ファイナンス・エル・ピー (Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社(以下「ブルームパーグ」と総称します。)のサービスマークであり、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームパーグ商品指数(Bloomberg Commodity IndexsM)は、ブルームパーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー (UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームパーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームパーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の関係会社ではなく、ブルームパーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューしまたは推奨するものではありません。ブルームパーグおよびUBSのいずれも、ブルームパーグ商品指数(Bloomberg Commodity IndexsM)に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

▶FWヘッジファンド

指定投資信託証券	SOMPO/FOFs用日本株MN (適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	 SOMPO 日本株パリュー シングル・アルファ マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象に、株価指数先物取引を主要取引対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 マザーファンドの株式ポートフォリオにおいて株式市場全体に対する超週収益の獲得を狙う運用に、同額程度の株価指数先物の売り建てヘッジを組み合わせて、絶対収益の獲得を目指します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.407%(税抜き0.37%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	SOMPOアセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[現物株式の運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

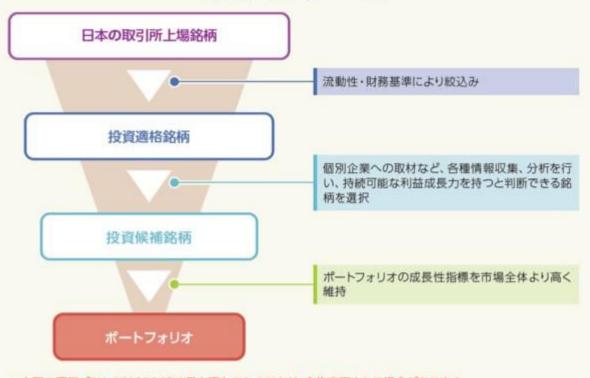
(出所)SOMPOアセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証	券 ノムラFOFs用・日本株IPストラ	テジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)							
形	惠 国内籍投資信託	国内籍投資信託							
運用の基本方	実質的に投資を行うとともに、 計 活用し信託財産の成長を目標に	アザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式に TOPIX (東証株価指数) を対象とした株価指数先物取引を に積極的な運用を行うことを基本とします。株価指数先物取 Iに投資する株式に対する株式市場全体の変動の影響を抑 物取引の売建てを行います。							
信託報酬		純資産総額に対して年0.4235%(税抜き0.385%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。							
信託財産留保	額 1万口につき基準価額の0.15%	5							
委 託 会	社 野村アセットマネジメント株式会	荣社							
購入の可	否 日本において一般投資者は購入	できません。							
1	のが国の上場株式	プロセス] 投資候補銘柄の選別 ・企業の収益力と当該企業が行う投資の関係に着							
		投資候補銘柄の選別 ・企業の収益力と当該企業が行う投資の関係に着							
	のが国の上場株式	投資候補銘柄の選別 ・企業の収益力と当該企業が行う投資の関係に着目した独自の評価尺度を用いて銘柄の魅力度評価を行い、投資候補銘柄を選別 組入銘柄・組入比率の決定 ・投資候補銘柄について、時価総額、流動性、財務							
	のが国の上場株式	投資候補銘柄の選別 ・企業の収益力と当該企業が行う投資の関係に着目した独自の評価尺度を用いて銘柄の魅力度評価を行い、投資候補銘柄を選別 組入銘柄・組入比率の決定 ・投資候補銘柄について、時価総額、流動性、財務リスク等を勘案して組入銘柄および組入比率を							

(出所)野村アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	SMDAM/FOFs用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)						
形態	国内籍投資信託						
運用の基本方針	 日本グロース株MNマザーファンド受益証券を通じて、日本の株式を主要投資対象としつつ、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、日本の株価指数先物取引の売建てを行うことで安定的な収益の獲得を目指します。 銘柄選定に関しては、ボトムアップ・アプローチによる定性分析とバリュエーション分析を重視し、組織連用による銘柄選定を行います。 						
信託報酬等	純資産総額に対して年0.385%(税抜き0.35%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。						
信託財産留保額	ありません。						
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社						
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。						

[現物株式の運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

運用の基本方針	本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。
信託報酬等	ありません。ただし、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

各指定投資信託証券の運用会社等の会社概要について

- ▶ ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース(適格機関投資家専用)
- ▶ ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)



野村アセットマネジメント 株式会社

- ■野村アセットマネジメント株式会社は、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。
- ■1997年10月に野村證券投資信託委託株式会社(1959年設立)と 野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併して発足した、日本を 代表する資産運用会社です。
- ■早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。
- ▶ティー・ロウ・プライス / FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド(適格機関投資家専用)
- ▶ ティー・ロウ・プライス / FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)



ティー・ロウ・プライス・ グループ

- □ティー・ロウ・プライス・グループ(本拠地:米国メリーランド州ボルティモア)は、1937年の創業以来、80年以上の運用の歴史を有する独立系大手資産運用会社であり、その持ち株会社は米国主要株式指数S&P500に採用されている上場企業です。徹底したリサーチによるファンダメンタル調査を重視し、豊富な商品ラインナップとグローバルな運用力を世界の投資家の皆様に提供しています。
- ■ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、ティー・ロウ・プライス・ グループの日本拠点です。

▶日興アセット/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)



日興アセットマネジメント 株式会社

- ■日興アセットマネジメント株式会社は、日本そしてアジアを代表する資産運用会社です。株式、債券、オルタナティブ、マルチアセットなど多様な資産クラスを対象とするアクティブ運用やETF (上場投資信託)を含むパッシブ運用など、革新的な投資ソリューションを提供しています。
- ■グローバルな視点を活かし、お客様のニーズにお応えする様々な商品の開発を推進するとともに、優れた運用パフォーマンスの実現を常に追求しています。

▶SBI / FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)



SBIアセットマネジメント 株式会社 ■SBIアセットマネジメント株式会社は、1986年8月設立のSBIグループの資産運用会社です。フィンテックの先駆者であるSBIグループの一員として、お客様の資産形成に資するよう、グループのノウハウを結集し、お客様の資産形成に役立つ商品の開発・提供を行ってまいります。また、商品や商品の運用にかかわる情報については、タイムリーでかつ分かりやすい開示に努めます。

▶アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)

▶ Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・エクイティ・フォーカス



アムンディ

- ■欧州を代表する資産運用会社であるアムンディは、35ヵ国を超える国と地域で、1億を超える個人投資家、機関投資家および事業法人のお客さまに、伝統的資産や実物資産のアクティブおよびパッシブ運用による幅広い種類の資産運用ソリューションを提供しています。
- ■世界6つの運用拠点、財務・非財務のリサーチ能力および責任投資への長年の取り組みにより、アムンディは資産運用業界の中心的存在です。
- □クレディ・アグリコル・グループ傘下で、ユーロネクスト・パリ市場に上場するアムンディは、現在、約370兆円*の資産を運用しています。
 - *2024年6月末時点

▶MFS / FOFs用ブレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)



MFSインベストメント・ マネジメント株式会社 ■MFSインベストメント・マネジメント株式会社は、マサチューセッツ・ ファイナンシャル・サービセズ・カンパニーの日本法人で、主に年金 等の資産を運用しています。

[投資顧問会社] マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニー (以下「MFS」)

■投資対象とする投資信託の実質的な運用会社であるMFSは、 1924年に米国最初の投資信託を設定した、長い歴史を持つ運 用会社です。

▶ブラックロック / FOFs用米国債F(適格機関投資家限定)



ブラックロック

□ブラックロックは、世界最大級の独立系資産運用グループであり、 ブラックロック・ジャパンはその日本法人です。グループの持ち株会 社である「ブラックロック・インク」はニューヨーク証券取引所に上場 されています。当グループは、世界各国の機関投資家および個人投 資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナ ティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。

▶ドイチェ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)



ドイチェ・アセット・ マネジメント株式会社 ■ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社は、DWSグループの日本における拠点であり、投資信託ビジネス・機関投資家向け運用ソリューションの提供における長年の経験、ノウハウおよび実績を有します。グローバルな運用体制と独自の洞察力を駆使した質の高いサービスをご提供するとともに、日本市場の資産運用ニーズに的確にお応えすることを目指します。

[投資顧問会社] DWSインターナショナルGmbH

■DWSインターナショナルGmbHはDWSグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

▶ FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)



ゴールドマン・サックス

■ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しています。

▶パインブリッジ / FOFs用コモディティF (適格機関投資家限定)



パインブリッジ・ インベストメンツ株式会社

- ■パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。
- ■「PineBridge Investments」は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

▶SOMPO/FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定)



SOMPO アセットマネジメント 株式会社

- ■SOMPOアセットマネジメント株式会社は、1986年に設立された資産運用会社です。
- ■SOMPOホールディングス(100%)を株主としたグループの資産 運用の中核会社として、また、「資産をお預けいただいたお客さま にベンチマーク以上の運用成果をもたらし、中長期の資産形成に 貢献すること」を存在意義とするアクティブ・バリュー・マネージャー として、常に運用成績の向上に取り組んでおります。
- ▶SMDAM / FOFs用日本バリュー株F(適格機関投資家限定)
- ▶三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)
- ▶SMDAM/FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定)
- ▶大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)
- ▶SMDAM / FOFs用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)



三井住友DS アセットマネジメント 株式会社

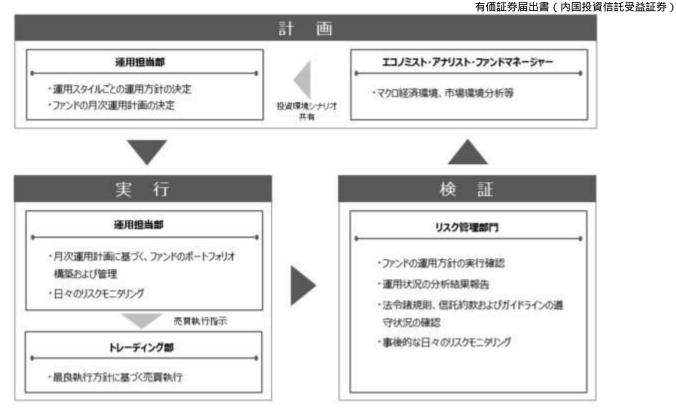
- ■三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三 井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式 会社が合併して誕生した会社です。
- ■国内外の年金や金融機関などの機関投資家から個人投資家に至るまで、多様なお客さまニーズに対して、業界トップレベルの運用 調査体制とグローバルなネットワークを活用した質の高い資産運用サービスを提供いたします。
- ▶大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関 投資家限定)

投資顧問会社]プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシー

- □プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーは、米国アイオワ州で設立されたプリンシパル・ファイナンシャル・グループ傘下の不動産運用に特化した運用会社です。
- ■プリンシパル・ファイナンシャル・グループは約60年*にわたる不動産投資の実績を有しており、公募不動産エクイティ(REIT)のほか、私募不動産エクイティ、私募不動産デット、公募不動産デットの4つの不動産運用サービスを提供しています。
 - *経験年数にはプリンシパル・ライフ・インシュランス・カンパニーにて不動産運用 を開始した時点から現在までの期間を含みます。

(3)【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約40名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、 信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4)【分配方針】

毎決算時(毎年9月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ.分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の 範囲内とします。
- 口.収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配 対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。 (基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

(5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

<FW日本バリュー株、FW日本グロース株、FW日本中小型株、FW日本債>

イ.主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (八)外貨建資産への直接投資は行いません。

口.信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

八.公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入 れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

二.資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (八)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ. 受託会社による資金の立替

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (八)上記(イ)および(口)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によ

りそのつど別にこれを定めます。

<FW米国株、FW欧州株、FW新興国株、FW米国債、FW欧州債、FW新興国債、FWG-REIT、F Wコモディティ、FWヘッジファンド>

イ.主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (八)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

口.信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

八、公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入 れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

二、特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる 場合には制約されることがあります。

ホ.外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国 為替の売買の予約を指図することができます。

へ.資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (八)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ト. 受託会社による資金の立替

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受 託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (八)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< F WJ-REIT>

イ.主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (口)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (八)外貨建資産への直接投資は行いません。

口.公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入 れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

八.信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券(わが国の不動産投資信託証券(わが国の証券取引所 に上場(これに準じるものを含みます。)している不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。)を除きます。本項において同じ。)への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じです。

(ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

二.資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (八)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ.受託会社による資金の立替

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受 託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (八)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8 号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8 号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。 各ファンドの主要なリスクは以下です。内容につきましては、後掲をご覧ください。

ファンド名	価額変動 リスク	流動性リスク	株式投資のリスク	債券投資 のリスク	外国証券 投資の リスク	不動産 投資信託 (REIT) 固有の リスク	商品市況 の価額 変動に 伴うリスク	マーケット ・ニュート ラル戦略 固有の リスク	デリバ ティブ取引 のリスク	その他の リスク
FW日本パリュー株	•	•	•							•
FW日本グロース株	•	•	•		嶽					•
FW日本中小型株	•	•	•		嶽					•
FW米国株	•	•	•		•					•
FW欧州株	•	•	•		•					•
FW新興国株	•	•	•		•					•
FW日本債	•	•		•						•
FW米国債	•	•		•	•					•
FW欧州價	•	•		•	•					•
FW新興國債	•	•		•	•					•
FWJ-REIT	•	•				•				•
FWG-REIT	•	•			•	•				•
FWコモディティ	•	•			•		•			•
	•	•	•		•			•	•	•

※FW日本グロース株およびFW日本中小型株につきましては、投資信託証券への投資を通じて外資建資産に投資する場合には、外国証券投資のリスクも生じます。

(1)価格変動リスク

SMBCファンドラップ・シリーズの各ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式、債券、REIT、コモディティ等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2)流動性リスク

SMBCファンドラップ・シリーズの各ファンドの実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(3)株式投資のリスク

< 株価変動に伴うリスク >

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

<信用リスク>

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)債券投資のリスク

< 金利変動に伴うリスク >

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

<信用リスク>

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5)外国証券投資のリスク

<為替リスク>

SMBCファンドラップ・シリーズで実質的に外貨建資産へ投資を行うファンドは、為替変動のリスクが生じます。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<新興国への投資のリスク>

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、新興国の発行体が発行する債券では、先進国の発行体が発行する債券に比べて、デフォルトが起きる可能性が相対的に高いと考えられます。デフォルトが起きると債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6)不動産投資信託(REIT)固有のリスク

<価格変動リスク>

不動産投資信託の価格は、以下のような要因により変動します。

- ・保有不動産等の評価額の変動
- ・組入資産(不動産)の入替え等による変動
- ・当該不動産投資信託が借入れを行っている場合の金利支払い等の負担の増減
- ・建築規制や税制などの変更に伴う市況の変化
- ・人災、自然災害等の偶発的な出来事による不動産の劣化や滅失、毀損

上記などにより、不動産価格が下落した場合、不動産投資信託の価格も下がり、ファンドの基準 価額も下落するおそれがあります。

<分配金の変動 >

不動産投資信託の分配金の原資は、不動産等から得られる賃貸収入が主なものです。賃貸収入は、賃貸料の下落や空室の発生等により減少する可能性があり、この場合、分配金はこれらの影響を受ける可能性があります。投資対象となる不動産の管理や修繕等にかかる費用が増えると、分配金に影響を及ぼします。

<信用リスク、その他>

不動産投資信託の信用状態が悪化した結果、債務超過や支払不能となった場合、大きな損失が生じるおそれがあります。また、取引所の上場廃止基準に抵触した場合、当該不動産投資信託の上場が廃止される可能性があります。

(7)商品市況の価額変動に伴うリスク

商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、 貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。 このため、商品の動向を表わす各種商品指数も、商品市況の変動の影響を受けます。さらに、指 数を対象にした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や 介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。

SMBCファンドラップ・シリーズで実質的にコモディティへ投資を行うファンドは、商品指数に連動した債券等に投資しますので、これらの影響を受けます。商品市況が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(8)マーケット・ニュートラル戦略固有のリスク

マーケット・ニュートラル戦略とは、株式市場等の全体の動きに依存して変動する要素(マーケット・リスク)を、当該市場を対象とした株価指数先物を売建てることなどにより、株式等のポートフォリオから可能な限り排除することを目指した戦略です。したがって、組入れている現物株式の株価が上昇しても、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、現物株式と株価指数先物との連動率が低い場合などは、ヘッジの効果が十分に上がらない可能性もあります。

(9)デリバティブ取引のリスク

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的や効率的な運用に資する目的等で、先物取引やオプション取引などのデリバティブ(金融派生商品)を活用することがあります。デリバティブ取引は、以下のような様々なリスクを伴います。このようなリスクを被った場合、ファンドの基準価額が大きく下落するおそれがあります。

<信用リスク>

デリバティブ取引の相手方(カウンターパーティ)が、倒産などによって、当初契約したとおりの取引を実行できなくなった場合、損失を被る可能性があります。

<価格変動リスク>

証拠金を積んだ取引に伴い、レバレッジを効かせた結果、原資産の価格変動よりも、デリバティブの価格変動の方が大きくなる可能性があります。

<流動性リスク>

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

デリバティブ取引を決済する際に、流動性が欠けると、本来の理論価格よりも不利な価格でしか反対売買ができなかったり、反対売買自体ができない可能性があります。

<システミック・リスク>

市場の一部で決済不履行などが起こった際に、それが連鎖的に市場参加者あるいは他の市場に波及する場合があります。

<決済リスク>

海外市場を通じた取引の場合、海外のカウンターパーティとの間で、時差の問題等で資金決済が滞る可能性があります。

(10)その他のリスク

SMBCファンドラップ・シリーズが投資対象とする国内籍の指定投資信託証券が投資対象とするマザーファンドで、当該マザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、当該マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、SMBCファンドラップ・シリーズが投資対象とする外国籍の指定投資信託証券や、当該 投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動があり、当該投 資信託証券において売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があ ります。

< その他の留意点 >

1 特化型運用に関する留意点

FWJ-REITは特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

2 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払 戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値 上がりが小さかった場合も同様です。

3 繰上償還について

SMBCファンドラップ・シリーズの各ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

4 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(E08957)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性 等があります。

5 クーリング・オフについて 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

6 法令・税制・会計等の変更可能性について 法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング やストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、 当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用 会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動 性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

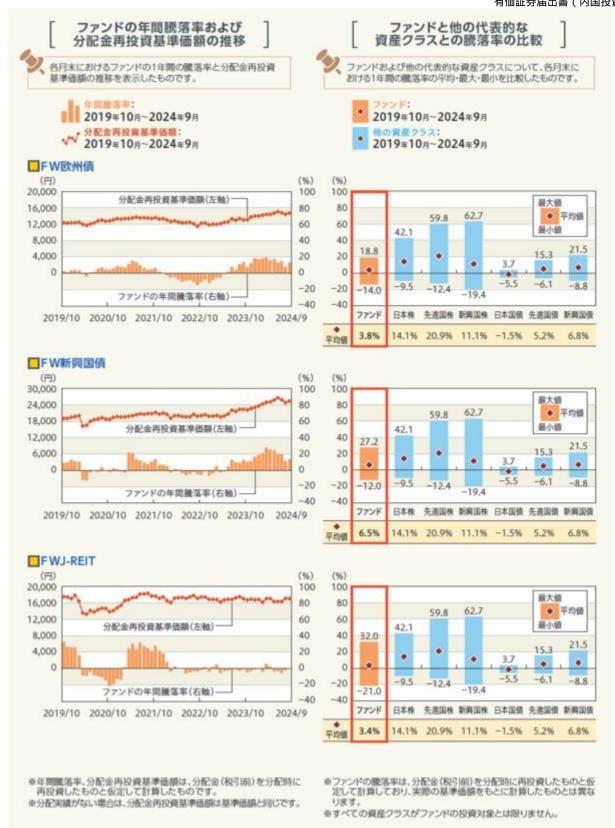
コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

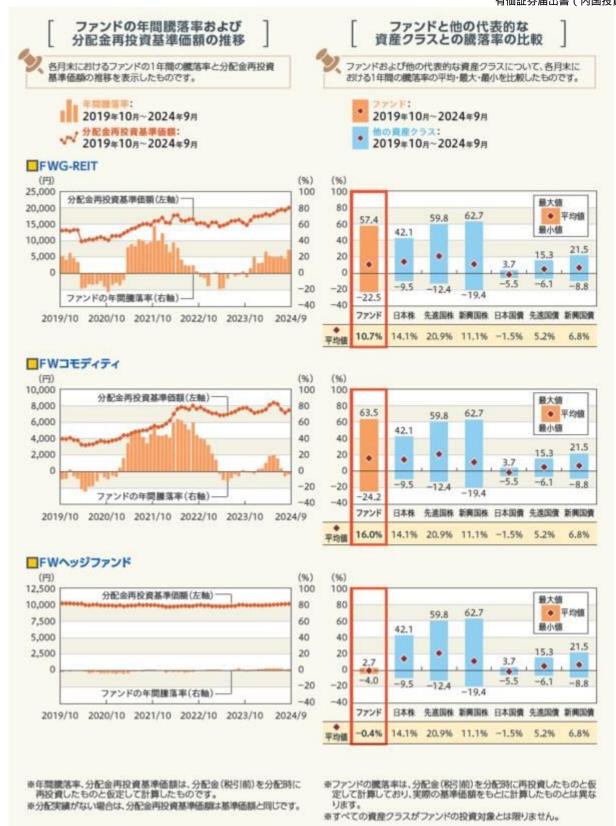
(参考情報) 投資リスクの定量的比較 ファンドの年間騰落率および ファンドと他の代表的な 分配金再投資基準価額の推移 資産クラスとの騰落率の比較 各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資 ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末に 基準価額の推移を表示したものです。 おける1年間の臓落率の平均・最大・最小を比較したものです。 2019年10月~2024年9月 2019年10月~2024年9月 分配会再投資基準価額: 他の資産クラス: 2019年10月~2024年9月 2019年10月~2024年9月 ■FW日本バリュー株 (円) (%) (%) 40,000 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 最大值 32,000 80 80 平均值 62.7 59.8 24,000 60 60 52.9 42.1 40 40 16,000 21.5 15.3 8,000 20 20 ۰ ۰ 0 ۰ 0 -9.5 -5.5-6.1-8.8 -20-2012.4 ファンドの年間騰落率(右軸) -40 40 ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 2019/10 2020/10 2021/10 2022/10 2023/10 2024/9 18 6% 14.1% 20.9% 11.1% -1.5% 5.2% 6.8% 平均值 ■FW日本グロース株 (%) (%) 20,000 100 100 分配金面投資基準価額(左軸) 16,000 80 80 平均值 62.7 59.8 12,000 60 60 49.3 最小值 42.1 8,000 40 40 21.5 15.3 4,000 20 20 ٠ ۰ ۰ 0 0 -9.5 -5.5 -6.1-8.8 -20 -2012.4 15.4 ファンドの年間騰落率(右軸) -40-40 ファンド 日本株 先進国株 新韓国株 日本国債 先進国債 新韓国債 2019/10 2020/10 2021/10 2022/10 2023/10 2024/9 9.0% 14.1% 20.9% 11.1% -1.5% 5.2% 平均值 奈ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異な 毎年問騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に 再投資したものと仮定して計算したものです。 ※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

至すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資 ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末に おける1年間の艤落率の平均・最大・最小を比較したものです。 基準価額の推移を表示したものです。 2019年10月~2024年9月 2019年10月~2024年9月 分配金再投資基準価額: 2019年10月~2024年9月 他の資産クラス: 2019年10月~2024年9月 FW日本中小型株 (%) 35,000 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 最大值 28,000 80 80 平均值 61.2 59.8 62.7 60 21,000 60 最小領 42.1 14,000 40 21.5 7,000 20 20 3.7 • 0 0 0 8.8 -20 -20 -12.9-9.5ファンドの年間騰落率(右軸) 40 40 ファンド 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 2019/10 2020/10 2021/10 2022/10 2023/10 2024/9 11.5% 14.1% 20.9% 11.1% -1.5% 5.2% 6.8% 平均值 ■FW米国株 (%) (%) 80,000 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 64,000 80 80 62.7 平均值 61.8 59.8 48,000 60 60 是小領 42.1 32,000 40 40 21.5 16,000 20 20 ۰ ۰ ۰ 0 0 0 -5.5-6.1-20-2012.4 -155 ファンドの年間騰落率(右軸) -40-40 ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 2019/10 2020/10 2021/10 2022/10 2023/10 2024/9 20.0% 14.1% 20.9% 11.1% -1.5% 5.2% 6.8% 平均值 ■FW欧州株 (%) (96)25,000 100 100 分配会再投資基準価額(左軸) 最大值 20,000 80 80 平均值 62.7 59.8 60 15,000 60 51.4 42.1 10,000 40 40 21.5 15.3 5,000 20 20 3.7 • ۰ 0 0 0 6.1 8.8 -9.5-20-2012.4 -16.9ファンドの年間騰落率(右軸) -40 40 ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 2019/10 2020/10 2021/10 2022/10 2023/10 2024/9 12.9% 14.1% 20.9% 11.1% -1.5% 5.2% 6.8% 平均值 幸ファンドの機 答率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮 定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異な ※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に 再投資したものと仮定して計算したものです。 並分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。 1月末寸。 幸すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 分配金再投資基準価額の推移 各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資 ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末に おける1年間の観答率の平均・最大・最小を比較したものです。 基準価額の推移を表示したものです。 2019年10月~2024年9月 2019年10月~2024年9月 → 分配金再投資基準価額: 2019年10月~2024年9月 他の資産クラス 2019年10月~2024年9月 ■FW新興国株 (円) (%) 25,000 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 最大镇 20,000 80 80 66.5 平均值 62.7 59.8 15,000 60 60 最小額 42.1 10,000 40 40 21.5 5,000 20 153 20 3.7 ۰ ۰ 0 0 0 -5.5-6.1-8.8 -9.5 -20-20 12.4 -16.9ファンドの年間騰落率(右軸) -40 -40 ファンド 日本株 先進周株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 2019/10 2020/10 2021/10 2022/10 2023/10 2024/9 10.3% 14.1% 20.9% 11.1% -1.5% 5.2% 6.8% 平均值 ■FW日本債 (%) (%) 15,000 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 12,000 80 80 ◆ 平均值 59.8 9,000 60 60 最小額 42.1 6.000 40 40 21.5 15.3 3,000 20 20 ٠ 2.5 ۰ . 0 0 -5.5 -5.5-6.1-20 -0.5 -88 -20ファンドの年間騰落率(右軸) -40 -40先進国株 新韓国株 日本国債 先進国債 新韓国債 ファンド 日本株 2019/10 2020/10 2021/10 2022/10 2023/10 2024/9 14.1% 20.9% 11.1% -1.5% 5.2% 1.4% 平均值 FW米国債 (96) (%) (円) 20,000 100 100 分配金再投資基準価額(左軸) 最大領 16,000 80 80 平均值 59.8 12,000 60 60 42.1 40 8,000 40 21.5 20 20 15.3 4,000 3.7 ۰ ۰ 0 0 0 -1.86.1 -9.5 -88 -20 -2012.4 ファンドの年間騰落率(右軸) -40-40ファンド 失滤回検 新韓国株 日本国债 先進国债 新韓国债 日本機 2019/10 2020/10 2021/10 2022/10 2023/10 2024/9 6.3% 14.1% 20.9% 11.1% -1.5% 5.2% ※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異な ※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に 再投資したものと仮定して計算したものです。 奉分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。 幸すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。





各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX製研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイパーシファイド(円ペース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースとしています。
- ※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】 ありません。

(2)【換金(解約)手数料】 解約手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

FW日本債の信託報酬率は、前月最終営業日の新発10年国債利回り(日本相互証券株式会社発表終値。以下「新発10年国債利回り」といいます。)に応じた率とし、毎月の第1営業日の計上分より適用します。

<信託報酬率およびその配分、実質的な負担>

実質的な負担は、2024年12月20日現在の各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)に基づき記載しています。指定投資信託証券、もしくはその運用管理費用(信託報酬)が変更となった場合には、実質的な負担も変更となる場合があります。

					.H	恤証券庙出書(內国投資
ファンド名	信託報酬率	配分(税抜き)		投資対象とする	実質的な負担	
	lada a control la	委託会社	販売会社	受託会社	投資信託	
FW日本 パリュー株	年0.231% (税抜き0.21%)*1	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.495% 程度	<u>最大</u> 年0.726% (税抜き0.66%) 程度
FW日本 グロース株	年0.231% (税抜き0.21%)*1	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.5885% 程度	<u>年0.8195%</u> (税抜き0.745%) 程度
F W日本 中小型株	年0.231% (税抜き0.21%)*1	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.649% 程度	<u>最大</u> 年0.88% (税抜き0.8%) 程度
FW米国株	年0.231% (税抜き0.21%)*1	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.638% 程度	最大 年0.869% (税抜き0.79%) 程度
FW欧州株	年0.231% (税抜き0.21%)*1	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.385% 程度	年0.616% (税抜き0.56%) 程度
FW新興国株	年0.231% (税抜き0.21%)*1	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.50% 程度	年0.731% (税抜き0.71%) 程度

					有	価証券届出書(内国投資
ファンド名	信託報酬率	配分(税抜き) 投資対象 とする 身			実質的な負担	
- SX 02 / UT	1000 0 1000 100 0	委託会社	販売会社	受託会社	投資信託	South Colored
	新発10年国債利	回りが1%ラ	未満			年0.3355%
	年0.154% (税抜き0.14%)*2	年0.08%	年0.03%	年0.03%	年0.1815%	(税抜き0.305%) 程度
FW日本債	新発10年国債利	回りが1%」	以上		程度	~ A12F0/
	年0.231% (税抜き0.21%)*2	年0.15%	年0.03%	年0.03%	2000	年0.4125% (税抜き0.375%) 程度
FW米国債	<u>年0.231%</u> (税抜き0.21%)*1	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.319% 程度	年0.55% (税抜き0.5%) 程度
FW欧州債	<u>年0.231%</u> (税抜き0.21%)*¹	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.418% 程度	年0.649% (税抜き0.59%) 程度
FW新興国債	年0.231% (税抜き0.21%)*1	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.616% 程度	年0.847% (税抜き0.77%) 程度
F WJ-REIT	年0.231% (税抜き0.21%)*1	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.319% 程度	年0.55% (税抜き0.5%) 程度
F WG-REIT	年0.231% (税抜き0.21%)*1	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.66% 程度	<u>最大</u> 年0.891% (税抜き0.81%) 程度
FW コモディティ	年0.231% (税抜き0.21%)*1	年0.15%	年0.03%	年0.03%	年0.363% 程度	年0.594% (税抜き0.54%) 程度
FWヘッジ ファンド	年0.231% (税抜き0.21%)*¹	年0.15%	年0.03%	年0.03%	最大 年0.4235% 程度	<u>最大</u> 年0.6545% (税抜き0.595%) 程度

*1 2023年12月22日付で、信託報酬率を年0.308%(税抜き0.28%)から当該料率に変更しました。*2 2023年12月22日付で、信託報酬率を年0.253%(税抜き0.23%)(新発10年国債利回りが0.5% 未満の場合)および年0.308%(税抜き0.28%)(新発10年国債利回りが0.5%以上の場合)から 当該料率に変更しました。

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。

また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)等の詳細については、前掲の〔参考情報:投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

支払先	役務の内容				
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の				
安託云社	算出、法定書面等の作成等の対価				
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後				
	の情報提供等の対価				
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価				

運用管理費用 (信託報酬) の概要

投資対象	SMBCファンドラップ・シ 委託会社:三井住友DSアセット ファンド名	リーズ マネジメント 	+
	SMBCファンドラップ・日本パリュー株	年0.231%	
国内株式	SMBCファンドラップ・日本グロース株	年0.231%	+
	SMBCファンドラップ・日本中小型株	年0.231%	
外国株式	SMBCファンドラップ・米国株	年0.231%	+
	SMBCファンドラップ・欧州株	年0.231%	
	SMBCファンドラップ・新興国株	年0.231%	
国内債券	SMBCファンドラップ・日本債	年0.154% ~ 年0.231%	+
	SMBCファンドラップ・米国債	年0.231%	
外国債券	SMBCファンドラップ・欧州債	年0.231%	+
	SMBCファンドラップ・新興国債	年0.231%	
REIT	SMBCファンドラップ・J-REIT	年0.231%	
KEII	SMBCファンドラップ・G-REIT	年0.231%	
コモディティ	SMBCファンドラップ・コモディティ	年0.231%	+
ヘッジファンド	SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	年0.231%	+

投資対象と	する指定投資信託証券			1000 1000
ファンド名*	委託会社(運用会社) (実質的な運用主体)		=	実質的な負担
SMDAM/FOFs用日本パリュー株F	三井住友DSアセットマネ ジメント	級大 年0.495%程度		最大 年0.726% (税抜き0.66%) 程度
ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース	野村アセットマネジメント	年0.5885%程度	=	年0.8195% (税扱き0.745%) 程度
日興アセット/FOF s 用日本中小型株F	日興アセットマネジメント	年0.649%程度		最大 年0.88%
SBI/FOFs用日本中小型株F	SBIアセットマネジメント	年0.594%程度		(税款地0.8%) 程度
ティー・ロウ・プライス/FOF s 用 米国 大型パリュー株式ファンド	ティー・ロウ・プライス・ ジャパン	年0.638%程度		
ティー・ロウ・プライス/FOF s 用 米国 ブルーチップ株式ファンド	ティー・ロウ・プライス・ ジャパン	年0.638%程度		最大 年0.869% (税抜き0.79%) 程度
アムンディ・米国大型株コア 戦略ファンド	アムンディ・ジャパン	年0.528%程度	=	
MFS/FOFs用プレンド・リサーチ欧州 株ファンド	MFSインベストメント・ マネジメント	年0.385%程度		年0.616% (税抜き0.56%) 程道
Amundiファンズ・エマージング・マー ケッツ・エクイティ・フォーカス	アムンディ・アセットマネ ジメント	年0.50%程度		年0.731% (税抜き0.71%) 程部
三井住友/FOF s 用日本債F	三井住友DSアセットマネ ジメント	年0.1815%程度	=	年0.3355% (税抜き0.305%) 程 年0.4125% (税抜き0.375%) 程
ブラックロック/FOF s 用米国債F	ブラックロック・ジャパン	年0.319%程度		年0.55% (税抜き0.5%) 程度
ドイチェ/FOF 5 用欧州債F	ドイチェ・アセット・マネ ジメント	年0.418%程度	=	年0.649% (税抜き0.59%) 程息
FOF s 用新興閩價F	ゴールドマン・サックス・ アセット・マネジメント	年0.616%程度		年0.847% (税抜き0.77%) 程度
SMDAM/FOFs用 J - R E I T	三井住友DSアセットマネ ジメント	年0.319%程度		年0.55% (税扱き0.5%) 程度
大和住銀/プリンシパルFOF s 用 外国リートF	三井住友DSアセットマネ ジメント	億大 年0.66%程度	=	最大 年0.891% (税抜き0.81%) 程度
パインブリッジ/FOF s 用コモディティF	パインブリッジ・インベス トメンツ	年0.363%程度	=	年0.594% (税抜き0.54%) 程度
SOMPO/FOF s 用日本株MN	SOMPOアセットマネジメント	年0.407%程度		
ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ ベータヘッジ戦略ファンド	野村アセットマネジメント	年0.4235%程度	=	最大 年0.6545% (税抜き0.595%) 程
SMD AM / FOF s 用日本グロース株MN	三井住友DSアセットマネジメント	年0.385%程度		

(4)【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、原則として、計算 期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託 財産中から支弁するものとします。

*ファンド名の一部を省略して記載している場合があります。

- 口 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁するものとします。

上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々の取引内容等により 金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時

点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

上記(1)~(4)にかかる手数料等および他の投資信託(ファンド)の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ)追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申 込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあた ります。
- (ロ)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファ ンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われま す。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受 取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本 の算出が行われることがあります。
- (八)受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参 照。)
- ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者に ついては、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

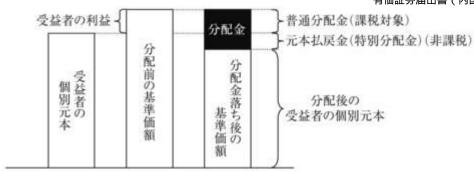
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記 、 の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を 示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ)個人の受益者に対する課税

. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(口)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。 上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2024年9月末現在の情報をもとに作成 しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2023年9月26日~2024年9月25日)における当ファンドの総経費率 (年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
FW日本バリュー株	0.72%	0.23%	0.49%
FW日本グロース株	0.81%	0.23%	0.58%
FW日本中小型株	0.85%	0.23%	0.62%
FW米国株	0.86%	0.23%	0.63%
FW欧州株	0.66%	0.23%	0.43%
FW新興国株	0.99%	0.23%	0.76%
FW日本債	0.33%	0.15%	0.18%
FW米国債	0.56%	0.23%	0.33%
FW欧州債	0.68%	0.23%	0.45%
FW新興国債	0.85%	0.23%	0.62%
FWJ-REIT	0.55%	0.23%	0.32%
FWG-REIT	0.88%	0.23%	0.65%
FWコモディティ	0.60%	0.23%	0.37%
FWヘッジファンド	0.63%	0.23%	0.40%

- ※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドが外国投資信託の場合は、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。
- ※FWコモディティは連動債券への投資を通じて、ブルームバーグ商品指数を対象とした世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を享受しますが、連動債券に関する債券管理費用は含まれていません。
- ※投資先ファンドが上場投資信託 (ETF) および上場不動産投資信託 (REIT) に投資している場合、当該ETFおよび REITの管理費用等は含まれていません。
- ※各ファンドは、2023年12月22日付で信託報酬率を変更しており、当該変更前の期間を含んでいますが、当該変更後の総経費率を記載しています。
- ※FW新興国株は、2024年12月20日付で「GIM/FOFs用新興国株F(適格機関投資家限定)」を指定投資信託証券から削除しておりますが、当該変更前の指定投資信託証券の情報に基づいて計算した総経費率を記載しています。
- ※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。 運用報告書は、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/)から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

2024年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率	
貝性の性類		(円)	(%)	
投資信託受益証券	日本	217,694,911,759	98.43	
親投資信託受益証券	日本	999,015	0.00	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,472,003,781	1.57	
合計 (純資産総額)		221,167,914,555	100.00	

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

SMBCファンドラップ・日本グロース株

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率
貝性の性料	国 / 迟琐	(円)	(%)
投資信託受益証券	日本	88,540,607,399	98.45
親投資信託受益証券	日本	170,110,529	0.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,222,869,779	1.36
合計 (純資産総額)		89,933,587,707	100.00

SMBCファンドラップ・日本中小型株

2024年9月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率
貝性の作用	国/地域	(円)	(%)
投資信託受益証券	日本	41,561,695,536	98.73
親投資信託受益証券	日本	27,435,274	0.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	507,213,273	1.20
合計 (純資産総額)		42,096,344,083	100.00

SMBCファンドラップ・米国株

2024年9月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率
貝性の作業	国 / 迟琐	(円)	(%)
投資信託受益証券	日本	187,979,385,984	98.57
親投資信託受益証券	日本	999,311	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,726,989,598	1.43
合計 (純資産総額)		190,707,374,893	100.00

SMBCファンドラップ・欧州株

2024年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	四/地場	(円)	(%)
投資信託受益証券	日本	63,625,844,880	98.20
親投資信託受益証券	日本	91,064,208	0.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,072,699,738	1.66
合計 (純資産総額)		64,789,608,826	100.00

SMBCファンドラップ・新興国株

			, , , , , , , , , , , , , ,	
 資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率	
貝座の俚類	国 / 地場	(円) (%)		
投資信託受益証券	日本	8,821,483,220	18.06	
投資証券	ルクセンブルグ	34,181,876,620	70.00	
親投資信託受益証券	日本	62,027,699	0.13	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	5,768,483,625	11.81	

合計 (純資産総額)	48,833,871,164	100.00
------------	----------------	--------

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	5,119,477,892	10.48

SMBCファンドラップ・日本債

2024年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 投資比		
貝性の作用	国 / 地域	(円)	(%)	
投資信託受益証券	日本	362,612,251,373	98.30	
親投資信託受益証券	日本	979,364,444	0.27	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	5,293,656,257	1.43	
合計(純資産総額)		368,885,272,074	100.00	

SMBCファンドラップ・米国債

2024年9月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 投資比率		
真性の 性 類	国 / 地塊	(円)	(%)	
投資信託受益証券	日本	126,431,148,839	98.59	
親投資信託受益証券	日本	138,927,685	0.11	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,667,771,279	1.30	
合計 (純資産総額)		128,237,847,803	100.00	

SMBCファンドラップ・欧州債

2024年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率
貝座の作業	四/地址	(円)	(%)
投資信託受益証券	日本	48,085,725,239	98.36
親投資信託受益証券	日本	69,366,370	0.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	730,403,372	1.50
合計(純資産総額)		48,885,494,981	100.00

SMBCファンドラップ・新興国債

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率	
	四/地址	(円) (%)		
投資信託受益証券	日本	35,348,044,897	98.28	
親投資信託受益証券	日本	55,782,394	0.16	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	563,967,795	1.56	
合計 (純資産総額)		35,967,795,086	100.00	

SMBCファンドラップ・J-REIT

2024年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率
貝性の作用	国 / 迟现	(円)	(%)
投資信託受益証券	日本	26,695,951,958	98.37
親投資信託受益証券	日本	999,015	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	442,128,443	1.63
合計(純資産総額)		27,139,079,416	100.00

SMBCファンドラップ・G-REIT

2024年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率
	国 / 迟琐	(円)	(%)
投資信託受益証券	日本	57,165,421,577	98.43
親投資信託受益証券	日本	94,413,435	0.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	818,378,056	1.41
合計(純資産総額)		58,078,213,068	100.00

SMBCファンドラップ・コモディティ

2024年9月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 投資比		
貝性の作用	国/地域	(円)	(%)	
投資信託受益証券	日本	13,917,710,667	98.22	
親投資信託受益証券	日本	31,345,288	0.22	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	221,523,142	1.56	
合計 (純資産総額)	14,170,579,097	100.00		

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

2024年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 投資比率		
貝性の性状		(円)	(%)	
投資信託受益証券	日本	144,144,054,047	98.41	
親投資信託受益証券	日本	315,885,142	0.22	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,006,386,862	1.37	
合計 (純資産総額)		146,466,326,051	100.00	

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

イ 主要投資銘柄

2024年9月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信 託受益 証券	SMDAM/F OFS用日本バ リュー株F(適 格機関投資家限 定)		2.3085	210,174,789,645	2.3911	217,694,911,759	98.43
日本	信託受	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	984,252	1.0150	999,015	1.0150	999,015	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.43
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.43

SMBCファンドラップ・日本グロース株

イ 主要投資銘柄

2024年9月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信	ノムラFOF s	53,209,499,639	1.5968	84,963,947,310	1.6640	88,540,607,399	98.45
	託受益	用・ジャパン・						
	証券	アクティブ・グ						
		ロース(適格機						
		関投資家専用)						
日本	親投資	キャッシュ・マ	167,596,581	1.0150	170,110,529	1.0150	170,110,529	0.19
	信託受	ネジメント・マ						
	益証券	ザーファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.45
親投資信託受益証券	0.19
合 計	98.64

SMBCファンドラップ・日本中小型株

イ 主要投資銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信 託受益 証券	日興アセット/ FOFS用日本 中小型株F(適 格機関投資家限 定)	16,053,424,317	1.4624	23,475,927,046	1.5106	24,250,302,773	57.61
日本	投資信 託受益 証券	SBI/FOF s用日本中小型 株F(適格機関 投資家限定)	15,393,377,880	1.0936	16,834,904,641	1.1246	17,311,392,763	41.12
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	27,029,827	1.0150	27,435,274	1.0150	27,435,274	0.07

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.73
親投資信託受益証券	0.07
合 計	98.80

SMBCファンドラップ・米国株

イ 主要投資銘柄

							2024年9月	00 1 20 11
国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・ プライス / F O F s 用 米国ブ ルーチップ株式 ファンド (適格 機関投資家専 用)	38,211,364,527	1.9561	74,746,856,265	1.9891	76,006,225,180	39.85
日本	投資信 託受益 証券	アムンディ・米 国大型株コア戦 略ファンド(適 格機関投資家専 用)	32,906,777,403	1.6557	54,482,403,947	1.7025	56,023,788,528	29.38
日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・ プライス / F O F s 用 米国大 型バリュー株式 ファンド (適格 機関投資家専 用)	28,084,214,575	1.9677	55,261,607,970	1.9922	55,949,372,276	29.34

日本	親投資	キャッシュ・マ	984,543	1.0150	999,311	1.0150	999,311	0.00
	信託受	ネジメント・マ						
	益証券	ザーファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.57
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.57

SMBCファンドラップ・欧州株

イ 主要投資銘柄

2024年9月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
	投資信 託受益 証券	M F S / F O F s 用ブレンド・ リサーチ欧州株 ファンド (適格 機関投資家専 用)	45,866,381,834	1.3430	61,597,000,987	1.3872	63,625,844,880	98.20
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	89,718,432	1.0150	91,064,208	1.0150	91,064,208	0.14

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.20
親投資信託受益証券	0.14
合 計	98.34

SMBCファンドラップ・新興国株

イ 主要投資銘柄

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセン	投資証	Amundi Funds	203,061	163,369.69	33,174,040,266	168,332.91	34,181,876,620	70.00
ブルグ	券	Emerging						
		Markets Equity						
		Focus (120 USD						
		クラス)						

日本	投資信	GIM/FOF	5,224,759,074	1.6287	8,509,565,103	1.6884	8,821,483,220	18.06
	託受益	s 用新興国株 F						
	証券	(適格機関投資						
		家限定)						
日本	親投資	キャッシュ・マ	61,111,034	1.0150	62,027,699	1.0150	62,027,699	0.13
	信託受	ネジメント・マ						
	益証券	ザーファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	18.06
投資証券	70.00
親投資信託受益証券	0.13
合 計	88.19

SMBCファンドラップ・日本債

イ 主要投資銘柄

2024年9月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信	三井住友 / FO	313,569,916,442	1.1570	362,800,059,300	1.1564	362,612,251,373	98.30
	託受益	Fs用日本債F						
	証券	(適格機関投資						
		家限定)						
日本	親投資	キャッシュ・マ	964,891,078	1.0150	979,364,444	1.0150	979,364,444	0.27
	信託受	ネジメント・マ						
	益証券	ザーファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.30
親投資信託受益証券	0.27
合 計	98.56

SMBCファンドラップ・米国債

イ 主要投資銘柄

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
--------	----	-----	----	------	------	------------------	------------	-----------------

日本	投資信	ブラックロッ	67,347,333,319	1.8585	125,166,368,795	1.8773	126,431,148,839	98.59
	託受益	ク / F O F s 用						
	証券	米国債F(適格						
		機関投資家限						
		定)						
日本	親投資	キャッシュ・マ	136,874,567	1.0150	138,927,685	1.0150	138,927,685	0.11
	信託受	ネジメント・マ						
	益証券	ザーファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.59
親投資信託受益証券	0.11
合 計	98.70

SMBCファンドラップ・欧州債

イ 主要投資銘柄

2024年9月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信	ドイチェ / FO	30,865,732,871	1.5298	47,219,773,296	1.5579	48,085,725,239	98.36
	託受益	Fs用欧州債F						
	証券	(適格機関投資						
		家限定)						
日本	親投資	キャッシュ・マ	68,341,252	1.0150	69,366,370	1.0150	69,366,370	0.14
	信託受	ネジメント・マ						
	益証券	ザーファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.36
親投資信託受益証券	0.14
合 計	98.51

SMBCファンドラップ・新興国債

イ 主要投資銘柄

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信	FOFs用新興	12,816,549,999	2.7213	34,878,234,016	2.7580	35,348,044,897	98.28
	託受益	国債F(適格機						
	証券	関投資家限定)						

日本	親投資	キャッシュ・マ	54,958,024	1.0150	55,782,394	1.0150	55,782,394	0.16
	信託受	ネジメント・マ						
	益証券	ザーファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.28
親投資信託受益証券	0.16
合 計	98.43

SMBCファンドラップ・J-REIT

イ 主要投資銘柄

2024年9月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	証券	SMDAM/F OFs用J-R EIT(適格機 関投資家限定)	21,341,395,762	1.2371	26,401,923,272	1.2509	26,695,951,958	98.37
日本	信託受	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	984,252	1.0150	999,015	1.0150	999,015	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.37
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.37

SMBCファンドラップ・G-REIT

イ 主要投資銘柄

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信	大和住銀 / プリ	28,746,566,216	1.9857	57,082,041,921	1.9886	57,165,421,577	98.43
	託受益	ンシパルFOF						
	証券	s 用外国リート						
		F(適格機関投						
		資家限定)						
日本	親投資	キャッシュ・マ	93,018,163	1.0150	94,413,435	1.0150	94,413,435	0.16
	信託受	ネジメント・マ						
	益証券	ザーファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.43
親投資信託受益証券	0.16
合 計	98.59

SMBCファンドラップ・コモディティ

イ 主要投資銘柄

2024年9月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本		パインブリッ	18,554,473,627	0.7332	13,604,713,983	0.7501	13,917,710,667	98.22
	託受益	ジ / FOF s 用						
	証券	コモディティF						
		(適格機関投資						
		家限定)						
日本	親投資	キャッシュ・マ	30,882,058	1.0150	31,345,288	1.0150	31,345,288	0.22
	信託受	ネジメント・マ						
	益証券	ザーファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.22
親投資信託受益証券	0.22
合 計	98.44

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

イ 主要投資銘柄

							2024年3万	<u>оо н ж н</u>
国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
	投資信 託受益 証券	SMDAM/F OFS用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)	45,578,958,339	1.1227	51,171,449,008	1.1225	51,162,380,735	34.93
	投資信 託受益 証券	S O M P O / F O F s 用日本株 M N (適格機関 投資家限定)	53,321,949,946	0.9367	49,946,823,426	0.9336	49,781,372,469	33.99

日本	投資信	ノムラFOF s	42,093,248,410	1.0228	43,052,964,989	1.0263	43,200,300,843	29.50
	託受益	用・日本株IP						
	証券	ストラテジー・						
		ベータヘッジ戦						
		略ファンド(適						
		格機関投資家専						
		用)						
日本	親投資	キャッシュ・マ	311,216,889	1.0150	315,885,142	1.0150	315,885,142	0.22
	信託受	ネジメント・マ						
	益証券	ザーファンド						

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.41
親投資信託受益証券	0.22
合 計	98.63

【投資不動産物件】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・日本グロース株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・日本中小型株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・米国株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・欧州株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・新興国株 該当事項はありません。

S M B C ファンドラップ・日本債 該当事項はありません。

- SMBCファンドラップ・米国債 該当事項はありません。
- S M B C ファンドラップ・欧州債 該当事項はありません。
- SMBCファンドラップ・新興国債 該当事項はありません。
- SMBCファンドラップ・J-REIT 該当事項はありません。
- SMBCファンドラップ・G-REIT 該当事項はありません。
- SMBCファンドラップ・コモディティ 該当事項はありません。
- SMBCファンドラップ・ヘッジファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

- SMBCファンドラップ・日本バリュー株 該当事項はありません。
- SMBCファンドラップ・日本グロース株 該当事項はありません。
- SMBCファンドラップ・日本中小型株 該当事項はありません。
- SMBCファンドラップ・米国株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・欧州株 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・新興国株

2024年9月30日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	35,883,490.25	5,120,954,425	5,119,477,892	10.48

(注)日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

S M B C ファンドラップ・日本債 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・米国債 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・欧州債 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・新興国債 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・J-REIT 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・G-REIT 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・コモディティ 該当事項はありません。

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

年月日		純資產	 	1万口当	当たりの
		(P	9)	純資産額	頁(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期	(2015年 9月25日)	35,140,778,012	35,140,778,012	10,365	10,365
第10期	(2016年 9月26日)	48,036,576,284	48,036,576,284	9,493	9,493
第11期	(2017年 9月25日)	69,552,289,574	69,552,289,574	12,474	12,474
第12期	(2018年 9月25日)	82,948,812,901	82,948,812,901	13,891	13,891
第13期	(2019年 9月25日)	77,236,774,387	77,236,774,387	12,713	12,713
第14期	(2020年 9月25日)	68,657,462,435	68,657,462,435	12,770	12,770
第15期	(2021年 9月27日)	76,702,055,683	76,702,055,683	18,418	18,418
第16期	(2022年 9月26日)	97,871,593,329	97,871,593,329	18,316	18,316
第17期	(2023年 9月25日)	155,452,282,426	155,452,282,426	24,576	24,576
第18期	(2024年 9月25日)	213,091,000,241	213,091,000,241	27,702	27,702
	2023年 9月末日	155,696,293,006	-	24,475	-
	10月末日	150,933,125,723	-	23,229	-
	11月末日	162,302,670,279	-	24,511	-
	12月末日	166,374,677,385	ı	24,373	-
	2024年 1月末日	183,847,553,133	-	26,186	-
	2月末日	204,135,151,940	ı	28,161	-
	3月末日	218,607,390,288	1	29,372	-
	4月末日	193,484,330,117	ı	28,977	-
	5月末日	201,663,267,210	-	29,240	-
	6月末日	211,203,237,540	-	29,759	-
	7月末日	215,246,737,309	-	29,244	-
	8月末日	212,385,761,081	-	27,977	-
	9月末日	221,167,914,555	-	28,677	-

SMBCファンドラップ・日本グロース株

年日口		純資產	 	1万口当たりの		
	年月日	(P	9)	純資産客	頁(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第9期	(2015年 9月25日)	10,503,410,869	10,503,410,869	7,963	7,963	
第10期	(2016年 9月26日)	21,701,497,670	21,701,497,670	7,494	7,494	
第11期	(2017年 9月25日)	28,166,948,912	28,166,948,912	8,990	8,990	
第12期	(2018年 9月25日)	37,794,702,134	37,794,702,134	9,810	9,810	
第13期	(2019年 9月25日)	37,070,616,226	37,070,616,226	8,666	8,666	
第14期	(2020年 9月25日)	44,503,788,121	44,503,788,121	10,120	10,120	
第15期	(2021年 9月27日)	60,270,748,439	60,270,748,439	12,898	12,898	
第16期	(2022年 9月26日)	59,784,548,506	59,784,548,506	10,525	10,525	
第17期	(2023年 9月25日)	70,383,167,429	70,383,167,429	11,475	11,475	

有価証券届出書(内国<u>投資信託</u>受益証券)

				日川正万田	11音(內国投資活試
第18期	(2024年 9月25日)	86,134,973,040	86,134,973,040	12,436	12,436
	2023年 9月末日	70,487,387,874	ı	11,427	-
	10月末日	68,086,575,300	ı	10,805	-
	11月末日	76,296,714,445	ı	11,884	-
	12月末日	80,454,060,583	ı	12,157	-
	2024年 1月末日	84,759,180,705	ı	12,451	-
	2月末日	90,983,739,684	ı	12,942	-
	3月末日	94,112,558,042	ı	13,036	-
	4月末日	73,907,935,975	ı	12,261	-
	5月末日	76,643,329,349	ı	12,317	-
	6月末日	82,169,663,017	ı	12,841	-
	7月末日	83,692,324,693	ı	12,618	-
	8月末日	86,562,463,670	-	12,661	-
	9月末日	89,933,587,707	-	12,951	-

SMBCファンドラップ・日本中小型株

	年日口	純資産総額		1万口当たりの	
	年月日	(円)		純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期	(2015年 9月25日)	6,200,962,764	6,200,962,764	9,825	9,825
第10期	(2016年 9月26日)	8,447,956,221	8,447,956,221	11,768	11,768
第11期	(2017年 9月25日)	9,228,884,980	9,228,884,980	15,455	15,455
第12期	(2018年 9月25日)	11,343,818,113	11,343,818,113	17,301	17,301
第13期	(2019年 9月25日)	10,022,320,207	10,022,320,207	14,562	14,562
第14期	(2020年 9月25日)	8,855,220,482	8,855,220,482	16,894	16,894
第15期	(2021年 9月27日)	9,491,431,946	9,491,431,946	22,479	22,479
第16期	(2022年 9月26日)	14,667,329,327	14,667,329,327	19,900	19,900
第17期	(2023年 9月25日)	22,910,890,749	22,910,890,749	22,917	22,917
第18期	(2024年 9月25日)	40,741,441,634	40,741,441,634	23,728	23,728
	2023年 9月末日	23,169,035,790	-	23,045	-
	10月末日	22,279,884,243	-	21,694	-
	11月末日	24,032,916,133	-	22,964	-
	12月末日	24,701,686,418	-	22,897	-
	2024年 1月末日	26,288,804,707	-	23,697	-
	2月末日	28,650,793,814	•	25,009	-
	3月末日	29,922,307,059	-	25,437	-
	4月末日	36,359,110,447	-	24,247	-
	5月末日	37,009,640,072	-	23,926	-
	6月末日	39,808,101,497	-	25,051	-
	7月末日	39,726,473,868	-	24,138	-
	8月末日	40,024,529,737	-	23,606	-
	9月末日	42,096,344,083	-	24,454	-

SMBCファンドラップ・米国株

年月日		純資産総額		1万口当たりの	
+70		(円)		純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期	(2015年 9月25日)	18,783,278,908	18,783,278,908	16,056	16,056
第10期	(2016年 9月26日)	29,112,124,064	29,112,124,064	14,937	14,937
第11期	(2017年 9月25日)	46,147,174,572	46,147,174,572	20,089	20,089
第12期	(2018年 9月25日)	66,872,426,590	66,872,426,590	24,177	24,177
第13期	(2019年 9月25日)	60,530,675,159	60,530,675,159	23,739	23,739
第14期	(2020年 9月25日)	57,404,194,977	57,404,194,977	25,487	25,487
第15期	(2021年 9月27日)	73,508,256,239	73,508,256,239	37,407	37,407
第16期	(2022年 9月26日)	83,185,153,936	83,185,153,936	37,267	37,267
第17期	(2023年 9月25日)	120,284,264,849	120,284,264,849	43,167	43,167
第18期	(2024年 9月25日)	186,749,030,344	186,749,030,344	57,410	57,410
	2023年 9月末日	121,355,538,366	-	43,326	-
	10月末日	120,301,541,460	-	42,042	-
	11月末日	133,420,445,882	ı	45,807	-
	12月末日	139,746,958,654	ı	46,709	1
	2024年 1月末日	154,497,113,174	ı	50,180	-
	2月末日	168,391,516,873	1	53,001	-
	3月末日	180,428,838,480	-	55,361	-
	4月末日	155,955,064,420	-	55,094	-
	5月末日	171,110,295,243	-	58,565	-
	6月末日	186,176,172,247	-	61,977	-
	7月末日	183,970,401,726	-	59,104	-
	8月末日	182,186,079,507	-	56,748	-
	9月末日	190,707,374,893	ı	58,478	-

SMBCファンドラップ・欧州株

	WID COUNTY EASTHAN					
年月日		純資產	 	1万口当たりの		
	十月口	(P	9)	純資産額	頁(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第9期	(2015年 9月25日)	11,191,095,058	11,191,095,058	10,344	10,344	
第10期	(2016年 9月26日)	14,609,772,633	14,609,772,633	9,453	9,453	
第11期	(2017年 9月25日)	16,572,131,525	16,572,131,525	12,375	12,375	
第12期	(2018年 9月25日)	20,187,178,776	20,187,178,776	12,319	12,319	
第13期	(2019年 9月25日)	20,953,615,731	20,953,615,731	11,021	11,021	
第14期	(2020年 9月25日)	19,583,757,873	19,583,757,873	11,299	11,299	
第15期	(2021年 9月27日)	24,053,360,581	24,053,360,581	15,061	15,061	
第16期	(2022年 9月26日)	28,085,850,336	28,085,850,336	13,753	13,753	
第17期	(2023年 9月25日)	42,059,976,706	42,059,976,706	16,997	16,997	
第18期	(2024年 9月25日)	62,599,892,525	62,599,892,525	19,856	19,856	
	2023年 9月末日	41,473,946,442	-	16,673	-	

				HILLY CHELL OF
10月末日	40,935,896,806	-	16,105	-
11月末日	44,838,722,005	-	17,330	-
12月末日	46,848,105,832	-	17,695	-
2024年 1月末日	49,884,689,987	-	18,229	-
2月末日	53,559,957,377	-	18,962	-
3月末日	56,940,990,008	-	19,651	-
4月末日	54,036,788,273	-	19,735	-
5月末日	58,450,281,178	-	20,668	-
6月末日	61,159,037,624	-	21,025	-
7月末日	61,623,204,772	-	20,432	1
8月末日	62,376,296,564	-	20,048	-
9月末日	64,789,608,826	-	20,498	-

SMBCファンドラップ・新興国株

年日口		純資産総額		1万口当たりの	
年月日		(円)		純資産額(円)	
	(分配落	(〔分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期 (2015年 9月25	日) 4,801,60	69,543 4	,801,669,543	8,307	8,307
第10期 (2016年 9月26	日) 8,928,82	28,323 8	,928,828,323	8,320	8,320
第11期 (2017年 9月25	日) 12,929,7	77,761 12	,929,777,761	11,444	11,444
第12期 (2018年 9月25	日) 11,294,88	35,298 11	, 294 , 885 , 298	11,076	11,076
第13期 (2019年 9月25	日) 15,511,99	95,138 15	,511,995,138	10,976	10,976
第14期 (2020年 9月25	日) 16,281,18	34,585 16	,281,184,585	11,754	11,754
第15期 (2021年 9月27	日) 16,687,6	11,637 16	,687,611,637	14,941	14,941
第16期 (2022年 9月26	日) 23,612,3	10,958 23	,612,310,958	14,025	14,025
第17期 (2023年 9月25	日) 30,651,2	19,426 30	,651,219,426	15,208	15,208
第18期 (2024年 9月25	日) 47,389,3	32,828 47	,389,332,828	17,159	17,159
2023年 9月	末日 30,531,29	98,948	-	15,073	-
10月	末日 30,602,5	34,970	-	14,798	-
11月	末日 32,473,10	07,121	-	15,437	-
12月	末日 33,073,72	27,303	-	15,380	
2024年 1月	末日 34,729,39	98,940	-	15,621	-
2月	末日 37,947,10	64,995	-	16,563	
3月	末日 39,988,5	78,009	-	17,020	-
4月	末日 42,287,23	30,380	-	17,523	-
5月	末日 44,340,9	76,899	-	17,818	-
6月	末日 47,786,8	55,195	-	18,698	-
7月	末日 46,606,93	31,397	-	17,614	-
8月	末日 46,274,20	03,811	-	16,970	-
9月	末日 48,833,8	71,164	-	17,638	-

SMBCファンドラップ・日本債

有価証券届出書(内国投貨 					
年月日		純資産総額			
		(F	9)	<u>純資産額(円)</u>	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期	(2015年 9月25日)	43,082,082,091	43,082,082,091	11,168	11,168
第10期	(2016年 9月26日)	99,955,781,944	99,955,781,944	11,724	11,724
第11期	(2017年 9月25日)	149,029,870,225	149,029,870,225	11,592	11,592
第12期	(2018年 9月25日)	200,050,105,773	200,050,105,773	11,491	11,491
第13期	(2019年 9月25日)	202,210,076,722	202,210,076,722	11,885	11,885
第14期	(2020年 9月25日)	175,929,370,136	175,929,370,136	11,645	11,645
第15期	(2021年 9月27日)	196,003,237,568	196,003,237,568	11,651	11,651
第16期	(2022年 9月26日)	260,215,628,491	260,215,628,491	11,258	11,258
第17期	(2023年 9月25日)	296,579,975,942	296,579,975,942	10,989	10,989
第18期	(2024年 9月25日)	368,362,859,714	368,362,859,714	10,902	10,902
	2023年 9月末日	297,309,146,122	-	10,978	-
	10月末日	296,921,862,900	-	10,845	-
	11月末日	304,931,505,179	-	11,027	-
	12月末日	310,983,380,738	-	11,085	ı
	2024年 1月末日	312,511,625,043	-	10,995	-
	2月末日	319,031,067,445	1	11,027	1
	3月末日	323,826,410,523	-	11,015	-
	4月末日	335,927,631,131	-	10,851	-
	5月末日	338,948,313,143	-	10,740	-
	6月末日	343,905,078,083	-	10,727	-
	7月末日	353,253,731,437	-	10,781	-
	8月末日	363,250,802,736	-	10,853	-
	9月末日	368,885,272,074	-	10,896	-

SMBCファンドラップ・米国債

年日口		純資産総額		1万口当たりの	
	年月日	(P	3)	純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期	(2015年 9月25日)	11,328,623,470	11,328,623,470	12,201	12,201
第10期	(2016年 9月26日)	14,992,056,063	14,992,056,063	10,750	10,750
第11期	(2017年 9月25日)	16,954,272,393	16,954,272,393	11,863	11,863
第12期	(2018年 9月25日)	23,317,258,291	23,317,258,291	11,645	11,645
第13期	(2019年 9月25日)	29,163,149,985	29,163,149,985	12,202	12,202
第14期	(2020年 9月25日)	31,042,403,402	31,042,403,402	12,797	12,797
第15期	(2021年 9月27日)	32,070,959,422	32,070,959,422	13,295	13,295
第16期	(2022年 9月26日)	40,504,222,262	40,504,222,262	14,908	14,908
第17期	(2023年 9月25日)	63,746,612,550	63,746,612,550	15,030	15,030
第18期	(2024年 9月25日)	126,652,098,927	126,652,098,927	16,229	16,229
	2023年 9月末日	64,321,393,169	-	15,095	-
	10月末日	64,840,648,762	-	14,930	-
	11月末日	67,297,735,794	-	15,247	-

69,565,985,874	-	15,371	-
73,317,806,578	-	15,776	-
75,986,223,622	-	15,914	-
79,193,474,561	•	16,231	-
111,806,754,936	ı	16,233	-
117,654,768,199	-	16,597	-
125,285,718,752	-	17,259	-
125,581,404,798	ı	16,770	-
124,324,485,927	-	16,134	-
128,237,847,803	-	16,390	-
	73,317,806,578 75,986,223,622 79,193,474,561 111,806,754,936 117,654,768,199 125,285,718,752 125,581,404,798 124,324,485,927	73,317,806,578 - 75,986,223,622 - 79,193,474,561 - 111,806,754,936 - 117,654,768,199 - 125,285,718,752 - 125,581,404,798 - 124,324,485,927 -	73,317,806,578 - 15,776 75,986,223,622 - 15,914 79,193,474,561 - 16,231 111,806,754,936 - 16,233 117,654,768,199 - 16,597 125,285,718,752 - 17,259 125,581,404,798 - 16,770 124,324,485,927 - 16,134

SMBCファンドラップ・欧州債

			1万口当	 当たりの
年月日	(円)		純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期 (2015年 9月25日)	9,591,004,860	9,591,004,860	12,663	12,663
第10期 (2016年 9月26日)	11,873,617,920	11,873,617,920	11,077	11,077
第11期 (2017年 9月25日)	14,341,063,141	14,341,063,141	12,686	12,686
第12期 (2018年 9月25日)	17,257,228,687	17,257,228,687	12,494	12,494
第13期 (2019年 9月25日)	13,807,553,934	13,807,553,934	12,207	12,207
第14期 (2020年 9月25日)	9,418,894,427	9,418,894,427	12,726	12,726
第15期 (2021年 9月27日)	8,846,975,086	8,846,975,086	13,409	13,409
第16期 (2022年 9月26日)	11,456,907,997	11,456,907,997	12,038	12,038
第17期 (2023年 9月25日)	31,167,942,726	31,167,942,726	13,111	13,111
第18期 (2024年 9月25日)	47,895,459,847	47,895,459,847	14,461	14,461
2023年 9月末日	31,161,401,096	-	13,047	-
10月末日	31,871,355,916	-	13,091	-
11月末日	34,043,242,187	-	13,758	-
12月末日	35,373,226,038	ı	13,992	•
2024年 1月末日	36,509,786,037	-	14,004	-
2月末日	37,977,287,365	-	14,175	-
3月末日	39,478,272,643	-	14,418	-
4月末日	41,919,152,594	_	14,408	-
5月末日	44,102,526,832	-	14,712	-
6月末日	46,147,840,589	-	15,015	-
7月末日	46,965,995,341	-	14,796	-
8月末日	47,166,976,080	-	14,429	-
9月末日	48,885,494,981	-	14,722	-

SMBCファンドラップ・新興国債

午日口	純資産総額		1万口当たりの	
年月日	(円)		純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

				月1個証券由:	<u> 五善(内国投資信託</u>
第9期	(2015年 9月25日)	4,610,302,489	4,610,302,489	16,624	16,624
第10期	(2016年 9月26日)	6,653,172,613	6,653,172,613	16,181	16,181
第11期	(2017年 9月25日)	8,504,302,985	8,504,302,985	18,609	18,609
第12期	(2018年 9月25日)	11,067,265,032	11,067,265,032	17,742	17,742
第13期	(2019年 9月25日)	13,671,206,387	13,671,206,387	18,987	18,987
第14期	(2020年 9月25日)	12,842,388,225	12,842,388,225	18,862	18,862
第15期	(2021年 9月27日)	12,450,686,410	12,450,686,410	20,855	20,855
第16期	(2022年 9月26日)	17,268,438,095	17,268,438,095	20,739	20,739
第17期	(2023年 9月25日)	23,019,581,648	23,019,581,648	22,306	22,306
第18期	(2024年 9月25日)	35,402,964,807	35,402,964,807	25,035	25,035
	2023年 9月末日	23,188,002,203	-	22,355	-
	10月末日	23,466,733,509	-	22,147	-
	11月末日	24,487,014,392	•	22,695	-
	12月末日	25,471,772,611	1	23,061	_
	2024年 1月末日	27,004,997,369	ı	23,614	_
	2月末日	28,636,140,272	ı	24,281	-
	3月末日	30,224,143,774	-	24,986	-
	4月末日	30,833,526,511	-	25,073	-
	5月末日	32,688,560,997	-	25,735	-
	6月末日	34,691,275,630	-	26,566	-
	7月末日	34,923,795,464	-	25,815	-
	8月末日	34,678,854,630	-	24,852	-
	9月末日	35,967,795,086	-	25,365	-

SMBCファンドラップ・J-REIT

	年 日 口	純資産総額		1万口当たりの	
	年月日	(円)		純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期	(2015年 9月25日)	3,419,155,579	3,419,155,579	11,259	11,259
第10期	(2016年 9月26日)	5,269,468,018	5,269,468,018	12,714	12,714
第11期	(2017年 9月25日)	6,384,991,510	6,384,991,510	12,114	12,114
第12期	(2018年 9月25日)	9,496,213,914	9,496,213,914	13,288	13,288
第13期	(2019年 9月25日)	8,829,648,851	8,829,648,851	16,875	16,875
第14期	(2020年 9月25日)	8,690,724,271	8,690,724,271	14,345	14,345
第15期	(2021年 9月27日)	10,085,259,409	10,085,259,409	17,630	17,630
第16期	(2022年 9月26日)	13,778,025,971	13,778,025,971	17,717	17,717
第17期	(2023年 9月25日)	18,010,566,060	18,010,566,060	17,213	17,213
第18期	(2024年 9月25日)	26,776,837,942	26,776,837,942	16,837	16,837
	2023年 9月末日	17,906,853,695	-	17,026	-
	10月末日	17,904,217,311	-	16,705	-
	11月末日	18,434,770,027	-	16,903	-
	12月末日	18,795,841,237	-	16,770	-
	2024年 1月末日	19,403,464,710		16,872	-
	2月末日	19,198,230,002	-	16,207	-

3月末日	20,697,583,701	-	17,053	-
4月末日	23,850,135,546	-	17,079	-
5月末日	23,486,029,097	-	16,325	-
6月末日	24,183,695,557	-	16,385	-
7月末日	24,967,336,684	-	16,360	-
8月末日	26,863,863,274	-	17,104	-
9月末日	27,139,079,416	-	17,021	-

SMBCファンドラップ・G-REIT

年月日	純資產	 	1万口当	áたりの
+/A-D	(円)		純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期 (2015年 9月25日)	3,561,254,596	3,561,254,596	10,417	10,417
第10期 (2016年 9月26日)	5,314,132,735	5,314,132,735	10,058	10,058
第11期 (2017年 9月25日)	7,311,686,131	7,311,686,131	10,785	10,785
第12期 (2018年 9月25日)	10,592,762,672	10,592,762,672	11,241	11,241
第13期 (2019年 9月25日)	13,891,298,443	13,891,298,443	12,554	12,554
第14期 (2020年 9月25日)	14,878,699,609	14,878,699,609	10,260	10,260
第15期 (2021年 9月27日)	21,358,103,897	21,358,103,897	15,115	15,115
第16期 (2022年 9月26日)	22,642,934,896	22,642,934,896	15,925	15,925
第17期 (2023年 9月25日)	34,040,817,760	34,040,817,760	15,825	15,825
第18期 (2024年 9月25日)	57,848,238,047	57,848,238,047	19,938	19,938
2023年 9月末日	33,513,844,838	-	15,500	-
10月末日	32,557,866,079	-	14,748	-
11月末日	36,355,940,653	-	16,187	-
12月末日	39,998,675,268	ı	17,344	1
2024年 1月末日	41,206,562,233	-	17,365	1
2月末日	43,010,541,213	-	17,585	-
3月末日	45,426,478,565	-	18,121	-
4月末日	44,968,696,319	-	17,720	-
5月末日	47,787,093,992	-	18,258	-
6月末日	51,223,817,655	-	19,063	-
7月末日	54,055,439,069	-	19,447	-
8月末日	55,035,803,499	-	19,214	-
9月末日	58,078,213,068	-	19,966	-

SMBCファンドラップ・コモディティ

7.00		純資産総額		1万口当たりの	
	年月日 (円)		純資産額	頁(円)	
		(分配落) (分配付)		(分配落)	(分配付)
第9期	(2015年 9月25日)	1,604,534,435	1,604,534,435	5,011	5,011
第10期	(2016年 9月26日)	2,559,053,384	2,559,053,384	4,091	4,091
第11期	(2017年 9月25日)	3,302,898,549	3,302,898,549	4,438	4,438

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

				有価証券届出	出書(内国投資信託
第12期	(2018年 9月25日)	4,503,159,694	4,503,159,694	4,355	4,355
第13期	(2019年 9月25日)	4,300,406,764	4,300,406,764	3,969	3,969
第14期	(2020年 9月25日)	5,112,118,416	5,112,118,416	3,628	3,628
第15期	(2021年 9月27日)	6,266,030,976	6,266,030,976	5,133	5,133
第16期	(2022年 9月26日)	8,130,767,571	8,130,767,571	7,860	7,860
第17期	(2023年 9月25日)	10,040,268,651	10,040,268,651	7,665	7,665
第18期	(2024年 9月25日)	13,824,187,434	13,824,187,434	7,287	7,287
	2023年 9月末日	10,151,918,532	1	7,715	-
	10月末日	10,379,158,904	-	7,743	-
	11月末日	10,152,482,965	ı	7,457	-
	12月末日	9,888,146,438	ı	7,118	-
	2024年 1月末日	10,358,833,225	-	7,240	-
	2月末日	10,786,130,715	-	7,334	-
	3月末日	11,368,203,367	-	7,557	-
	4月末日	13,564,850,937	-	8,101	-
	5月末日	14,435,831,060	-	8,380	-
	6月末日	14,505,712,918	-	8,219	-
	7月末日	13,713,136,673	-	7,530	-
	8月末日	13,403,514,021	-	7,153	-
	9月末日	14,170,579,097	-	7,452	-

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

	400	純資産総額		1万口当たりの	
	年月日	(P	9)	純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期	(2015年 9月25日)	10,427,229,573	10,427,229,573	10,395	10,395
第10期	(2016年 9月26日)	27,708,925,513	27,708,925,513	9,984	9,984
第11期	(2017年 9月25日)	41,700,590,918	41,700,590,918	10,243	10,243
第12期	(2018年 9月25日)	54,609,795,360	54,609,795,360	10,325	10,325
第13期	(2019年 9月25日)	54,414,627,484	54,414,627,484	10,134	10,134
第14期	(2020年 9月25日)	59,164,644,106	59,164,644,106	9,876	9,876
第15期	(2021年 9月27日)	64,003,582,158	64,003,582,158	9,940	9,940
第16期	(2022年 9月26日)	82,600,267,043	82,600,267,043	9,826	9,826
第17期	(2023年 9月25日)	103,554,201,681	103,554,201,681	9,924	9,924
第18期	(2024年 9月25日)	146,288,296,157	146,288,296,157	10,144	10,144
	2023年 9月末日	104,589,644,143	-	9,987	-
	10月末日	105,101,870,619	-	9,912	-
	11月末日	106,345,621,710	-	9,906	•
	12月末日	108,126,797,441	-	9,951	-
	2024年 1月末日	109,428,938,109	-	9,903	-
	2月末日	111,517,072,106	-	9,892	-
	3月末日	114,237,703,141	-	9,950	-
	4月末日	130,220,653,093	-	9,944	-
	5月末日	133,810,168,165	-	10,000	-

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

6月末日	136,810,040,210	•	10,039	-
7月末日	140,818,705,496	-	10,082	-
8月末日	144,144,291,307	-	10,096	-
9月末日	146,466,326,051	-	10,142	-

【分配の推移】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第9期	2014年 9月26日~2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日~2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日~2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日~2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日~2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日~2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日~2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日~2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日~2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日~2024年 9月25日	0

SMBCファンドラップ・日本グロース株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第9期	2014年 9月26日~2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日~2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日~2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日~2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日~2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日~2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日~2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日~2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日~2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日~2024年 9月25日	0

SMBCファンドラップ・日本中小型株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第9期	2014年 9月26日~2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日~2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日~2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日~2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日~2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日~2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日~2021年 9月27日	0

第16期	2021年 9月28日~2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日~2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日~2024年 9月25日	0

SMBCファンドラップ・米国株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第9期	2014年 9月26日~2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日~2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日~2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日~2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日~2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日~2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日~2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日~2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日~2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日~2024年 9月25日	0

SMBCファンドラップ・欧州株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第9期	2014年 9月26日~2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日~2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日~2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日~2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日~2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日~2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日~2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日~2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日~2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日~2024年 9月25日	0

SMBCファンドラップ・新興国株

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第9期	2014年 9月26日~2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日~2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日~2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日~2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日~2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日~2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日~2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日~2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日~2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日~2024年 9月25日	0

SMBCファンドラップ・日本債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第9期	2014年 9月26日~2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日~2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日~2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日~2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日~2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日~2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日~2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日~2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日~2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日~2024年 9月25日	0

SMBCファンドラップ・米国債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第9期	2014年 9月26日~2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日~2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日~2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日~2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日~2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日~2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日~2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日~2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日~2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日~2024年 9月25日	0

SMBCファンドラップ・欧州債

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第9期	2014年 9月26日~2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日~2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日~2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日~2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日~2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日~2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日~2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日~2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日~2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日~2024年 9月25日	0

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第9期	2014年 9月26日~2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日~2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日~2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日~2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日~2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日~2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日~2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日~2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日~2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日~2024年 9月25日	0

SMBCファンドラップ・J-REIT

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第9期	2014年 9月26日~2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日~2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日~2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日~2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日~2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日~2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日~2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日~2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日~2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日~2024年 9月25日	0

SMBCファンドラップ・G-REIT

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第9期	2014年 9月26日~2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日~2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日~2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日~2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日~2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日~2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日~2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日~2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日~2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日~2024年 9月25日	0

SMBCファンドラップ・コモディティ

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第9期	2014年 9月26日~2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日~2016年 9月26日	0

第11期	2016年 9月27日~2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日~2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日~2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日~2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日~2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日~2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日~2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日~2024年 9月25日	0

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第9期	2014年 9月26日~2015年 9月25日	0
第10期	2015年 9月26日~2016年 9月26日	0
第11期	2016年 9月27日~2017年 9月25日	0
第12期	2017年 9月26日~2018年 9月25日	0
第13期	2018年 9月26日~2019年 9月25日	0
第14期	2019年 9月26日~2020年 9月25日	0
第15期	2020年 9月26日~2021年 9月27日	0
第16期	2021年 9月28日~2022年 9月26日	0
第17期	2022年 9月27日~2023年 9月25日	0
第18期	2023年 9月26日~2024年 9月25日	0

【収益率の推移】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

	収益率(%)
第9期	6.5
第10期	8.4
第11期	31.4
第12期	11.4
第13期	8.5
第14期	0.4
第15期	44.2
第16期	0.6
第17期	34.2
第18期	12.7

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・日本グロース株

	収益率(%)
第9期	13.1

第10期	5.9
第11期	20.0
第12期	9.1
第13期	11.7
第14期	16.8
第15期	27.5
第16期	18.4
第17期	9.0
第18期	8.4

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・日本中小型株

	収益率(%)
第9期	0.3
第10期	19.8
第11期	31.3
第12期	11.9
第13期	15.8
第14期	16.0
第15期	33.1
第16期	11.5
第17期	15.2
第18期	3.5

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・米国株

	収益率(%)
第9期	10.3
第10期	7.0
第11期	34.5
第12期	20.3
第13期	1.8
第14期	7.4
第15期	46.8
第16期	0.4
第17期	15.8
第18期	33.0

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

	収益率(%)
第9期	2.3
第10期	8.6
第11期	30.9
第12期	0.5
第13期	10.5
第14期	2.5
第15期	33.3
第16期	8.7
第17期	23.6
第18期	16.8

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・新興国株

	収益率(%)
第9期	13.2
第10期	0.2
第11期	37.5
第12期	3.2
第13期	0.9
第14期	7.1
第15期	27.1
第16期	6.1
第17期	8.4
第18期	12.8

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・日本債

	収益率(%)
第9期	2.2
第10期	5.0
第11期	1.1
第12期	0.9
第13期	3.4
第14期	2.0
第15期	0.1
第16期	3.4
第17期	2.4
第18期	0.8

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・米国債

	収益率(%)
第9期	12.6
第10期	11.9
第11期	10.4
第12期	1.8
第13期	4.8
第14期	4.9
第15期	3.9
第16期	12.1
第17期	0.8
第18期	8.0

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・欧州債

	収益率(%)
第9期	0.8
第10期	12.5
第11期	14.5
第12期	1.5
第13期	2.3
第14期	4.3
第15期	5.4
第16期	10.2
第17期	8.9
第18期	10.3

⁽注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・新興国債

	収益率(%)
第9期	9.2
第10期	2.7
第11期	15.0
第12期	4.7
第13期	7.0
第14期	0.7
第15期	10.6
第16期	0.6
第17期	7.6
第18期	12.2

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・J-REIT

	収益率(%)
第9期	4.3
第10期	12.9
第11期	4.7
第12期	9.7
第13期	27.0
第14期	15.0
第15期	22.9
第16期	0.5
第17期	2.8
第18期	2.2

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・G-REIT

	収益率(%)
第9期	13.5
第10期	3.4
第11期	7.2
第12期	4.2
第13期	11.7
第14期	18.3
第15期	47.3
第16期	5.4
第17期	0.6
第18期	26.0

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・コモディティ

	収益率(%)
第9期	17.4
第10期	18.4
第11期	8.5
第12期	1.9
第13期	8.9
第14期	8.6
第15期	41.5
第16期	53.1

第17期	2.5
第18期	4.9

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

	収益率(%)
第9期	1.1
第10期	4.0
第11期	2.6
第12期	0.8
第13期	1.8
第14期	2.5
第15期	0.6
第16期	1.1
第17期	1.0
第18期	2.2

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。

(4)【設定及び解約の実績】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

	設定口数 (口)	解約口数(口)
第9期	27,654,661,355	5,388,389,943
第10期	24,820,561,609	8,122,413,735
第11期	22,067,375,761	16,910,315,197
第12期	23,465,753,940	19,508,711,616
第13期	9,046,015,636	8,008,054,618
第14期	6,945,135,428	13,931,568,577
第15期	10,542,613,803	22,664,536,774
第16期	17,351,841,927	5,562,368,466
第17期	20,907,867,306	11,087,244,777
第18期	27,927,110,846	14,259,861,712

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・日本グロース株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第9期	11,829,659,270	5,162,624,523
第10期	18,854,476,313	3,086,362,580
第11期	12,551,439,628	10,179,999,803
第12期	14,018,184,667	6,822,883,958
第13期	8,823,573,556	4,574,554,035

第14期	13,281,697,406	12,082,529,928
第15期	16,917,682,170	14,164,433,234
第16期	18,801,676,882	8,726,832,450
第17期	21,879,537,118	17,344,990,828
第18期	25,977,628,790	18,052,108,368

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・日本中小型株

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第9期	5,153,245,689	893,558,566
第10期	4,209,996,351	3,342,293,888
第11期	2,794,504,021	4,002,229,232
第12期	2,747,359,780	2,162,084,376
第13期	1,406,205,999	1,080,348,392
第14期	858,937,669	2,499,730,968
第15期	1,034,690,436	2,053,983,948
第16期	3,500,369,446	352,196,286
第17期	3,638,858,211	1,012,150,715
第18期	8,018,419,900	845,474,326

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・米国株

	設定口数(口)	解約口数(口)
第9期	9,627,474,849	1,731,611,617
第10期	10,271,965,052	2,480,533,134
第11期	9,295,643,901	5,813,700,221
第12期	9,940,497,440	5,252,349,469
第13期	3,619,252,156	5,781,226,666
第14期	4,245,204,478	7,220,611,070
第15期	4,543,506,489	7,415,215,117
第16期	7,466,372,807	4,796,000,977
第17期	11,285,376,215	5,741,981,740
第18期	11,760,163,725	7,095,653,386

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・欧州株

	設定口数 (口)	解約口数(口)
第9期	10,144,295,452	4,189,344,571
第10期	8,334,951,011	3,699,027,697
第11期	5,998,726,005	8,061,988,500
第12期	5,891,431,500	2,896,340,931
第13期	4,623,331,838	1,997,927,892
第14期	3,740,708,658	5,420,846,266

第15期	3,722,347,876	5,083,533,809
第16期	6,537,015,984	2,086,384,935
第17期	7,661,881,530	3,337,517,332
第18期	11,071,472,379	4,291,028,165

⁽注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・新興国株

	設定口数 (口)	解約口数(口)
第9期	4,717,031,919	1,111,926,571
第10期	6,337,337,896	1,386,141,829
第11期	4,889,018,517	4,321,722,834
第12期	4,711,378,951	5,812,104,073
第13期	5,302,326,111	1,367,240,178
第14期	3,415,625,338	3,696,763,808
第15期	2,609,800,393	5,293,015,321
第16期	6,562,585,473	895,563,073
第17期	6,204,907,183	2,885,440,717
第18期	9,325,003,984	1,862,833,528

⁽注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・日本債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第9期	32,148,449,089	5,014,576,827
第10期	58,070,879,899	11,386,937,383
第11期	68,102,838,215	24,801,398,504
第12期	69,664,771,041	24,128,405,649
第13期	23,859,983,267	27,818,584,273
第14期	26,479,413,570	45,535,641,172
第15期	51,018,896,651	33,875,571,005
第16期	77,625,707,531	14,713,870,281
第17期	77,663,183,013	38,904,013,904
第18期	93,187,353,315	25,200,510,407

⁽注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・米国債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第9期	7,531,764,914	1,529,487,777
第10期	8,030,873,913	3,369,580,985
第11期	6,463,211,471	6,117,737,725
第12期	8,406,059,475	2,674,351,594
第13期	6,506,757,893	2,629,432,710
第14期	4,420,446,060	4,064,158,126
第15期	7,518,143,168	7,652,802,736

第16期	9,149,625,255	6,102,806,749
第17期	17,904,370,837	2,661,418,911
第18期	39,363,560,248	3,734,742,891

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・欧州債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第9期	6,255,700,992	1,001,189,104
第10期	6,159,701,744	3,014,546,927
第11期	5,020,313,353	4,435,021,912
第12期	5,147,656,502	2,639,517,782
第13期	2,495,631,602	4,996,750,017
第14期	1,418,773,301	5,328,677,962
第15期	1,637,500,290	2,441,422,462
第16期	3,438,040,822	518,544,156
第17期	15,644,206,055	1,389,726,905
第18期	11,316,944,736	1,969,005,390

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・新興国債

	設定口数(口)	解約口数(口)
第9期	2,216,009,337	445,651,148
第10期	1,991,992,112	653,620,687
第11期	1,792,277,094	1,333,922,647
第12期	2,551,024,081	883,227,354
第13期	1,897,477,489	935,016,281
第14期	1,167,512,280	1,559,118,668
第15期	1,606,288,673	2,444,971,818
第16期	2,805,237,796	448,622,919
第17期	3,194,986,846	1,201,959,293
第18期	4,821,717,706	999,882,429

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・J-REIT

	設定口数 (口)	解約口数(口)
第9期	2,434,878,534	555,253,500
第10期	2,229,042,823	1,121,177,594
第11期	2,332,084,681	1,205,899,052
第12期	2,821,106,605	945,522,826
第13期	1,297,820,190	3,211,896,121
第14期	2,004,324,047	1,178,238,024
第15期	1,711,647,550	2,049,481,755
第16期	2,477,517,345	421,275,726

第17期	3,278,895,283	592,578,061
第18期	6,249,841,568	809,801,151

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・G-REIT

	設定口数(口)	解約口数(口)
第9期	3,544,858,731	2,298,678,836
第10期	2,817,555,866	952,877,270
第11期	3,069,326,999	1,573,367,873
第12期	3,888,669,255	1,244,864,008
第13期	3,238,772,117	1,596,884,423
第14期	6,130,540,634	2,694,297,859
第15期	3,721,230,083	4,092,139,656
第16期	5,026,388,633	4,938,520,194
第17期	9,111,511,209	1,818,544,810
第18期	9,655,506,972	2,152,608,812

⁽注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・コモディティ

	設定口数(口)	解約口数(口)
第9期	2,772,394,864	397,210,733
第10期	3,789,624,413	736,012,193
第11期	3,016,399,788	1,830,200,530
第12期	4,247,996,753	1,348,814,885
第13期	1,616,481,976	1,122,130,202
第14期	5,208,159,748	1,954,078,859
第15期	2,656,756,158	4,537,814,452
第16期	3,807,136,043	5,671,654,173
第17期	3,763,935,851	1,009,684,154
第18期	6,862,117,635	989,752,626

⁽注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

	設定口数(口)	解約口数(口)
第9期	8,310,306,138	1,280,535,123
第10期	20,886,799,408	3,163,434,651
第11期	21,077,497,557	8,119,522,073
第12期	20,258,985,094	8,082,013,714
第13期	8,404,576,891	7,600,551,949
第14期	17,138,835,687	10,923,887,735
第15期	18,114,732,699	13,631,537,951
第16期	25,968,158,204	6,296,978,329
第17期	29,966,641,080	9,681,793,172

	第18期	49,840,970,859	9,983,017,723
--	------	----------------	---------------

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1)投資状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2024年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率
貝性の性料	国 / 地域	(円)	(%)
特殊債券	日本	2,407,674,746	44.89
社債券	日本	800,060,000	14.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,155,658,341	40.19
合計 (純資産総額)	5,363,393,087	100.00	

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2024年9月30日現在

								2	024年9月30日	は現仕
国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	特殊 債券	2 3 1 政 保道路機構	300,000,000	100.14	300,406,800	100.05	300,156,600	0.495	2024/11/29	5.60
日本	特殊 債券	2 4 9 政 保道路機構	220,000,000	100.15	220,325,600	100.17	220,368,060	0.484	2025/06/30	4.11
日本	特殊 債券	7 4 政保地 方公共団	200,000,000	100.21	200,422,000	100.24	200,473,200	0.557	2025/07/15	3.74
日本	特殊 債券	2 4 1 政 保道路機構	200,000,000	100.20	200,394,400	100.13	200,267,600	0.450	2025/03/31	3.73
日本	特殊 債券	2 4 3 政 保道路機構	200,000,000	100.16	200,318,600	100.11	200,220,200	0.391	2025/04/30	3.73
日本	特殊 債券	2 3 4 政 保道路機構	200,000,000	100.15	200,290,800	100.07	200,141,400	0.466	2024/12/27	3.73
日本	特殊 債券	2 6 政保 政策投資 C	200,000,000	100.14	200,270,600	100.06	200,122,600	0.466	2024/12/12	3.73
日本	特殊 債券	2 2 9 政 保道路機構	200,000,000	100.12	200,232,400	100.02	200,049,600	0.539	2024/10/31	3.73
日本	特殊 債券	72政保地 方公共団	189,000,000	100.24	189,457,569	100.19	189,351,540	0.509	2025/05/23	3.53
日本	社債 券	36東日本 旅客鉄道	100,000,000	100.75	100,750,900	100.40	100,398,500	2.110	2024/12/20	1.87
日本	特殊 債券	2 4 7 政 保道路機構	100,000,000	100.25	100,250,000	100.18	100,182,000	0.509	2025/05/30	1.87
日本	社債 券	18 大和 ハウス	100,000,000	100.04	100,040,100	100.00	100,002,200	0.340	2025/04/30	1.86
日本	社債 券	34 ソ ニー	100,000,000	99.97	99,968,300	99.99	99,991,500	0.130	2024/10/10	1.86
日本	社債 券	5 新日鐵 住金	100,000,000	100.00	99,995,900	99.96	99,964,500	0.230	2024/12/20	1.86

								ᆷᄪᄣᄭ	由山青(内国だ	V 듯 ID I
日本	社債	75 三菱	100,000,000	99.96	99,958,000	99.95	99,945,600	0.220	2025/01/23	1.86
	券	UFJリー								
		ス								
日本	社債	17 デン	100,000,000	99.94	99,940,300	99.93	99,931,400	0.180	2025/03/19	1.86
	券	ソー								
日本	社債	21 オリ	100,000,000	99.92	99,917,400	99.93	99,925,900	0.040	2025/01/20	1.86
	券	エンタルラ								
		ンド								
日本	社債	3 1 沖縄	100,000,000	99.88	99,882,800	99.90	99,900,400	0.180	2025/06/25	1.86
	券	電力								
日本	特殊	70政保地	99,000,000	100.19	99,186,912	100.14	99,135,531	0.450	2025/03/14	1.85
	債券	方公共団								
日本	特殊	6 9 政保地	99,000,000	100.16	99,155,727	100.09	99,093,159	0.414	2025/02/17	1.85
	債券	方公共団								
日本	特殊	67政保地	99,000,000	100.09	99,086,130	100.06	99,060,588	0.466	2024/12/13	1.85
	債券	方公共団								
日本	特殊	236 政	99,000,000	100.10	99,096,129	100.05	99,052,668	0.320	2025/01/31	1.85
	債券	保道路機構								

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率(%)
特殊債券	44.89
社債券	14.92
合 計	59.81

投資不動産物件

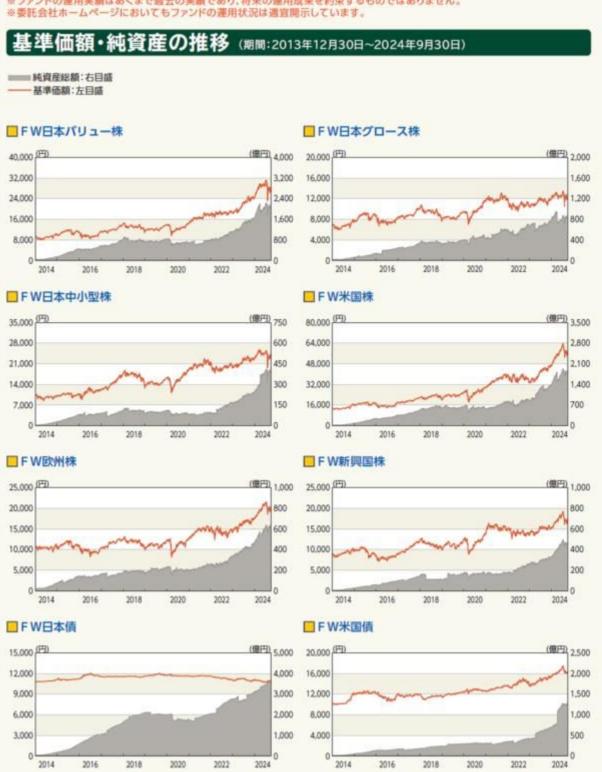
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 該当事項はありません。

参考情報

基準日:2024年9月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。



分配の推移

ファンド名	FW日本パリュー株	FW日本グロース権	FW日本中小型株	FW米国株	FW欧州株	FW新興国株	FW日本領
2024年 9月	0円	0円	0円	.0円	0円	0円	0円
2023年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2022年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2021年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2020年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

ファンド名	FW米国債	FW欧州債	FW新興国債	F WJ-REIT	F WG-REIT	FWコモディティ	FWヘッジファンド
2024年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2023年 9月	0円	0円	0円	0円	四0円	0円	0円
2022年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2021年9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2020年 9月	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

[※]分配金は1万口当たり、税引前です。 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■FW日本パリュー株

資産別構成

資産の種類	国·地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.43
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(1.57	
合計(純資産総割	前)	100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

・地道	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM/FOFs用日本パリュー株F (適格機関投資家限定)	98.43
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

▶投資対象とする投資信託の現況

■SMDAM/FOFs用日本パリュー株F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「国内株式マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

	銘柄名	1 開機	比率(%
日本	TDK	電気機器	4.4
日本	ソフトバンクグループ	情報·通信業	4.3
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.6
日本	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3.6
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	3.6

■FW日本グロース株

資産別構成

資産の種類	E·地域	建率(%)
投資信託受益証券	日本	98.45
親投資信託受益証券	日本	0.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1.36
合計(純資産総割	5)	100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

图·地域	18 18	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・ グロース(適格機関投資家専用)	98.45
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.19

▶投資対象とする投資信託の現況

■ノムラFOFs用・ジャパン・アクティブ・グロース (適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「ジャパン・アクティブ・グロース マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

	銘柄名	- 無種	比率(%
日本	日立製作所	電気機器	5.3
日本	信越化学工業	化学	3.7
日本	伊藤忠商事	卸売業	3.5
日本	リクルートホールディングス	サービス業	3.5
日本	東京海上ホールディングス	保険業	3.5

[※]野村アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

- 泰比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
- ※「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

FW日本中小型株

資産別構成

資産の開展	国·地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.73
親投資信託受益証券	日本	0.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1.20
合計(純資産総割	1)	100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

D·地域	10 10	銘柄名	出罪(%)
日本	投資信託受益証券	日興アセット/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	57.61
日本	投資信託受益証券	SBI/FOFs用日本中小型株F (適格機関投資家限定)	41.12
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.07

▶投資対象とする投資信託の現況

□日興アセット/FOF5用日本中小型株F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「日本中小型株式アクティブ・マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

10.地區	銘構名	- 業種	比率(%
日本	レーサム	不動産業	1.5
日本	カナモト	サービス業	1.5
日本	シンフォニアテクノロジー	電気機器	1.4
日本	霞ヶ間キャピタル	不動産業	1.3
日本	日本アピオニクス	電気機器	1.3

泰日興アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■SBI/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「中小型割安成長株・マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

	銘柄名		辻率(外
日本	MCJ	電気機器	3.8
日本	大塚商会	情報·通信業	3.6
日本	レック	化学	3.5
日本	藤森工業	化学	3.5
日本	ネットワンシステムズ	情報·通信業	3.4

※SBIアセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

泰比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

奈「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

FW米国株

資産別構成

資産の種類	国·地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.57
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1.43
合計(純資産総額	類)	100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国-地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国プルーチップ 株式ファンド(資料機関投資家専用)	39.85
日本	投資信託受益証券	アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド (適格機関投資家専用)	29.38
日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米並大型パリュー 株式ファンド(連絡機関投資家専用)	29.34
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

▶投資対象とする投資信託の現況

□ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国大型バリュー株式ファンド (適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「ティー・ロウ・プライス 米国大型パリュー株式マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘 柄)は、以下の通りです。

图-地域	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	CHUBB LTD	金融	2.8
アメリカ	KENVUE INC	生活必需品	2.5
アメリカ	ELEVANCE HEALTH INC	ヘルスケア	2.5
アメリカ	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	金融	2.3
アメリカ	JOHNSON & JOHNSON	ヘルスケア	2.3

※ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

□ティー・ロウ・プライス/FOFs用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「ティー・ロウ・プライス 米国ブルーチップ株式マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘 柄)は、以下の通りです。

图-地域	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	NVIDIA CORP	情報技術	8.9
アメリカ	APPLE INC	情報技術	8.9
アメリカ	MICROSOFT CORP	情報技術	8.7
アメリカ	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス	8.7
アメリカ	ALPHABET INC*	コミュニケーション・サービス	7.6

^{*} 当該銘柄は、同一企業の発行する種類の異なる株式を合算しています。

□アムンディ・米国大型株コア戦略ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「アムンディ・米国大型株コア戦略マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の

国·地域	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	NVIDIA CORP	情報技術	7.1
アメリカ	APPLE INC	情報技術	6.1
アメリカ	MICROSOFT CORP	情報技術	5.6
アメリカ	ALPHABET INC CL A	コミュニケーション・サービス	3.9
アメリカ	MARTIN MARIETTA MATERIALS	素材	3.8

[※]アムンディ・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

[※]ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

歩比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
⊕「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FW欧州株

資産別構成

資産の種類	国·地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.20
親投資信託受益証券	日本	0.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1.66
合計(純資産総割	頭)	100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国·地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	MFS/FOFs用プレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)	98.20
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.14

▶投資対象とする投資信託の現況

MFS/FOFs用プレンド・リサーチ欧州株ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「MFSプレンド・リサーチ欧州株マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。 (2024年8月30日現在)

国·地域	銘柄名	業種	比率(%)
オランダ	ASMLホールディング	情報技術	4.0
スイス	ネスレ	生活必需品	3.4
スイス	ロシュ・ホールディング	ヘルスケア	3.3
イギリス	アストラゼネカ	ヘルスケア	3.1
デンマーク	ノボ・ノルディスク	ヘルスケア	2.8

ΦMFSインペストメント・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

FW新興国株

資産別構成

資産の種類	国-地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	70.00
投資信託受益証券	日本	18.06
親投資信託受益証券	日本	0.13
現金・預金・その他の資産	(負債控除後)	11.81
合計(純資産組	(額)	100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国-地域	種類	銘柄名	比率(%)
מולנשנטו	投資証券	Amundi Funds Emerging Markets Equity Focus(120 USD クラス)	70.00
日本	投資信託受益証券	GIM/FOFs用新興国株F (適格機関投資家限定)	18.06
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.13

▶投資対象とする投資信託の現況

■GIM/FOFs用新興国株F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「GIMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)」は2024年9月末時点で 資金化され、当該投資信託は2024年12月20日付でFW新興国株の指定投資信託証券から削除されています。

■Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・エクイティ・フォーカス (I20 USD クラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・エクイティ・フォーカス」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国·地域	銘柄名	業種	比率(%)*
台湾	TAIWAN SEMICOND MANUFG -TSMC	半導体·半導体製造装置	9.4
中国	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	5.4
韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.1
中国	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	2.5
インド	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	1.9

^{*}比率は、Amundiファンズ・エマージング・マーケッツ・エクイティ・フォーカスの純資産総額に対する時価の比率です。

東アムンディから入手した情報を基に委託会社作成

泰比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

^{※「}主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FW日本債

資産別構成

資産の種類	■・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.30
親投資信託受益証券	日本	0.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1.43
合計(純資産総括	頭)	100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国-地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	三并住友/FOFs用日本債F (適格機関投資家限定)	98.30
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.27

▶投資対象とする投資信託の現況

□三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「国内債券マザーファンド(B号)」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国·地域	銘柄名	利率(%)	資通期限	比率(%)
日本	464 2年国債	0.400	2026/09/01	7.7
日本	189 20年国債	1.900	2044/06/20	3.9
日本	462 2年国債	0.400	2026/07/01	3.8
日本	364 10年国債	0.100	2031/09/20	3.2
日本	375 10年国債	1.100	2034/06/20	3.1

■FW米国債

資産別構成

資産の種類	国-地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.59
親投資信託受益証券	日本	0.11
現金・預金・その他の資産(1.30	
合計(純資産総割	頁)	100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国·地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	プラックロック/FOFs用米国債F (適格機関投資家限定)	98.59
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.11

▶投資対象とする投資信託の現況

□ブラックロック/FOFs用米国債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「ブラックロック米国債券マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国·地域	銘柄名	利率(%)	貨達期限	比率(%)
アメリカ	UNITED STATES TREASURY BILL 2025/03/06	0.000	2025/03/06	6.4
アメリカ	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2026/02/28	4.625	2026/02/28	3.2
アメリカ	UNITED STATES TREASURY BILL 2024/10/03	0.000	2024/10/03	1.8
アメリカ	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2044/02/15	4.500	2044/02/15	1.8
アメリカ	UNITED STATES TREASURY BILL 2024/10/01	0.000	2024/10/01	1.7

[☆]ブラックロック・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

幸比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

幸「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■FW欧州債

資産別構成

資産の種類	国•地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.36
親投資信託受益証券	日本	0.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1.50
合計(純資産総額	90)	100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国-地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	ドイチェ/FOFs用欧州債F (適格機関投資家限定)	98.36
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.14

▶投資対象とする投資信託の現況

■ドイチェ/FOFs用欧州債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国·地域	銘柄名	利率(%)	假週期限	比率(%
イタリア	イタリア国債 5% 08/01/39	5.000	2039/08/01	1.4
ドイツ	ドイツ国債 2.5% 07/04/44	2.500	2044/07/04	1.1
フランス	フランス国債 4% 10/25/38	4.000	2038/10/25	1.0
ハンガリー	ハンガリー国債 1.75% 10/10/27	1.750	2027/10/10	0.9
イギリス	イギリス国債 4.25% 12/07/27	4.250	2027/12/07	0.8

[※]ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■FW新興国債

資産別構成

資産の種類	圖•地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.28
親投資個託受益証券	日本	0.16
現金・預金・その他の資産	1.56	
合計(純資産総	SE)	100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国·地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)	98.28
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.16

▶投資対象とする投資信託の現況

FOFs用新興国債F(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「新成長国債券マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

国·地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
プラジル	プラジル国債	6.250	2031/03/18	1.1
エクアドル	エクアドル国債	5.500	2035/07/31	0.9
オマーン	オマーン政府国際債券	5.625	2028/01/17	0.9
インドネシア	インドネシア国債	4.750	2029/02/11	0.9
ハンガリー	ハンガリー国債	5.500	2036/03/26	0.8

[※]ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

泰比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

^{※「}主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

FWJ-REIT

資産別構成

資産の種類	国·地域	此章 (%)
投資信託受益証券	日本	98.37
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1.63
合計(純資産総割	頭)	100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

图 地域	10 10	銘柄名	土率(%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM/FOFs用J-REIT (適格機関投資家限定)	98.37
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

投資対象とする投資信託の現況

■SMDAM/FOFs用J-REIT(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「J-REITマザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

B-100	館構名	比率(%)
日本	日本ビルファンド投資法人	8.9
日本	ジャパンリアルエステイト投資法人	7.4
日本	日本都市ファンド投資法人	6.2
日本	GLP投資法人	5.9
日本	大和ハウスリート投資法人	4.3

FWG-REIT

資産別構成

資産の種類	屋-地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.43
親投資信託受益証券	日本	0.16
現金・預金・その他の資産	(負債控除後)	1.41
合計(純資産総)	頭)	100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

图-地域	# II	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	大和住銀/プリンシパルFOFs用 外国リートF(適格機関投資家限定)	98,43
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.16

▶投資対象とする投資信託の現況

■大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「外国リートマザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

	銘柄名	比率(%
アメリカ	EQUINIX INC	6.3
アメリカ	WELLTOWER INC	6.3
アメリカ	PROLOGIS INC	5.2
オーストラリア	GOODMAN GROUP	4.8
アメリカ	EXTRA SPACE STORAGE INC	4.3

■FWコモディティ

資産別構成

EE OHE	田・地域	加率(%)
投資信託受益証券	日本	98.22
親投資信託受益証券	日本	0.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1.56
合計(純資産総割	(I)	100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

日本	投資信託受益証券	パインブリッジ/FOFs用コモディティF (通格機関投資家限定)	98.22
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.22

ト投資対象とする投資信託の現況

□パインブリッジ/FOFs用コモディティF(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「パインブリッジ・コモディティマザーファンド」の投資銘柄は、以下の通りです。

是-地區	総株名	担毒(%)	食理問題	土庫(外
アイルランド	STAR HELIOS	0.000	2025/10/24	49.6
ルクセンブルク	Societe Generale	0.000	2025/03/31	49.6

並パインブリッジ・インペストメンツ株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■FWヘッジファンド

資産別構成

背景の種類	围-地域	抽機(物)
投資信託受益証券	日本	98.41
親投資信託受益証券	日本	0.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1.37
合計(純資産総割	(i)	100.00

主要投資銘柄(上位5銘柄)

日・地域		能稱名	上率(A)
日本	投資信託受益証券	SMDAM/FOFs用日本グロース株 MN(適格機関投資家限定)	34.93
日本	投資信託受益証券	SOMPO/FOFs用日本株MN (適格機関投資家限定)	33.99
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用・日本株Pストラテジー・ペータヘッジ 製器ファンド(連格機関投資家専用)	29.50
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.22

▶投資対象とする投資信託の現況

SOMPO/FOFs用日本株MN(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「SOMPO 日本株パリュー シングル・アルファ マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5 銘柄)は、以下の通りです。

日本	村田製作所	電気機器	2.9
日本	マキタ	機械	2.4
日本	オムロン	電気機器	2.3
日本	ニデック	電気機器	2.3
日本	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.1

泰SOMPOアセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

車比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

車「主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■ノムラFOFs用・日本株IPストラテジー・ベータヘッジ戦略ファンド(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「野村日本株IPストラテジー マザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

日本	リクルートホールディングス	サービス業	5.6
日本	東京エレクトロン	電気機器	5.6
日本	信越化学工業	化学	4.7
日本	東京海上ホールディングス	保険業	4.2
日本	任天堂	その他製品	3.9

亜野村アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■SMDAM/FOFs用日本グロース株MN (適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「日本グロース株MNマザーファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

日本	日立製作所	電気機器	3,6
日本	三菱重工業	機械	3.5
日本	ソニーグループ	電気機器	2.7
日本	信越化学工業	化学	2.6
日本	リクルートホールディングス	サービス業	2.0

■各ファンド共通

▶投資対象とする投資信託の現況

■キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

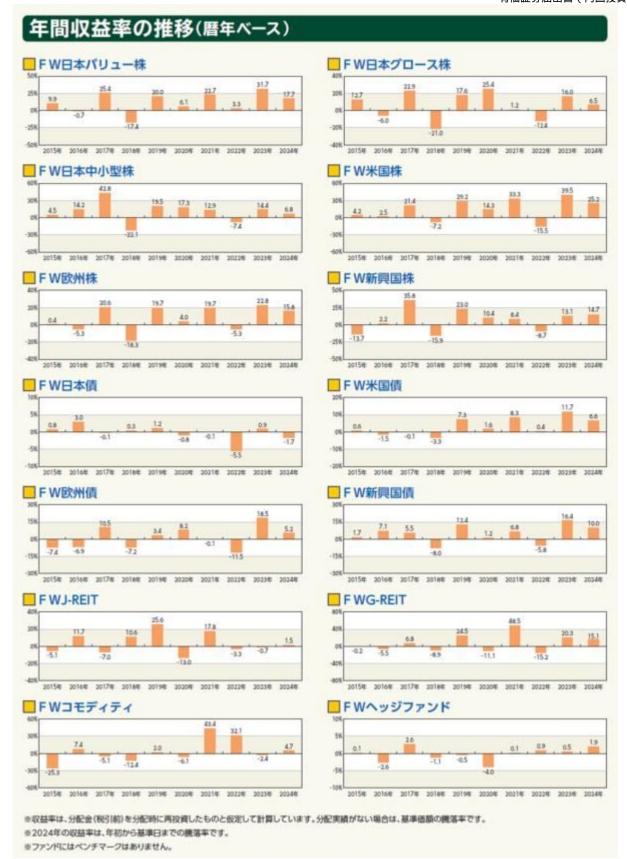
資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
特殊債券	日本	44.89
社債券	日本	14.92
現金・預金・その他の資産	40.19	
合計(純資産級	100.00	

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国·地域	種類	銘柄名	利率(%)	價達期限	比率(%)
日本	特殊債券	231 政保道路機構	0.495	2024/11/29	5.60
日本	特殊債券	249 政保道路機構	0.484	2025/06/30	4.11
日本	特殊債券	74政保地方公共団	0.557	2025/07/15	3.74
日本	特殊債券	241 政保道路機構	0.450	2025/03/31	3.73
日本	特殊債券	243 政保道路機構	0.391	2025/04/30	3.73

幸比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。



第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ)ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの 取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法

がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 お申込みの販売会社にお問い合わせください。

- (口)原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したも のを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますの で、お申込みの販売会社にご確認ください。
 - また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、そ の他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に 受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。
- (ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者 が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申 込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかか る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(二)申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日または取得申込日の翌営業日が以下の申込 不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求 のお申込みもできません。)。

ファンド名	申込不可日
FW日本バリュー株	ありません。
FW日本グロース株	ありません。
FW日本中小型株	ありません。
FW米国株	・ニューヨーク証券取引所の休業日
	・ニューヨークの銀行の休業日
FW欧州株	・英国証券取引所の休業日
	・ロンドンの銀行の休業日
FW新興国株	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ルクセンブルグの銀行の休業日
	・12月24日
FW日本債	ありません。
F W米国債	・ニューヨーク証券取引所の休業日
	・ニューヨークの銀行の休業日
	・その他米国債券市場の休業日
FW欧州債	・ロンドンの銀行の休業日
FW新興国債	・ニューヨーク証券取引所の休業日
	・英国証券取引所の休業日
	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ロンドンの銀行の休業日
F WJ-REIT	ありません。
F WG-REIT	・ニューヨーク証券取引所の休業日
FWコモディティ	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ロンドンの銀行の休業日
	・ブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日
FWヘッジファンド	ありません。

申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。 また、申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ(https://www.smdam.co.jp)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

(ホ) 当ファンドは、SMBCファンドラップに係る契約に基づき、投資一任口座の資金を運用する ためのファンドであり、当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社において投資一任 口座を開設した方に限るものとします。

商品性の維持等を目的に委託会社または販売会社が当ファンドを買付ける場合があります。

口 申込価額

各ファンドにつき、以下の通りとします。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ファンド名	申込価額	
FW日本バリュー株		
FW日本グロース株		
FW日本中小型株	│ │取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。	
FW日本債	牧侍中心支門口の立昌未口の奉牛側領となりより。 	
F WJ-REIT		
FWヘッジファンド		
FW米国株		
FW欧州株		
FW新興国株		
FW米国債	│ │取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。	
FW欧州債		
FW新興国債		
F WG-REIT		
FWコモディティ		

八 申込手数料

ありません。

二 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友 D S アセットマネジメント株式 会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を 経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名	申込金額
FW日本バリュー株	
FW日本グロース株	
FW日本中小型株	四個中等の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の
FW日本債	取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数
F WJ-REIT	
FWヘッジファンド	

FW米国株	
FW欧州株	
FW新興国株	
FW米国債	即復中込み付口の羽を労業口の甘港価額・・中込口数
FW欧州債	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×申込口数
FW新興国債	
F WG-REIT	
FWコモディティ	

2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求(一部解約の実行請求)により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、各ファンドにつき、解約請求申込日または解約請求申込日の翌営業日が以下の申込不可日に当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

ファンド名	申込不可日
FW日本バリュー株	ありません。
FW日本グロース株	ありません。
FW日本中小型株	ありません。
FW米国株	・ニューヨーク証券取引所の休業日
	・ニューヨークの銀行の休業日
FW欧州株	・英国証券取引所の休業日
	・ロンドンの銀行の休業日
FW新興国株	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ルクセンブルグの銀行の休業日
	・12月24日
FW日本債	ありません。
FW米国債	・ニューヨーク証券取引所の休業日
	・ニューヨークの銀行の休業日
	・その他米国債券市場の休業日
FW欧州債	・ロンドンの銀行の休業日
FW新興国債	・ニューヨーク証券取引所の休業日
	・英国証券取引所の休業日
	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ロンドンの銀行の休業日
F WJ-REIT	ありません。
F WG-REIT	・ニューヨーク証券取引所の休業日
FWコモディティ	・ニューヨークの銀行の休業日
	・ロンドンの銀行の休業日
	・ブルームバーグ商品指数の算出・公表されない日
FWヘッジファンド	おりません。

申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。

また、申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、各ファンドにつき、解約請求受付日から起算して以下の日からお支払いします。

ファンド名	一部解約金支払開始日
FW日本バリュー株	
FW日本グロース株	
F W日本中小型株	
FW米国株	
FW欧州株	
FW日本債	 6 営業日目
F W米国債	
FW欧州債	
FW新興国債	
F WJ-REIT	
F WG-REIT	
FWヘッジファンド	
FW新興国株	 7 営業日目
FWコモディティ	/ 百未日日

一部解約価額は、各ファンドにつき、以下の基準価額となります。

ファンド名	一部解約価額		
FW日本バリュー株			
FW日本グロース株			
FW日本中小型株	解約請求受付日の翌営業日の基準価額		
FW日本債	肝制調水支削口の立合来口の季牛側領		
F WJ-REIT			
FWヘッジファンド			
FW米国株			
FW欧州株			
FW新興国株			
F W米国債	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額		
FW欧州債	解約請求支削口の金々呂集口の基準調領		
FW新興国債			
F WG-REIT			
FWコモディティ			

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。 委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その 他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口

数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。 投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格(基 準価額)で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の 仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日 の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本 経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名	ファンド名	掲載名	
FW日本バリュー株	FW日バ	F W米国債	FW米債	
FW日本グロース株	FW日グ	FW欧州債	FW欧債	
FW日本中小型株	FW中小	FW新興国債	FW興債	
FW米国株	FW米株	F WJ-REIT	FWJR	
FW欧州株	FW欧株	F WG-REIT	FWGR	
FW新興国株	FW興株	FWコモディティ	FWコモ	
FW日本債	FW日債	FWヘッジファンド	FWHF	

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友 D S アセットマネジメント株式 会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2007年2月20日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年9月26日から翌年9月25日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日 (以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、 その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の 終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ)信託契約の解約

- a.委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めると き、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が 発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させる ことができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官 庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、そ

の旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- c . 上記 b の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e.委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨および その理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付し ます。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いま せん。
- f.上記c~eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (口)信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(八)委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

- (二)受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
 - a.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
 - b.上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ)収益分配金

- a.分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b.分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた 後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再 投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(口)償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会

社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に 支払われます。

八 信託約款の変更

- (イ)委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、 監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社 と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しよ うとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ)上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (二)上記(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1 を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ)委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの 手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する 受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が 譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公 告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書 (全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。 受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の 指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日 の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日 以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にか かる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または 記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者は その権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

口 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

八 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

二 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託 会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期(2023年9月26日から2024年9月25日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
- 1【財務諸表】

【SMBCファンドラップ・日本バリュー株】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第17期 (2023年 9月25日現在)	第18期 (2024年 9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	61,494,778	32,694,838
コール・ローン	3,365,486,368	3,741,165,425
投資信託受益証券	152,313,813,955	209,616,257,895
親投資信託受益証券	998,720	999,015
流動資産合計	155,741,793,821	213,391,117,173
資産合計	155,741,793,821	213,391,117,173
負債の部		
流動負債		
未払解約金	73,552,834	60,233,510
未払受託者報酬	22,958,661	34,030,189
未払委託者報酬	191,322,523	204,181,345
その他未払費用	1,677,377	1,671,888
流動負債合計	289,511,395	300,116,932
負債合計	289,511,395	300,116,932
純資産の部		
元本等		
元本	63,254,466,445	76,921,715,579
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	92,197,815,981	136,169,284,662
(分配準備積立金)	53,286,304,148	59,995,648,914
元本等合計	155,452,282,426	213,091,000,241
純資産合計	155,452,282,426	213,091,000,241
負債純資産合計	155,741,793,821	213,391,117,173

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【沢血及び利水並引弁目】		(単位:円)
	第17期 自 2022年 9月27日 至 2023年 9月25日	第18期 自 2023年 9月26日 至 2024年 9月25日
営業収益		
受取利息	38,128	2,317,584
有価証券売買等損益	39,433,647,166	22,131,865,600
営業収益合計	39,433,685,294	22,134,183,184
三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三		
支払利息	1,547,359	368,362
受託者報酬	41,143,393	62,534,608
委託者報酬	342,862,234	404,013,581
その他費用	1,780,311	1,716,912
営業費用合計	387,333,297	468,633,463
営業利益又は営業損失()	39,046,351,997	21,665,549,721
経常利益又は経常損失()	39,046,351,997	21,665,549,721
当期純利益又は当期純損失()	39,046,351,997	21,665,549,721
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	3,129,812,033	5,109,908,690
期首剰余金又は期首欠損金()	44,437,749,413	92,197,815,981
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,384,968,290	48,582,561,161
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	21,384,968,290	48,582,561,161
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,541,441,686	21,166,733,511
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	9,541,441,686	21,166,733,511
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	<u>-</u>
期末剰余金又は期末欠損金()	92,197,815,981	136,169,284,662

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

		第18期	
	項目	自 2023年9月26日	
		至 2024年9月25日	
1.	有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、	
	価方法	原則として時価で評価しております。	
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所	
		等の最終相場に基づいて評価しております。	
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引	
		業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報	
		会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお	
		ります。	
		(3) 時価が入手できなかった有価証券	
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断	
		した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認	
		める評価額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第17期	第18期	
項 目		(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)	
1.	当計算期間の末日におけ	63,254,466,445	76,921,715,579	
	る受益権の総数			
2 .	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.4576円	1口当たり純資産額 2.7702円	
		(1万口当たりの純資産額24,576円)	(1万口当たりの純資産額27,702円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(現血及び利示並可発音に関する圧む)				
	第17期	第18期		
項目	自 2022年9月27日	自 2023年9月26日		
	至 2023年9月25日	至 2024年9月25日		
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益		
	(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有	(1,937,276円)、費用控除後、繰越欠損金補		
	価証券売買等損益(35,721,511,788円)、収	填後の有価証券売買等損益(16,552,607,863		
	益調整金(49,161,579,186円)、および分配	円)、収益調整金(81,142,286,436円)、お		
	準備積立金(17,564,792,360円)より、分配	よび分配準備積立金(43,441,103,775円)よ		
	対象収益は102,447,883,334円(1万口当たり	り、分配対象収益は141,137,935,350円(1万		
	16,196.15円)でありますが、分配を行ってお	口当たり18,348.26円)でありますが、分配を		
	りません。	行っておりません。		

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

		第18期
	項目	自 2023年9月26日
		至 2024年9月25日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
		して、投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
		算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れており
		ます。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
		ます。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
		性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理 体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

. 金融商品の時価等に関する事項

		1
	項目	第18期
	<u>~ н</u>	(2024年9月25日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	び差額	上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し
		ております。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、
		当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引
		にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第17期(自 2022年9月27日 至 2023年9月25日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	37,041,658,000円
親投資信託受益証券	394円
合計	37,041,657,606円

第18期(自 2023年9月26日 至 2024年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	18,032,256,661円
親投資信託受益証券	295円
合計	18,032,256,956円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18	妍
-----	---

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

Ţ			
百日	第17期	第18期	
項目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)	
期首元本額	53,433,843,916円	63,254,466,445円	
期中追加設定元本額	20,907,867,306円	27,927,110,846円	
期中一部解約元本額	11,087,244,777円	14,259,861,712円	

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	SMDAM/FOFs用日本バ	90,805,864,623	209,616,257,895	
証券	リュー株F(適格機関投資家限定)			
	投資信託受益証券 小計		209,616,257,895	
親投資信託受	キャッシュ・マネジメント・マザー	984,252	999,015	
益証券	ファンド			
	親投資信託受益証券 小計		999,015	
	合 計		209,617,256,910	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

【SMBCファンドラップ・日本グロース株】

(1)【貸借対照表】

		<u>(単位:円)</u>
	第17期 (2023年 9月25日現在)	第18期 (2024年 9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	27,203,770	11,635,075
コール・ローン	1,488,807,982	1,331,364,278
投資信託受益証券	65,833,910,299	84,742,121,320
親投資信託受益証券	170,060,250	170,110,529
未収入金	3,000,000,000	-
流動資産合計	70,519,982,301	86,255,231,202
資産合計	70,519,982,301	86,255,231,202
負債の部		
流動負債		
未払解約金	33,368,418	24,897,084
未払受託者報酬	10,916,803	13,387,600
未払委託者報酬	90,973,669	80,325,778
その他未払費用	1,555,982	1,647,700
流動負債合計	136,814,872	120,258,162
負債合計	136,814,872	120,258,162
純資産の部		
元本等		
元本	61,336,595,412	69,262,115,834
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	9,046,572,017	16,872,857,206
(分配準備積立金)	9,493,630,463	9,566,368,093
元本等合計	70,383,167,429	86,134,973,040
純資産合計	70,383,167,429	86,134,973,040
負債純資産合計	70,519,982,301	86,255,231,202

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【原血及び利水並引并自】		(単位:円)
	第17期 自 2022年 9月27日 至 2023年 9月25日	第18期 自 2023年 9月26日 至 2024年 9月25日
营業収益 		
受取利息	18,450	908,877
有価証券売買等損益	5,547,982,988	7,033,301,844
営業収益合計	5,548,001,438	7,034,210,721
三型工作		
支払利息	798,656	160,739
受託者報酬	21,995,373	26,449,439
委託者報酬	183,295,289	171,977,684
その他費用 	1,613,938	1,667,251
営業費用合計	207,703,256	200,255,113
営業利益又は営業損失()	5,340,298,182	6,833,955,608
経常利益又は経常損失()	5,340,298,182	6,833,955,608
当期純利益又は当期純損失()	5,340,298,182	6,833,955,608
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	848,967,862	2,200,408,955
期首剰余金又は期首欠損金()	2,982,499,384	9,046,572,017
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,569,876,891	6,088,669,557
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	2,569,876,891	6,088,669,557
剰余金減少額又は欠損金増加額	997,134,578	2,895,931,021
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	997,134,578	2,895,931,021
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	9,046,572,017	16,872,857,206

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

	第18期	
項目	自 2023年9月26日	
	至 2024年9月25日	
1. 有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、	
価方法	原則として時価で評価しております。	
	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所	
	等の最終相場に基づいて評価しております。	
	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引	
	業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報	
	会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお	
	ります。	
	(3) 時価が入手できなかった有価証券	
	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断	
	した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認	
	める評価額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第17期	第18期
	項目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)
1.	当計算期間の末日におけ	61,336,595,412□	69,262,115,834□
	る受益権の総数		
2 .	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1475円	1口当たり純資産額 1.2436円
		(1万口当たりの純資産額11,475円)	(1万口当たりの純資産額12,436円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(現血及び利尔並引発音に関する注心)				
	第17期	第18期		
項目	自 2022年9月27日	自 2023年9月26日		
	至 2023年9月25日	至 2024年9月25日		
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益		
	(163,750円)、費用控除後、繰越欠損金補填	(1,281,576円)、費用控除後、繰越欠損金補		
	後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金	填後の有価証券売買等損益 (2,359,729,205		
	(27,461,726,794円)、および分配準備積立	円)、収益調整金(34,525,217,490円)、お		
	金(9,493,466,713円)より、分配対象収益は	よび分配準備積立金(7,205,357,312円)よ		
	36,955,357,257円(1万口当たり6,025.01	り、分配対象収益は44,091,585,583円(1万		
	円)でありますが、分配を行っておりませ	口当たり6,365.90円)でありますが、分配を		
	ん。	行っておりません。		

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

		第18期
	項目	自 2023年9月26日
		至 2024年9月25日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
		して、投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
		算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れており
		ます。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
		ます。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
		性リスクがあります。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-

3. 金融商品に係るリスク管理 体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

. 金融商品の時価等に関する事項

	項目	第18期	
	块 口	(2024年9月25日現在)	
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計	
	び差額	上額と時価との差額はありません。	
2 .	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券)	
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。	
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)	
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し	
		ております。	
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等	
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、	
		当該帳簿価額を時価としております。	
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異	
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ	
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引	
		にかかる市場リスクを示すものではありません。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第17期(自 2022年9月27日 至 2023年9月25日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,969,138,513円
親投資信託受益証券	67,039円
合計	3,969,071,474円

第18期(自 2023年9月26日 至 2024年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,157,746,826円
親投資信託受益証券	50,279円
合計	5,157,797,105円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第	18	骐

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第17期	第18期
項目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)
期首元本額	56,802,049,122円	61,336,595,412円
期中追加設定元本額	21,879,537,118円	25,977,628,790円
期中一部解約元本額	17,344,990,828円	18,052,108,368円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

			•	
種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	ノムラFOFs用・ジャパン・アク	53,073,289,485	84,742,121,320	
証券	ティブ・グロース(適格機関投資家			
	専用)			
	投資信託受益証券 小計		84,742,121,320	
親投資信託受	キャッシュ・マネジメント・マザー	167,596,581	170,110,529	
益証券	ファンド			
	親投資信託受益証券 小計		170,110,529	
	合 計		84,912,231,849	

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

【SMBCファンドラップ・日本中小型株】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第17期 (2023年 9月25日現在)	第18期 (2024年 9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,337,233	4,890,364
コール・ローン	511,008,117	559,588,695
投資信託受益証券	22,406,771,857	40,206,415,841
親投資信託受益証券	27,427,165	27,435,274
流動資産合計	22,954,544,372	40,798,330,174
資産合計	22,954,544,372	40,798,330,174
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,811,105	11,962,521
未払受託者報酬	3,418,850	6,249,697
未払委託者報酬	28,490,778	37,498,416
その他未払費用	932,890	1,177,906
流動負債合計	43,653,623	56,888,540
負債合計	43,653,623	56,888,540
純資産の部		
元本等		
元本	9,997,245,019	17,170,190,593
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	12,913,645,730	23,571,251,041
(分配準備積立金)	4,275,727,357	4,367,324,895
元本等合計	22,910,890,749	40,741,441,634
純資産合計	22,910,890,749	40,741,441,634
負債純資産合計	22,954,544,372	40,798,330,174

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【映画及び利小並可弁目】		(単位:円)
	第17期 自 2022年 9月27日 至 2023年 9月25日	第18期 自 2023年 9月26日 至 2024年 9月25日
受取利息	5,448	358,851
有価証券売買等損益	2,824,098,501	504,980,167
営業収益合計	2,824,103,949	505,339,018
営業費用		
支払利息	224,208	54,895
受託者報酬	6,119,920	10,367,995
委託者報酬	50,999,917	66,455,010
その他費用 <u>-</u>	947,839	1,184,517
営業費用合計	58,291,884	78,062,417
営業利益又は営業損失()	2,765,812,065	427,276,601
経常利益又は経常損失()	2,765,812,065	427,276,601
当期純利益又は当期純損失()	2,765,812,065	427,276,601
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	130,871,851	64,661,067
期首剰余金又は期首欠損金()	7,296,791,804	12,913,645,730
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,996,354,606	11,410,778,015
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	3,996,354,606	11,410,778,015
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,014,440,894	1,115,788,238
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,014,440,894	1,115,788,238
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	12,913,645,730	23,571,251,041

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

		第18期	
	項目	自 2023年9月26日	
		至 2024年9月25日	
1.	有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、	
	価方法	原則として時価で評価しております。	
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所	
		等の最終相場に基づいて評価しております。	
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引	
		業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報	
		会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお	
		ります。	
		(3) 時価が入手できなかった有価証券	
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断	
		した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認	
		める評価額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第17期	第18期	
		(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)	
1.	当計算期間の末日におけ	9,997,245,019□	17,170,190,593	
	る受益権の総数			
2.	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.2917円	1口当たり純資産額 2.3728円	
		(1万口当たりの純資産額22,917円)	(1万口当たりの純資産額23,728円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第17期	第18期
項目	自 2022年9月27日	自 2023年9月26日
	至 2023年9月25日	至 2024年9月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益
	(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有	(327,719円)、費用控除後、繰越欠損金補填
	価証券売買等損益(1,747,775,002円)、収益	後の有価証券売買等損益(362,222,263円)、
	調整金(11,235,904,177円)、および分配準	収益調整金(22,636,333,751円)、および分
	備積立金(2,527,952,355円)より、分配対象	配準備積立金(4,004,774,913円)より、分配
	収益は15,511,631,534円(1万口当たり	対象収益は27,003,658,646円(1万口当たり
	15,515.91円)でありますが、分配を行ってお	15,727.06円)でありますが、分配を行ってお
	りません。	りません。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

		第18期	
	項目	自 2023年9月26日	
		至 2024年9月25日	
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証	
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対	
		して、投資として運用することを目的としております。	
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容	
	品に係るリスク	1) 有価証券	
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計	
		算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れており	
		ます。	
		2) デリバティブ取引	
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお	
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する	
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており	
		ます。	
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等	
		(2) 金融商品に係るリスク	
		有価証券およびデリバティブ取引等	
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス	
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動	
		性リスクがあります。	

3.	金融商品に係るリスク管理
	体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

. 金融商品の時価等に関する事項

	項 目	第18期	
	块 口	(2024年9月25日現在)	
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計	
	び差額	上額と時価との差額はありません。	
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券)	
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。	
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)	
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し	
		ております。	
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等	
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、	
		当該帳簿価額を時価としております。	
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異	
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ	
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引	
		にかかる市場リスクを示すものではありません。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第17期(自 2022年9月27日 至 2023年9月25日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種類当計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券	2,734,868,430円
親投資信託受益証券	10,812円
合計	2,734,857,618円

第18期(自 2023年9月26日 至 2024年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券	501,423,080円	
親投資信託受益証券	8,109円	
合計	501,431,189円	

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

笋1	8期
/ / / /	ОДЛ

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

	第17期	第18期	
項目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)	
期首元本額	7,370,537,523円	9,997,245,019円	
期中追加設定元本額	3,638,858,211円	8,018,419,900円	
期中一部解約元本額	1,012,150,715円	845,474,326円	

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	日興アセット/FOFs用日本中小	16,012,488,223	23,415,061,528	
証券	型株F(適格機関投資家限定)			
	SBI/FOFs用日本中小型株F	15,354,201,091	16,791,354,313	
	(適格機関投資家限定)			
	投資信託受益証券 小計		40,206,415,841	
親投資信託受	キャッシュ・マネジメント・マザー	27,029,827	27,435,274	
益証券	ファンド			
	親投資信託受益証券 小計		27,435,274	
	合 計		40,233,851,115	

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

【SMBCファンドラップ・米国株】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	第17期 (2023年 9月25日現在)	第18期 (2024年 9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	55,174,807	26,097,809
コール・ローン	3,019,606,997	2,986,288,467
投資信託受益証券	117,429,015,719	183,979,541,417
親投資信託受益証券	999,015	999,311
流動資産合計	120,504,796,538	186,992,927,004
資産合計	120,504,796,538	186,992,927,004
負債の部		
流動負債		
未払解約金	36,059,487	39,633,815
未払受託者報酬	19,585,283	28,941,542
未払委託者報酬	163,211,094	173,649,415
その他未払費用	1,675,825	1,671,888
流動負債合計	220,531,689	243,896,660
負債合計	220,531,689	243,896,660
純資産の部		
元本等		
元本	27,864,685,883	32,529,196,222
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	92,419,578,966	154,219,834,122
(分配準備積立金)	34,277,973,679	62,295,526,400
元本等合計	120,284,264,849	186,749,030,344
純資産合計	120,284,264,849	186,749,030,344
負債純資産合計	120,504,796,538	186,992,927,004

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【頂血及び利小亚川井目】		(単位:円)
	第17期 自 2022年 9月27日 至 2023年 9月25日	第18期 自 2023年 9月26日 至 2024年 9月25日
営業収益		
受取利息	34,989	1,765,252
有価証券売買等損益	18,400,815,122	43,093,901,611
営業収益合計	18,400,850,111	43,095,666,863
三型工作		
支払利息	1,353,732	325,740
受託者報酬	33,956,544	52,393,300
委託者報酬	282,971,925	337,877,857
その他費用	1,777,328	1,717,451
営業費用合計	320,059,529	392,314,348
営業利益又は営業損失()	18,080,790,582	42,703,352,515
経常利益又は経常損失()	18,080,790,582	42,703,352,515
当期純利益又は当期純損失()	18,080,790,582	42,703,352,515
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	2,485,101,999	7,482,379,748
期首剰余金又は期首欠損金()	60,863,862,528	92,419,578,966
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,642,726,642	50,836,741,859
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	31,642,726,642	50,836,741,859
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,682,698,787	24,257,459,470
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	15,682,698,787	24,257,459,470
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	92,419,578,966	154,219,834,122

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

		第18期	
	項目	自 2023年9月26日	
		至 2024年9月25日	
1.	有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、	
	価方法	原則として時価で評価しております。	
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所	
		等の最終相場に基づいて評価しております。	
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引	
		業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報	
		会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお	
		ります。	
		(3) 時価が入手できなかった有価証券	
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断	
		した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認	
		める評価額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第17期	第18期	
		(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)	
1.	当計算期間の末日におけ	27,864,685,883 🗆	32,529,196,222□	
	る受益権の総数			
2.	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 4.3167円	1口当たり純資産額 5.7410円	
		(1万口当たりの純資産額43,167円)	(1万口当たりの純資産額57,410円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

NEXT HONE HAVE CALLEY				
	第17期	第18期		
項目	自 2022年9月27日	自 2023年9月26日		
	至 2023年9月25日	至 2024年9月25日		
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益		
	(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有	(1,477,714円)、費用控除後、繰越欠損金補		
	価証券売買等損益(15,554,348,721円)、収	填後の有価証券売買等損益(35,218,598,683		
	益調整金(58,142,740,108円)、および分配	円)、収益調整金(91,924,307,722円)、お		
	準備積立金(18,723,624,958円)より、分配	よび分配準備積立金(27,075,450,003円)よ		
	対象収益は92,420,713,787円(1万口当たり	り、分配対象収益は154,219,834,122円(1万		
	33,167.69円)でありますが、分配を行ってお	口当たり47,409.67円)でありますが、分配を		
	りません。	行っておりません。		

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

		第18期
	項目	自 2023年9月26日
		至 2024年9月25日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
		して、投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
		算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れており
		ます。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
		ます。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
		性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理 体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

・金融商品の時価等に関する事項

		1
	項目	第18期
	<u>~ н</u>	(2024年9月25日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	び差額	上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し
		ております。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、
		当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引
		にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第17期(自 2022年9月27日 至 2023年9月25日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	16,564,347,518円
親投資信託受益証券	394円
合計	16,564,347,124円

第18期(自 2023年9月26日 至 2024年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券	36,895,089,091円	
親投資信託受益証券	296円	
合計	36,895,089,387円	

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18	期
-----	---

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

	第17期	第18期	
項目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)	
期首元本額	22,321,291,408円	27,864,685,883円	
期中追加設定元本額	11,285,376,215円	11,760,163,725円	
期中一部解約元本額	5,741,981,740円	7,095,653,386円	

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	ティー・ロウ・プライス / FOFs	28,006,277,884	55,107,952,992	
証券	用 米国大型バリュー株式ファンド			
	(適格機関投資家専用)			
	ティー・ロウ・プライス / FOFs	38,107,887,867	74,542,839,456	
	用 米国ブルーチップ株式ファンド			
	(適格機関投資家専用)			
	アムンディ・米国大型株コア戦略	32,815,141,924	54,328,748,969	
	ファンド(適格機関投資家専用)			
	投資信託受益証券 小計		183,979,541,417	

EDINET提出書類

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

親投資信託受	キャッシュ・マネジメント・マザー	984,543	999,311	
益証券	ファンド			
	親投資信託受益証券 小計		999,311	
合 計			183,980,540,728	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

【SMBCファンドラップ・欧州株】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第17期 (2023年 9月25日現在)	第18期 (2024年 9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17,256,441	10,142,623
コール・ローン	944,410,562	1,160,587,759
投資信託受益証券	41,082,470,749	61,420,658,239
親投資信託受益証券	91,037,292	91,064,208
流動資産合計	42,135,175,044	62,682,452,829
資産合計	42,135,175,044	62,682,452,829
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,517,652	12,689,303
未払受託者報酬	6,581,303	9,776,630
未払委託者報酬	54,844,539	58,659,948
その他未払費用	1,254,844	1,434,423
流動負債合計	75,198,338	82,560,304
負債合計	75,198,338	82,560,304
純資産の部		
元本等		
元本	24,746,113,546	31,526,557,760
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	17,313,863,160	31,073,334,765
(分配準備積立金)	8,978,059,387	14,419,139,160
元本等合計	42,059,976,706	62,599,892,525
純資産合計	42,059,976,706	62,599,892,525
負債純資産合計	42,135,175,044	62,682,452,829

(2)【損益及び剰余金計算書】

	,	(単位:円)
	第17期 自 2022年 9月27日 至 2023年 9月25日	第18期 自 2023年 9月26日 至 2024年 9月25日
営業収益		
受取利息	13,947	698,950
有価証券売買等損益	7,657,560,240	7,747,413,383
その他収益	3,809,580	5,241,379
営業収益合計	7,661,383,767	7,753,353,712
営業費用		
支払利息	458,543	100,871
受託者報酬	11,951,493	17,497,941
委託者報酬	99,596,420	112,900,277
その他費用	1,289,160	1,446,812
営業費用合計	113,295,616	131,945,901
営業利益又は営業損失()	7,548,088,151	7,621,407,811
経常利益又は経常損失()	7,548,088,151	7,621,407,811
当期純利益又は当期純損失()	7,548,088,151	7,621,407,811
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	679,938,638	897,415,719
期首剰余金又は期首欠損金()	7,664,100,988	17,313,863,160
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,115,330,184	10,120,214,345
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	4,115,330,184	10,120,214,345
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,333,717,525	3,084,734,832
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,333,717,525	3,084,734,832
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	17,313,863,160	31,073,334,765

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

	第18期	
項目	自 2023年9月26日	
	至 2024年9月25日	
1. 有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、	
価方法	原則として時価で評価しております。	
	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所	
	等の最終相場に基づいて評価しております。	
	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品		
業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格		
	会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお	
	ります。	
	(3) 時価が入手できなかった有価証券	
	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断	
	した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認	
	める評価額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第17期	第18期
	項目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)
1.	当計算期間の末日におけ	24,746,113,546	31,526,557,760□
	る受益権の総数		
2 .	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.6997円	1口当たり純資産額 1.9856円
		(1万口当たりの純資産額16,997円)	(1万口当たりの純資産額19,856円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第17期	第18期
項目	自 2022年9月27日	自 2023年9月26日
	至 2023年9月25日	至 2024年9月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益
	(3,590,026円)、費用控除後、繰越欠損金補	(5,919,505円)、費用控除後、繰越欠損金補
	填後の有価証券売買等損益(4,867,209,596	填後の有価証券売買等損益(6,718,072,587
	円)、収益調整金(14,362,665,383円)、お	円)、収益調整金(22,041,810,071円)、お
	よび分配準備積立金(4,107,259,765円)よ	よび分配準備積立金(7,695,147,068円)よ
	り、分配対象収益は23,340,724,770円(1万	り、分配対象収益は36,460,949,231円(1万
	口当たり9,432.08円)でありますが、分配を	口当たり11,565.15円)でありますが、分配を
	行っておりません。	行っておりません。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

		第18期
	項目	自 2023年9月26日
		至 2024年9月25日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
		して、投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
		算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れており
		ます。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
		ます。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
		性リスクがあります。

3.	金融商品に係るリスク管理
	体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

. 金融商品の時価等に関する事項

		1
項目		第18期
		(2024年9月25日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	び差額	上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し
		ております。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、
		当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引
		にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第17期(自 2022年9月27日 至 2023年9月25日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,205,152,491円
親投資信託受益証券	35,888円
合計	4,205,116,603円

第18期(自 2023年9月26日 至 2024年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,087,009,295円
親投資信託受益証券	26,916円
合計	7,087,036,211円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第17期	第18期
	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)
期首元本額	20,421,749,348円	24,746,113,546円
期中追加設定元本額	7,661,881,530円	11,071,472,379円
期中一部解約元本額	3,337,517,332円	4,291,028,165円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

			` `	,
種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	M F S / F O F s 用プレンド・リ	45,737,328,349	61,420,658,239	
証券	サーチ欧州株ファンド(適格機関投			
	資家専用)			
	投資信託受益証券 小計		61,420,658,239	
親投資信託受	キャッシュ・マネジメント・マザー	89,718,432	91,064,208	
益証券	ファンド			
	親投資信託受益証券 小計		91,064,208	
	合 計		61,511,722,447	

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

【SMBCファンドラップ・新興国株】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第17期 (2023年 9月25日現在)	第18期 (2024年 9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	44,550,000	108,691,729
金銭信託	12,017,168	6,687,042
コール・ローン	657,675,596	765,176,758
投資信託受益証券	8,756,242,339	13,363,531,847
投資証券	21,176,504,983	33,188,661,961
親投資信託受益証券	62,009,366	62,027,699
派生商品評価勘定	156,619	45,678
流動資産合計	30,709,156,071	47,494,822,714
資産合計	30,709,156,071	47,494,822,714
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	130,116
未払金	-	37,026,730
未払解約金	12,810,076	14,961,979
未払受託者報酬	4,716,406	7,440,102
未払委託者報酬	39,303,784	44,640,866
その他未払費用	1,106,379	1,290,093
流動負債合計	57,936,645	105,489,886
負債合計	57,936,645	105,489,886
純資産の部		
元本等		
元本	20,155,236,850	27,617,407,306
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	10,495,982,576	19,771,925,522
(分配準備積立金)	4,285,239,961	7,895,975,584
元本等合計	30,651,219,426	47,389,332,828
純資産合計	30,651,219,426	47,389,332,828
負債純資産合計	30,709,156,071	47,494,822,714

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【19.血次し利小並引弁自】		(単位:円)
	第17期 自 2022年 9月27日 至 2023年 9月25日	第18期 自 2023年 9月26日 至 2024年 9月25日
受取利息	8,927	499,679
有価証券売買等損益	1,422,590,367	5,480,536,961
為替差損益	911,081,251	1,188,757,586
営業収益合計	2,333,680,545	4,292,279,054
営業費用		
支払利息	330,223	76,155
受託者報酬	8,929,681	12,981,042
委託者報酬	74,414,804	83,669,091
その他費用	1,135,180	1,450,220
営業費用合計	84,809,888	98,176,508
営業利益又は営業損失()	2,248,870,657	4,194,102,546
経常利益又は経常損失()	2,248,870,657	4,194,102,546
当期純利益又は当期純損失()	2,248,870,657	4,194,102,546
	72,593,827	255,551,770
期首剰余金又は期首欠損金()	6,776,540,574	10,495,982,576
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,701,554,368	6,336,076,656
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	2,701,554,368	6,336,076,656
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,158,389,196	998,684,486
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,158,389,196	998,684,486
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	10,495,982,576	19,771,925,522

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

		第18期
	項目	自 2023年9月26日
		至 2024年9月25日
1.	有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以
	価方法	下の通り、原則として時価で評価しております。
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所
		等の最終相場に基づいて評価しております。
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引
		業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報
		会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお
		ります。
		(3) 時価が入手できなかった有価証券
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断
		した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認
		める評価額により評価しております。
2 .	デリバティブの評価基準及	為替予約取引
	び評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
		は、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3.	その他財務諸表作成のため	外貨建資産等の会計処理
	の基礎となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理し
		ております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第17期	第18期	
		(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)	
1.	当計算期間の末日におけ	20,155,236,850	27,617,407,306□	
	る受益権の総数			
2.	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5208円	1口当たり純資産額 1.7159円	
		(1万口当たりの純資産額15,208円)	(1万口当たりの純資産額17,159円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第17期	第18期
項目	自 2022年9月27日	自 2023年9月26日
	至 2023年9月25日	至 2024年9月25日

分配金の計算過程

計算期間末における費用控除後の配当等収益 (12,361円)、費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益(1,176,428,948 円)、収益調整金(12,059,549,399円)、お よび分配準備積立金(3,108,798,652円)よ り、分配対象収益は16,344,789,360円(1万 口当たり8,109.45円)でありますが、分配を 行っておりません。 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (614,775円)、費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益(3,937,936,001 円)、収益調整金(18,438,777,424円)、お よび分配準備積立金(3,957,424,808円)よ り、分配対象収益は26,334,753,008円(1万 口当たり9,535.56円)でありますが、分配を 行っておりません。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

		,
		第18期
項	目	自 2023年9月26日
		至 2024年9月25日
1. 金融商品に対	する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
		して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内	容及び金融商	(1) 金融商品の内容
品に係るリス	.ク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
		算期間については、投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券を組み
		入れております。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
		ます。
		当計算期間については、為替予約取引を行っております。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
		性リスクがあります。

3.	金融商品に係るリスク管理
	体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

・金融商品の時価等に関する事項

		会すり出			
	項目	第18期			
		(2024年9月25日現在)			
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計			
	び差額	上額と時価との差額はありません。			
2 .	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、投資証券、親投資信託受益証券)			
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。			
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)			
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し			
		ております。			
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等			
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、			
		当該帳簿価額を時価としております。			
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異			
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ			
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引			
		にかかる市場リスクを示すものではありません。			

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第17期(自 2022年9月27日 至 2023年9月25日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	347,051,262円
投資証券	1,022,991,086円
親投資信託受益証券	24,444円
合計	1,370,017,904円

第18期(自 2023年9月26日 至 2024年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券	1,053,399,450円	
投資証券	4,338,725,873円	
親投資信託受益証券	18,333円	
合計	5,392,143,656円	

(デリバティブ取引に関する注記)

第17期(2023年9月25日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

					(
		契約額	等		
区分	種類		うち	時 価	評価損益
			1 年超		
	為替予約取引				
市場取引以外	買建				
の取引	アメリカ・ドル	55,903,941	-	56,060,560	156,619
	小計	55,903,941	-	56,060,560	156,619
合 計		55,903,941	-	56,060,560	156,619

第18期(2024年9月25日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

		契約額	等		
区分	種類		うち	時 価	評価損益
			1 年超		
	為替予約取引				
市場取引以外	買建				
の取引	アメリカ・ドル	92,562,603	-	92,478,165	84,438
	小計	92,562,603	-	92,478,165	84,438
合 計		92,562,603	-	92,478,165	84,438

(注)1.時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為 替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下 の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表され

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算し たレートを用いております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日 に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

TA -	第17期	第18期	
項 目 	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)	
期首元本額	16,835,770,384円	20,155,236,850円	
期中追加設定元本額	6,204,907,183円	9,325,003,984円	
期中一部解約元本額	2,885,440,717円	1,862,833,528円	

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受	日本・円 GIM/FOFs用新興国株F		8,205,029,685	13,363,531,847	
益証券		(適格機関投資家限定)			
		日本・円小計	8,205,029,685	13,363,531,847	
	投資信託受	益証券合計		13,363,531,847	
				(-)	
投資証券	アメリ	Amundi Funds Emerging	202,304.94	231,554,189.36	
	カ・ドル	Markets Equity Focus (120			
		USD クラス)			
	アメリカ・ドル小計		202,304.94	231,554,189.36	
				(33,188,661,961)	
	投資証券合	·it		33,188,661,961	
				(33,188,661,961)	
親投資信託	日本・円	キャッシュ・マネジメント・マ	61,111,034	62,027,699	
受益証券		ザーファンド			
		日本・円小計	61,111,034	62,027,699	

EDINET提出書類

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		1 C 1 - F 1 - F 1
親投資信託受益証券合計	62,027,699	
	(-)	
合 計	46,614,221,507	
	(33,188,661,961)	

(注)金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	1銘柄	70.0%	100.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【SMBCファンドラップ・日本債】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第17期 (2023年 9月25日現在)	第18期 (2024年 9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	113,091,642	49,740,216
コール・ローン	6,189,279,669	5,691,613,295
投資信託受益証券	289,867,460,482	362,156,118,608
親投資信託受益証券	979,074,976	979,364,444
流動資産合計	297,148,906,769	368,876,836,563
資産合計	297,148,906,769	368,876,836,563
負債の部		
流動負債		
未払解約金	192,037,640	177,316,112
未払受託者報酬	45,514,100	57,432,199
未払委託者報酬	329,692,941	277,556,650
その他未払費用	1,686,146	1,671,888
流動負債合計	568,930,827	513,976,849
負債合計	568,930,827	513,976,849
純資産の部		
元本等		
元本	269,897,115,214	337,883,958,122
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金() 26,682,860,728	30,478,901,592
(分配準備積立金)	2,935,156,568	2,696,492,158
元本等合計	296,579,975,942	368,362,859,714
純資産合計	296,579,975,942	368,362,859,714
負債純資産合計	297,148,906,769	368,876,836,563

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【頂血及び利水並引弁自】		() () () () () () () () () ()
	第17期 自 2022年 9月27日 至 2023年 9月25日	(単位:円) 第18期 自 2023年 9月26日 至 2024年 9月25日
営業収益		
受取利息	79,115	3,533,606
有価証券売買等損益	5,813,148,174	1,705,801,605
営業収益合計	5,813,069,059	1,702,267,999
営業費用		
支払利息	3,456,055	658,919
受託者報酬	90,415,101	107,979,748
委託者報酬	640,123,788	572,822,390
その他費用	1,922,406	1,751,704
営業費用合計	735,917,350	683,212,761
営業利益又は営業損失()	6,548,986,409	2,385,480,760
経常利益又は経常損失()	6,548,986,409	2,385,480,760
当期純利益又は当期純損失()	6,548,986,409	2,385,480,760
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	261,742,119	153,549,342
期首剰余金又は期首欠損金()	29,077,682,386	26,682,860,728
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,730,774,437	8,509,145,415
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	8,730,774,437	8,509,145,415
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,838,351,805	2,481,173,133
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	4,838,351,805	2,481,173,133
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	<u> </u>	
期末剰余金又は期末欠損金()	26,682,860,728	30,478,901,592

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

	第18期
項目	自 2023年9月26日
	至 2024年9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、
価方法	原則として時価で評価しております。
	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所
	等の最終相場に基づいて評価しております。
	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引
	業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報
	会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお
	ります。
	(3) 時価が入手できなかった有価証券
	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断
	した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認
	める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第17期	第18期
	項目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)
1.	当計算期間の末日におけ	269,897,115,214□	337,883,958,122□
	る受益権の総数		
2 .	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0989円	1口当たり純資産額 1.0902円
		(1万口当たりの純資産額10,989円)	(1万口当たりの純資産額10,902円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(1月皿及し利水並引弁)		
	第17期	第18期
項目	自 2022年9月27日	自 2023年9月26日
	至 2023年9月25日	至 2024年9月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益
	(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有	(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有
	価証券売買等損益(0円)、収益調整金	価証券売買等損益(0円)、収益調整金
	(38,376,911,964円)、および分配準備積立	(49,022,025,855円)、および分配準備積立
	金(2,935,156,568円)より、分配対象収益は	金(2,696,492,158円)より、分配対象収益は
	41,312,068,532円(1万口当たり1,530.66	51,718,518,013円(1万口当たり1,530.66
	円)でありますが、分配を行っておりませ	円)でありますが、分配を行っておりませ
	h.	h.

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

		第18期
	項目	自 2023年9月26日
		至 2024年9月25日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
		して、投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
		算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れており
		ます。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
		ます。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
		性リスクがあります。

3.	金融商品に係るリスク管理
	体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

. 金融商品の時価等に関する事項

	項 目	第18期
	块 口	(2024年9月25日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	び差額	上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し
		ております。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、
		当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引
		にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第17期(自 2022年9月27日 至 2023年9月25日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,729,530,864円
親投資信託受益証券	385,957円
合計	5,729,916,821円

第18期(自 2023年9月26日 至 2024年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,709,025,939円
親投資信託受益証券	289,468円
合計	1,708,736,471円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

弟	1	8	些	J

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
百日	第17期	第18期
項目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)
期首元本額	231,137,946,105円	269,897,115,214円
期中追加設定元本額	77,663,183,013円	93,187,353,315円
期中一部解約元本額	38,904,013,904円	25,200,510,407円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	三井住友/FOFs用日本債F(適	313,013,067,077	362,156,118,608	
証券	格機関投資家限定)			
	投資信託受益証券 小計		362,156,118,608	
親投資信託受	キャッシュ・マネジメント・マザー	964,891,078	979,364,444	
益証券	ファンド			
	親投資信託受益証券 小計		979,364,444	
合 計			363,135,483,052	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

【SMBCファンドラップ・米国債】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第17期 (2023年 9月25日現在)	第18期 (2024年 9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	23,237,988	16,167,809
コール・ローン	1,271,768,652	1,850,030,525
投資信託受益証券	62,420,453,182	124,809,360,021
親投資信託受益証券	138,886,623	138,927,685
流動資産合計	63,854,346,445	126,814,486,040
資産合計	63,854,346,445	126,814,486,040
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,935,936	24,711,606
未払受託者報酬	9,577,485	19,435,327
未払委託者報酬	79,812,706	116,612,171
その他未払費用	1,407,768	1,628,009
流動負債合計	107,733,895	162,387,113
負債合計	107,733,895	162,387,113
純資産の部		
元本等		
元本	42,412,225,978	78,041,043,335
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	21,334,386,572	48,611,055,592
(分配準備積立金)	6,997,436,760	11,632,031,364
元本等合計	63,746,612,550	126,652,098,927
純資産合計	63,746,612,550	126,652,098,927
負債純資産合計	63,854,346,445	126,814,486,040

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第17期 自 2022年 9月27日 至 2023年 9月25日	第18期 自 2023年 9月26日 至 2024年 9月25日
営業収益		
受取利息	14,654	1,172,976
有価証券売買等損益	1,515,886,873	5,630,151,446
営業収益合計	1,515,901,527	5,631,324,422
支払利息	617,591	144,562
受託者報酬	16,464,738	30,931,524
委託者報酬	137,206,817	197,692,836
その他費用	1,452,707	1,645,621
営業費用合計	155,741,853	230,414,543
営業利益又は営業損失()	1,360,159,674	5,400,909,879
経常利益又は経常損失()	1,360,159,674	5,400,909,879
当期純利益又は当期純損失()	1,360,159,674	5,400,909,879
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	46,634,826	317,042,268
期首剰余金又は期首欠損金()	13,334,948,210	21,334,386,572
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,853,001,515	24,163,197,838
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	7,853,001,515	24,163,197,838
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,260,357,653	1,970,396,429
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,260,357,653	1,970,396,429
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	<u> </u>	<u> </u>
期末剰余金又は期末欠損金()	21,334,386,572	48,611,055,592

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

	第18期
項目	自 2023年9月26日
	至 2024年9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、
価方法	原則として時価で評価しております。
	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所
	等の最終相場に基づいて評価しております。
	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引
	業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報
	会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお
	ります。
	(3) 時価が入手できなかった有価証券
	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断
	した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認
	める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第17期	第18期
	項目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)
1.	当計算期間の末日におけ	42,412,225,978□	78,041,043,335□
	る受益権の総数		
2 .	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5030円	1口当たり純資産額 1.6229円
		(1万口当たりの純資産額15,030円)	(1万口当たりの純資産額16,229円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第17期	第18期
項目	自 2022年9月27日	自 2023年9月26日
	至 2023年9月25日	至 2024年9月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益
	(100,574円)、費用控除後、繰越欠損金補填	(1,431,592円)、費用控除後、繰越欠損金補
	後の有価証券売買等損益(1,406,693,926	填後の有価証券売買等損益(5,082,436,019
	円)、収益調整金(17,191,846,491円)、お	円)、収益調整金(37,961,538,914円)、お
	よび分配準備積立金(5,590,642,260円)よ	よび分配準備積立金(6,548,163,753円)よ
	り、分配対象収益は24,189,283,251円(1万	り、分配対象収益は49,593,570,278円(1万
	口当たり5,703.38円)でありますが、分配を	口当たり6,354.81円)でありますが、分配を
	行っておりません。	行っておりません。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

		第18期
	項目	自 2023年9月26日
		至 2024年9月25日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
		して、投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
		算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れており
		ます。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
		ます。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
		性リスクがあります。

3.	金融商品に係るリスク管理
	体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

・金融商品の時価等に関する事項

		1
	項目	第18期
	<u>~ н</u>	(2024年9月25日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	び差額	上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し
		ております。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、
		当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引
		にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第17期(自 2022年9月27日 至 2023年9月25日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,517,152,597円
親投資信託受益証券	54,749円
合計	1,517,097,848円

第18期(自 2023年9月26日 至 2024年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,561,118,332円
親投資信託受益証券	41,062円
合計	5,561,159,394円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

笋1	8期
/ / / /	ОДЛ

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

- TA - C	第17期	第18期
項 目 	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)
期首元本額	27,169,274,052円	42,412,225,978円
期中追加設定元本額	17,904,370,837円	39,363,560,248円
期中一部解約元本額	2,661,418,911円	3,734,742,891円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	ブラックロック / FOFs用米国債	67,155,964,499	124,809,360,021	
証券	F (適格機関投資家限定)			
	投資信託受益証券 小計		124,809,360,021	
親投資信託受	キャッシュ・マネジメント・マザー	136,874,567	138,927,685	
益証券	ファンド			
	親投資信託受益証券 小計		138,927,685	
	合 計		124,948,287,706	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

【SMBCファンドラップ・欧州債】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第17期 (2023年 9月25日現在)	第18期 (2024年 9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	11,829,286	6,988,845
コール・ローン	647,393,214	799,711,063
投資信託受益証券	30,491,419,036	47,080,831,806
親投資信託受益証券	69,345,868	69,366,370
流動資産合計	31,219,987,404	47,956,898,084
資産合計	31,219,987,404	47,956,898,084
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,207,621	8,174,288
未払受託者報酬	4,597,716	7,423,592
未払委託者報酬	38,314,603	44,541,721
その他未払費用	924,738	1,298,636
流動負債合計	52,044,678	61,438,237
負債合計	52,044,678	61,438,237
純資産の部		
元本等		
元本	23,771,542,782	33,119,482,128
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,396,399,944	14,775,977,719
(分配準備積立金)	1,490,072,141	4,552,751,148
元本等合計	31,167,942,726	47,895,459,847
純資産合計	31,167,942,726	47,895,459,847
負債純資産合計	31,219,987,404	47,956,898,084

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2) 【原血及び利水並引発自】		(単位:円)
	第17期 自 2022年 9月27日 至 2023年 9月25日	第18期 自 2023年 9月26日 至 2024年 9月25日
営業収益		
受取利息	6,404	485,706
有価証券売買等損益	2,084,997,085	3,457,760,582
営業収益合計	2,085,003,489	3,458,246,288
営業費用		
支払利息	257,152	73,982
受託者報酬	6,640,497	13,147,886
委託者報酬	55,338,131	84,877,733
その他費用	945,275	1,307,752
営業費用合計	63,181,055	99,407,353
営業利益又は営業損失()	2,021,822,434	3,358,838,935
経常利益又は経常損失()	2,021,822,434	3,358,838,935
当期純利益又は当期純損失()	2,021,822,434	3,358,838,935
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	84,902,378	194,097,212
期首剰余金又は期首欠損金()	1,939,844,365	7,396,399,944
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,825,203,419	4,857,610,739
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	3,825,203,419	4,857,610,739
剰余金減少額又は欠損金増加額	305,567,896	642,774,687
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	305,567,896	642,774,687
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	7,396,399,944	14,775,977,719

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

	第18期
項目	自 2023年9月26日
	至 2024年9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、
価方法	原則として時価で評価しております。
	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所
	等の最終相場に基づいて評価しております。
	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引
	業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報
	会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお
	ります。
	(3) 時価が入手できなかった有価証券
	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断
	した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認
	める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

75 0		第17期	第18期
	項目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)
1.	当計算期間の末日におけ	23,771,542,782	33,119,482,128□
	る受益権の総数		
2 .	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3111円	1口当たり純資産額 1.4461円
		(1万口当たりの純資産額13,111円)	(1万口当たりの純資産額14,461円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

、摂血及び制示並引昇音に対する注記)			
	第17期	第18期	
項目	自 2022年9月27日	自 2023年9月26日	
	至 2023年9月25日	至 2024年9月25日	
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益	
	(99,437円)、費用控除後、繰越欠損金補填	(627,981円)、費用控除後、繰越欠損金補填	
	後の有価証券売買等損益(961,000,326円)、	後の有価証券売買等損益(3,164,113,742	
	収益調整金(8,501,943,723円)、および分配	円)、収益調整金(12,533,247,990円)、お	
	準備積立金(528,972,378円)より、分配対象	よび分配準備積立金(1,388,009,425円)よ	
	収益は9,992,015,864円(1万口当たり	り、分配対象収益は17,085,999,138円(1万	
	4,203.35円)でありますが、分配を行ってお	口当たり5,158.90円)でありますが、分配を	
	りません。	行っておりません。	

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

		第18期
	項目	自 2023年9月26日
		至 2024年9月25日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
		して、投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
		算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れており
		ます。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
		ます。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
		性リスクがあります。

3.	金融商品に係るリスク管理
	体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

・金融商品の時価等に関する事項

		1
項目	第18期	
	<u>~ н</u>	(2024年9月25日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	び差額	上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し
		ております。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、
		当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引
		にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第17期(自 2022年9月27日 至 2023年9月25日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,049,390,221円
親投資信託受益証券	27,336円
合計	2,049,362,885円

第18期(自 2023年9月26日 至 2024年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,429,685,741円
親投資信託受益証券	20,502円
合計	3,429,706,243円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

给ィ	o#A
毎1	8期

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第17期	第18期
	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)
期首元本額	9,517,063,632円	23,771,542,782円
期中追加設定元本額	15,644,206,055円	11,316,944,736円
期中一部解約元本額	1,389,726,905円	1,969,005,390円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	ドイチェ/FOFs用欧州債F(適	30,775,808,476	47,080,831,806	
証券	格機関投資家限定)			
	投資信託受益証券 小計		47,080,831,806	
親投資信託受	キャッシュ・マネジメント・マザー	68,341,252	69,366,370	
益証券	ファンド			
	親投資信託受益証券 小計		69,366,370	
合 計			47,150,198,176	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

【SMBCファンドラップ・新興国債】

(1)【貸借対照表】

		<u>(単位:円)</u>
	第17期 (2023年 9月25日現在)	第18期 (2024年 9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,945,916	5,350,617
コール・ローン	489,592,134	612,253,974
投資信託受益証券	22,505,928,373	34,776,190,735
親投資信託受益証券	55,765,906	55,782,394
流動資産合計	23,060,232,329	35,449,577,720
資産合計	23,060,232,329	35,449,577,720
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,725,600	6,944,869
未払受託者報酬	3,530,775	5,503,087
未払委託者報酬	29,423,476	33,018,775
その他未払費用	970,830	1,146,182
流動負債合計	40,650,681	46,612,913
負債合計	40,650,681	46,612,913
純資産の部		
元本等		
元本	10,319,691,147	14,141,526,424
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	12,699,890,501	21,261,438,383
(分配準備積立金)	3,050,607,121	5,615,063,666
元本等合計	23,019,581,648	35,402,964,807
純資産合計	23,019,581,648	35,402,964,807
負債純資産合計	23,060,232,329	35,449,577,720

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【识血及0利小亚们并自】		(単位:円)
	第17期 自 2022年 9月27日 至 2023年 9月25日	第18期 自 2023年 9月26日 至 2024年 9月25日
営業収益		
受取利息	5,930	365,866
有価証券売買等損益	1,755,433,343	3,079,167,496
営業収益合計	1,755,439,273	3,079,533,362
三型 三型 三型		
支払利息	233,189	54,881
受託者報酬	6,529,011	9,727,287
委託者報酬	54,409,196	62,747,255
その他費用 -	986,594	1,152,913
営業費用合計	62,157,990	73,682,336
営業利益又は営業損失()	1,693,281,283	3,005,851,026
経常利益又は経常損失()	1,693,281,283	3,005,851,026
当期純利益又は当期純損失()	1,693,281,283	3,005,851,026
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	56,307,431	197,746,257
期首剰余金又は期首欠損金()	8,941,774,501	12,699,890,501
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,401,046,819	7,008,468,848
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	3,401,046,819	7,008,468,848
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,279,904,671	1,255,025,735
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,279,904,671	1,255,025,735
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	12,699,890,501	21,261,438,383

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

	第18期
項目	自 2023年9月26日
,	
	至 2024年9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、
価方法	原則として時価で評価しております。
	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所
	等の最終相場に基づいて評価しております。
	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引
	業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報
	会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお
	ります。
	(3) 時価が入手できなかった有価証券
	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断
	した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認
	める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第17期	第18期
		(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)
1.	当計算期間の末日におけ	10,319,691,147	14,141,526,424□
	る受益権の総数		
2.	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.2306円	1口当たり純資産額 2.5035円
		(1万口当たりの純資産額22,306円)	(1万口当たりの純資産額25,035円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第17期	第18期
項目	自 2022年9月27日	自 2023年9月26日
	至 2023年9月25日	至 2024年9月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益
	(68,756円)、費用控除後、繰越欠損金補填	(485,903円)、費用控除後、繰越欠損金補填
	後の有価証券売買等損益(1,636,905,096	後の有価証券売買等損益(2,807,618,866
	円)、収益調整金(9,649,283,380円)、およ	円)、収益調整金(15,646,374,717円)、お
	び分配準備積立金(1,413,633,269円)より、	よび分配準備積立金(2,806,958,897円)よ
	分配対象収益は12,699,890,501円(1万口当	り、分配対象収益は21,261,438,383円(1万
	たり12,306.46円)でありますが、分配を行っ	口当たり15,034.75円)でありますが、分配を
	ておりません。	行っておりません。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

		第18期
	項目	自 2023年9月26日
		至 2024年9月25日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
		して、投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
		算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れており
		ます。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
		ます。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
		性リスクがあります。

3.	金融商品に係るリスク管理
	体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

・金融商品の時価等に関する事項

項目		第18期	
		(2024年9月25日現在)	
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計	
	び差額	上額と時価との差額はありません。	
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券)	
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。	
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)	
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し	
		ております。	
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等	
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、	
		当該帳簿価額を時価としております。	
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異	
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ	
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引	
		にかかる市場リスクを示すものではありません。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第17期(自 2022年9月27日 至 2023年9月25日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,698,623,389円
親投資信託受益証券	21,984円
合計	1,698,601,405円

第18期(自 2023年9月26日 至 2024年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,991,286,709円
親投資信託受益証券	16,488円
合計	2,991,303,197円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1	8期
70 1	

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第17期	第18期	
項 目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)	
期首元本額	8,326,663,594円	10,319,691,147円	
期中追加設定元本額	3,194,986,846円	4,821,717,706円	
期中一部解約元本額	1,201,959,293円	999,882,429円	

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	FOFs用新興国債F(適格機関投	12,779,256,508	34,776,190,735	
証券	資家限定)			
	投資信託受益証券 小計		34,776,190,735	
親投資信託受	キャッシュ・マネジメント・マザー	54,958,024	55,782,394	
益証券	ファンド			
	親投資信託受益証券 小計		55,782,394	
合 計			34,831,973,129	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

【SMBCファンドラップ・J-REIT】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	第17期 (2023年 9月25日現在)	第18期 (2024年 9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,636,948	4,153,884
コール・ローン	417,954,914	475,315,600
投資信託受益証券	17,618,342,942	26,333,597,314
親投資信託受益証券	998,720	999,015
流動資産合計	18,044,933,524	26,814,065,813
資産合計	18,044,933,524	26,814,065,813
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,227,432	7,920,914
未払受託者報酬	2,711,076	4,043,177
未払委託者報酬	22,592,746	24,259,308
その他未払費用	836,210	1,004,472
流動負債合計	34,367,464	37,227,871
負債合計	34,367,464	37,227,871
純資産の部		
元本等		
元本	10,463,143,714	15,903,184,131
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,547,422,346	10,873,653,811
(分配準備積立金)	2,099,874,573	1,970,298,200
元本等合計	18,010,566,060	26,776,837,942
純資産合計	18,010,566,060	26,776,837,942
負債純資産合計	18,044,933,524	26,814,065,813

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【识血及0利尔亚们并自】		(単位:円)
	第17期 自 2022年 9月27日 至 2023年 9月25日	第18期 自 2023年 9月26日 至 2024年 9月25日
営業収益		
受取利息	4,882	286,912
有価証券売買等損益	269,624,580	238,874,942
営業収益合計	269,619,698	238,588,030
三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三		
支払利息	205,635	44,505
受託者報酬	5,060,671	7,110,045
委託者報酬	42,173,135	45,990,731
その他費用	850,076	1,009,802
営業費用合計	48,289,517	54,155,083
営業利益又は営業損失()	317,909,215	292,743,113
経常利益又は経常損失()	317,909,215	292,743,113
当期純利益又は当期純損失()	317,909,215	292,743,113
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	40,501,180	35,704,709
期首剰余金又は期首欠損金()	6,001,199,479	7,547,422,346
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,271,757,159	4,158,992,639
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	2,271,757,159	4,158,992,639
剰余金減少額又は欠損金増加額	448,126,257	575,722,770
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	448,126,257	575,722,770
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	7,547,422,346	10,873,653,811

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

		第18期	
	項目	自 2023年9月26日	
		至 2024年9月25日	
1.	有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、	
	価方法	原則として時価で評価しております。	
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所	
		等の最終相場に基づいて評価しております。	
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引	
		業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報	
		会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお	
		ります。	
		(3) 時価が入手できなかった有価証券	
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断	
		した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認	
		める評価額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第17期	第18期
		(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)
1.	当計算期間の末日におけ	10,463,143,714	15,903,184,131
	る受益権の総数		
2.	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7213円	1口当たり純資産額 1.6837円
		(1 万口当たりの純資産額17,213円)	(1万口当たりの純資産額16,837円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(現画及び利示金可昇音に関する圧む)				
	第17期	第18期		
項目	自 2022年9月27日	自 2023年9月26日		
	至 2023年9月25日	至 2024年9月25日		
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益		
	(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有	(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有		
	価証券売買等損益(0円)、収益調整金	価証券売買等損益(0円)、収益調整金		
	(8,920,394,607円)、および分配準備積立金	(14,779,681,417円)、および分配準備積立		
	(2,099,874,573円)より、分配対象収益は	金(1,970,298,200円)より、分配対象収益は		
	11,020,269,180円(1万口当たり10,532.46	16,749,979,617円(1万口当たり10,532.47		
	円)でありますが、分配を行っておりませ	円)でありますが、分配を行っておりませ		
	ん。	h.		

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

		第18期
	項目	自 2023年9月26日
		至 2024年9月25日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
		して、投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
		算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れており
		ます。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
		ます。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
		性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理 体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

. 金融商品の時価等に関する事項

		1	
項目		第18期	
		(2024年9月25日現在)	
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計	
	び差額	上額と時価との差額はありません。	
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券)	
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。	
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)	
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し	
		ております。	
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等	
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、	
		当該帳簿価額を時価としております。	
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異	
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ	
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引	
		にかかる市場リスクを示すものではありません。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第17期(自 2022年9月27日 至 2023年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券	267,909,472円	
親投資信託受益証券	394円	
合計	267,909,866円	

第18期(自 2023年9月26日 至 2024年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券	238,802,910円	
親投資信託受益証券	295円	
合計	238,802,615円	

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

笋1	8期
// 201	ОДЛ

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第17期	第18期	
項目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)	
期首元本額	7,776,826,492円	10,463,143,714円	
期中追加設定元本額	3,278,895,283円	6,249,841,568円	
期中一部解約元本額	592,578,061円	809,801,151円	

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	SMDAM/FOFs用J-REI	21,286,555,100	26,333,597,314	
証券	T (適格機関投資家限定)			
	投資信託受益証券 小計		26,333,597,314	
親投資信託受	キャッシュ・マネジメント・マザー	984,252	999,015	
益証券	ファンド			
	親投資信託受益証券 小計		999,015	
	合 計		26,334,596,329	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

【SMBCファンドラップ・G-REIT】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第17期 (2023年 9月25日現在)	第18期 (2024年 9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	13,177,104	7,832,831
コール・ローン	721,156,595	896,285,738
投資信託受益証券	33,272,608,782	56,920,659,260
親投資信託受益証券	94,385,529	94,413,435
流動資産合計	34,101,328,010	57,919,191,264
資産合計	34,101,328,010	57,919,191,264
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,018,096	11,166,408
未払受託者報酬	5,289,939	8,348,007
未払委託者報酬	44,083,205	50,088,311
その他未払費用	1,119,010	1,350,491
流動負債合計	60,510,250	70,953,217
負債合計	60,510,250	70,953,217
純資産の部		
元本等		
元本	21,511,342,155	29,014,240,315
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	12,529,475,605	28,833,997,732
(分配準備積立金)	4,459,250,174	14,056,234,967
元本等合計	34,040,817,760	57,848,238,047
純資産合計	34,040,817,760	57,848,238,047
負債純資産合計	34,101,328,010	57,919,191,264

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【映画及び利小並引弁自】		(単位:円)
	第17期 自 2022年 9月27日 至 2023年 9月25日	第18期 自 2023年 9月26日 至 2024年 9月25日
営業収益		
受取利息	8,072	516,335
有価証券売買等損益	451,670,575	10,473,978,160
営業収益合計	451,678,647	10,474,494,495
営業費用		
支払利息	334,132	78,853
受託者報酬	9,179,424	14,683,462
委託者報酬	76,495,943	94,545,851
その他費用	1,143,024	1,360,046
営業費用合計	87,152,523	110,668,212
営業利益又は営業損失()	364,526,124	10,363,826,283
経常利益又は経常損失()	364,526,124	10,363,826,283
当期純利益又は当期純損失()	364,526,124	10,363,826,283
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	9,473,195	396,872,827
期首剰余金又は期首欠損金()	8,424,559,140	12,529,475,605
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,763,002,375	7,639,343,371
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	4,763,002,375	7,639,343,371
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,032,085,229	1,301,774,700
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,032,085,229	1,301,774,700
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	12,529,475,605	28,833,997,732

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

		第18期	
	項目	自 2023年9月26日	
		至 2024年9月25日	
1.	有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、	
	価方法	原則として時価で評価しております。	
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所	
		等の最終相場に基づいて評価しております。	
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引	
		業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報	
		会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお	
		ります。	
		(3) 時価が入手できなかった有価証券	
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断	
		した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認	
		める評価額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第17期	第18期
		(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)
1.	当計算期間の末日におけ	21,511,342,155	29,014,240,315□
	る受益権の総数		
2.	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5825円	1口当たり純資産額 1.9938円
		(1万口当たりの純資産額15,825円)	(1万口当たりの純資産額19,938円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

、摂血及び刺示並引昇者に割りる注記)				
	第17期	第18期		
項目	自 2022年9月27日	自 2023年9月26日		
	至 2023年9月25日	至 2024年9月25日		
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益		
	(130,315円)、費用控除後、繰越欠損金補填	(746,782円)、費用控除後、繰越欠損金補填		
	後の有価証券売買等損益(373,869,004円)、	後の有価証券売買等損益 (9,966,206,674		
	収益調整金(14,322,476,763円)、および分	円)、収益調整金(21,243,282,019円)、お		
	配準備積立金(4,085,250,855円)より、分配	よび分配準備積立金(4,089,281,511円)よ		
	対象収益は18,781,726,937円(1万口当たり	り、分配対象収益は35,299,516,986円(1万		
	8,731.08円)でありますが、分配を行ってお	口当たり12,166.27円)でありますが、分配を		
	りません。	行っておりません。		

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

		第18期
	項目	自 2023年9月26日
		至 2024年9月25日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
		して、投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
		算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れており
		ます。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
		ます。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
		性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理 体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

・金融商品の時価等に関する事項

項目		第18期
	块 口	(2024年9月25日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	び差額	上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し
		ております。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、
		当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引
		にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第17期(自 2022年9月27日 至 2023年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	441,671,359円
親投資信託受益証券	37,208円
合計	441,634,151円

第18期(自 2023年9月26日 至 2024年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	10,305,005,482円
親投資信託受益証券	27,906円
合計	10,305,033,388円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1	8期
70 1	

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第17期	第18期	
項目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)	
期首元本額	14,218,375,756円	21,511,342,155円	
期中追加設定元本額	9,111,511,209円	9,655,506,972円	
期中一部解約元本額	1,818,544,810円	2,152,608,812円	

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

			•	
種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	大和住銀 / プリンシパルFOFs用	28,665,286,428	56,920,659,260	
証券	外国リートF(適格機関投資家限			
	定)			
	投資信託受益証券 小計		56,920,659,260	
親投資信託受	キャッシュ・マネジメント・マザー	93,018,163	94,413,435	
益証券	ファンド			
	親投資信託受益証券 小計		94,413,435	
合 計			57,015,072,695	

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

【SMBCファンドラップ・コモディティ】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第17期 (2023年 9月25日現在)	第18期 (2024年 9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,743,948	2,119,899
コール・ローン	204,898,824	242,573,200
投資信託受益証券	9,818,854,020	13,568,518,962
親投資信託受益証券	31,336,024	31,345,288
流動資産合計	10,058,832,816	13,844,557,349
資産合計	10,058,832,816	13,844,557,349
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,095,313	3,865,297
未払受託者報酬	1,489,091	2,254,391
未払委託者報酬	12,409,410	13,526,585
その他未払費用	570,351	723,642
流動負債合計	18,564,165	20,369,915
負債合計	18,564,165	20,369,915
純資産の部		
元本等		
元本	13,098,220,953	18,970,585,962
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,057,952,302	5,146,398,528
(分配準備積立金)	2,646,696,576	2,483,512,534
元本等合計	10,040,268,651	13,824,187,434
純資産合計	10,040,268,651	13,824,187,434
負債純資産合計	10,058,832,816	13,844,557,349

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【识血汉(利尔亚川并自)		(単位:円)
	第17期 自 2022年 9月27日 至 2023年 9月25日	第18期 自 2023年 9月26日 至 2024年 9月25日
営業収益		
受取利息	2,660	151,713
有価証券売買等損益	88,962,163	690,525,649
営業収益合計	88,959,503	690,373,936
支払利息	109,142	22,583
受託者報酬	2,850,378	3,944,300
委託者報酬	23,753,822	25,523,986
その他費用	577,754	726,360
営業費用合計	27,291,096	30,217,229
営業利益又は営業損失()	116,250,599	720,591,165
経常利益又は経常損失()	116,250,599	720,591,165
当期純利益又は当期純損失()	116,250,599	720,591,165
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	52,532,215	7,907,511
期首剰余金又は期首欠損金()	2,213,201,685	3,057,952,302
剰余金増加額又は欠損金減少額	225,565,641	232,437,802
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	225,565,641	232,437,802
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,006,597,874	1,608,200,374
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,006,597,874	1,608,200,374
分配金	<u> </u>	_
期末剰余金又は期末欠損金()	3,057,952,302	5,146,398,528

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

		第18期	
	項目	自 2023年9月26日	
		至 2024年9月25日	
1.	有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、	
	価方法	原則として時価で評価しております。	
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所	
		等の最終相場に基づいて評価しております。	
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取	
		業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報	
		会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお	
		ります。	
		(3) 時価が入手できなかった有価証券	
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断	
		した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認	
		める評価額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

15 D		第17期	第18期	
	項目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)	
1.	当計算期間の末日におけ	13,098,220,953□	18,970,585,962□	
	る受益権の総数			
2 .	「投資信託財産の計算に	元本の欠損	元本の欠損	
	関する規則」第55条の6	3,057,952,302円	5,146,398,528円	
	第10号に規定する額			
3 .	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.7665円	1口当たり純資産額 0.7287円	
		(1万口当たりの純資産額7,665円)	(1万口当たりの純資産額7,287円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第17期	第18期
項目	自 2022年9月27日	自 2023年9月26日
	至 2023年9月25日	至 2024年9月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益
	(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有	(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有
	価証券売買等損益(0円)、収益調整金	価証券売買等損益(0円)、収益調整金
	(1,610,267,318円)、および分配準備積立金	(3,682,005,273円)、および分配準備積立金
	(2,646,696,576円)より、分配対象収益は	(2,483,512,534円)より、分配対象収益は
	4,256,963,894円(1万口当たり3,250.03円)	6,165,517,807円(1万口当たり3,250.04円)
	でありますが、分配を行っておりません。	でありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品にして、投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れておます。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいて		
至 2024年9月25日 1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める 券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に して、投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及び金融商 品に係るリスク (1) 金融商品の内容 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れておます。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいて		第18期
コー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	項目	項 目 自 2023年9月26日
券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品にして、投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れておます。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいて		至 2024年9月25日
して、投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及び金融商	品に対する取組方針	に対する取組方針 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
2. 金融商品の内容及び金融商 (1)金融商品の内容 品に係るリスク	美	券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
品に係るリスク 1) 有価証券	ι	して、投資として運用することを目的としております。
当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当 算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れておます。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいて		の内容及び金融商 (1) 金融商品の内容
算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れておます。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいて	るリスク 1	リスク 1) 有価証券
ます。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいて		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいて	算	算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れており
当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいて	ŧ	ます。
	2	2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資す	0	ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としてお	5	こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
ます。	į ∌	ます。
3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等	3	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
(2) 金融商品に係るリスク	(:	(2) 金融商品に係るリスク
有価証券およびデリバティブ取引等		有価証券およびデリバティブ取引等
当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動し		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび済	5	ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
性リスクがあります。	性	性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理 体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

. 金融商品の時価等に関する事項

		1	
項目		第18期	
		(2024年9月25日現在)	
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計	
	び差額	上額と時価との差額はありません。	
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券)	
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。	
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)	
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し	
		ております。	
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等	
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、	
		当該帳簿価額を時価としております。	
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異	
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ	
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引	
		にかかる市場リスクを示すものではありません。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第17期(自 2022年9月27日 至 2023年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	67,886,815円
親投資信託受益証券	12,353円
合計	67,899,168円

第18期(自 2023年9月26日 至 2024年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券	688,560,509円	
親投資信託受益証券	9,264円	
合計	688,551,245円	

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

给ィ	o#A
毎1	8期

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第17期	第18期		
項 目 	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)		
期首元本額	10,343,969,256円	13,098,220,953円		
期中追加設定元本額	3,763,935,851円	6,862,117,635円		
期中一部解約元本額	1,009,684,154円	989,752,626円		

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	パインブリッジ / FOFs用コモ	18,505,890,566	13,568,518,962	
証券	ディティF(適格機関投資家限定)			
	投資信託受益証券 小計		13,568,518,962	
親投資信託受	キャッシュ・マネジメント・マザー	30,882,058	31,345,288	
益証券	ファンド			
	親投資信託受益証券 小計		31,345,288	
合 計 13,599,864,250				

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

【SMBCファンドラップ・ヘッジファンド】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	第17期 (2023年 9月25日現在)	第18期 (2024年 9月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	38,978,839	19,585,617
コール・ローン	2,133,234,014	2,241,119,279
投資信託受益証券	101,274,866,277	143,968,393,248
親投資信託受益証券	315,791,777	315,885,142
流動資産合計	103,762,870,907	146,544,983,286
資産合計	103,762,870,907	146,544,983,286
負債の部		
流動負債		
未払解約金	59,882,327	97,799,506
未払受託者報酬	15,762,126	22,459,355
未払委託者報酬	131,351,312	134,756,380
その他未払費用	1,673,461	1,671,888
流動負債合計	208,669,226	256,687,129
負債合計	208,669,226	256,687,129
純資産の部		
元本等		
元本	104,347,543,397	144,205,496,533
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(793,341,716	2,082,799,624
(分配準備積立金)	239,302,525	2,598,985,416
元本等合計	103,554,201,681	146,288,296,157
純資産合計	103,554,201,681	146,288,296,157
負債純資産合計	103,762,870,907	146,544,983,286

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第17期 自 2022年 9月27日 至 2023年 9月25日	第18期 自 2023年 9月26日 至 2024年 9月25日
営業収益		
受取利息	25,271	1,359,291
有価証券売買等損益	1,223,797,468	3,311,708,608
営業収益合計	1,223,822,739	3,313,067,899
三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三		
支払利息	1,077,998	222,184
受託者報酬	30,241,216	40,140,369
委託者報酬	252,010,738	260,130,333
その他費用	1,746,472	1,698,660
営業費用合計	285,076,424	302,191,546
営業利益又は営業損失()	938,746,315	3,010,876,353
経常利益又は経常損失()	938,746,315	3,010,876,353
当期純利益又は当期純損失()	938,746,315	3,010,876,353
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	32,599,355	30,291,396
期首剰余金又は期首欠損金()	1,462,428,446	793,341,716
剰余金増加額又は欠損金減少額	168,088,330	74,483,931
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	168,088,330	74,483,931
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	470,347,270	178,927,548
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	470,347,270	178,927,548
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	793,341,716	2,082,799,624

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

	第18期		
項目	自 2023年9月26日		
	至 2024年9月25日		
1. 有価証券の評価基準及び評	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、		
価方法	原則として時価で評価しております。		
	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券		
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所		
	等の最終相場に基づいて評価しております。		
	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券		
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引		
	業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報		
	会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお		
	ります。		
	(3) 時価が入手できなかった有価証券		
	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断		
	した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認		
	める評価額により評価しております。		

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	7(((1)()) ((1)())			
項目		第17期	第18期	
		(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)	
1.	当計算期間の末日におけ	104,347,543,397	144,205,496,533□	
	る受益権の総数			
2 .	「投資信託財産の計算に	元本の欠損	元本の欠損	
	関する規則」第55条の6	793,341,716円		
	第10号に規定する額			
3 .	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9924円	1口当たり純資産額 1.0144円	
		(1万口当たりの純資産額9,924円)	(1万口当たりの純資産額10,144円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第17期	第18期
項目	自 2022年9月27日	自 2023年9月26日
	至 2023年9月25日	至 2024年9月25日

分配	全(ר≢+	笞礼	品积
7 I HI 1	TT V	ノロー	ᆓᆘ	의 T ±

計算期間末における費用控除後の配当等収益 (438,760円)、費用控除後、繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金 (6,855,187,686円)、および分配準備積立金 (238,863,765円)より、分配対象収益は 7,094,490,211円(1万口当たり679.89円)で ありますが、分配を行っておりません。 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,998,394円)、費用控除後、繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益(2,376,841,366 円)、収益調整金(9,584,173,860円)、およ び分配準備積立金(220,145,656円)より、分 配対象収益は12,183,159,276円(1万口当た り844.85円)でありますが、分配を行ってお りません。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

		第18期		
	項目	自 2023年9月26日		
		至 2024年9月25日		
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証		
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対		
		して、投資として運用することを目的としております。		
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容		
	品に係るリスク	1) 有価証券		
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計		
		算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れており		
		ます。		
		2) デリバティブ取引		
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお		
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する		
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており		
		ます。		
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等		
		(2) 金融商品に係るリスク		
		有価証券およびデリバティブ取引等		
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス		
		ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動		
		性リスクがあります。		

3.	金融商品に係るリスク管理
	体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

・金融商品の時価等に関する事項

項目		第18期
	块 口	(2024年9月25日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	び差額	上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し
		ております。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、
		当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引
		にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第17期(自 2022年9月27日 至 2023年9月25日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,274,781,360円
親投資信託受益証券	124,487円
合計	1,274,656,873円

第18期(自 2023年9月26日 至 2024年9月25日)

種 類 当計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券	3,308,935,511円
親投資信託受益証券	93,365円
合計	3,309,028,876円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

给ィ	o#A
毎1	8期

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

15 D	第17期	第18期	
項目	(2023年9月25日現在)	(2024年9月25日現在)	
期首元本額	84,062,695,489円	104,347,543,397円	
期中追加設定元本額	29,966,641,080円	49,840,970,859円	
期中一部解約元本額	9,681,793,172円	9,983,017,723円	

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	SOMPO/FOF s 用日本株MN	53,246,395,052	49,875,898,245	
証券	(適格機関投資家限定)			
	ノムラFOFs用・日本株IPスト	42,033,627,105	42,991,993,802	
	ラテジー・ベータヘッジ戦略ファン			
	ド(適格機関投資家専用)			
	SMDAM/FOFs用日本グロー	45,515,722,100	51,100,501,201	
	ス株MN(適格機関投資家限定)			
	投資信託受益証券 小計		143,968,393,248	
親投資信託受	キャッシュ・マネジメント・マザー	311,216,889	315,885,142	
益証券	ファンド			

親投資信託受益証券 小計		315,885,142	
合 計		144,284,278,390	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

(参考)

「SMBCファンドラップ・日本バリュー株」、「SMBCファンドラップ・日本グロース株」、「SMBCファンドラップ・日本中小型株」、「SMBCファンドラップ・米国株」、「SMBCファンドラップ・新興国株」、「SMBCファンドラップ・日本債」、「SMBCファンドラップ・日本債」、「SMBCファンドラップ・日本債」、「SMBCファンドラップ・欧州債」、「SMBCファンドラップ・新興国債」、「SMBCファンドラップ・」・REIT」、「SMBCファンドラップ・G・REIT」、「SMBCファンドラップ・コモディティ」および「SMBCファンドラップ・ヘッジファンド」は、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位:円) (2024年9月25日現在) 資産の部 流動資産 金銭信託 17,236,611 コール・ローン 1,972,330,096 特殊債券 2,608,026,836 社債券 800,148,400 未収利息 2,555,553 前払費用 1,548,110 流動資産合計 5,401,845,606 資産合計 5,401,845,606 負債の部 流動負債 未払解約金 15,080,927 流動負債合計 15,080,927 負債合計 15.080.927 純資産の部 元本等 元本 5,306,929,277 剰余金 剰余金又は欠損金() 79,835,402 元本等合計 5,386,764,679 純資産合計 5,386,764,679 負債純資産合計 5,401,845,606

(2)注記表

(重要な会計方針の注記)

項目		自 2023年9月26日	
		至 2024年9月25日	
1.	有価証券の評価基準及び評	特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価して	
	価方法	おります。	
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所	
		等の最終相場に基づいて評価しております。	
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引	
		業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報	
		会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお	
		ります。	
		(3) 時価が入手できなかった有価証券	
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断	
		した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認	
		める評価額により評価しております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注 記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2024年9月25日現在)
1.	当計算期間の末日における	5,306,929,277□
	受益権の総数	
2 .	1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0150円
		(1万口当たりの純資産額10,150円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

	項目	自 2023年9月26日	
	块 日	至 2024年9月25日	
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証	
		券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対	
		して、投資として運用することを目的としております。	
2 .	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容	
	品に係るリスク	1) 有価証券	
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計	
		算期間については、特殊債券、社債券を組み入れております。	
		2) デリバティブ取引	
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお	
		ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する	
		こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており	
		ます。	
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等	

			有価証券届出書(内国投資信記
			(2) 金融商品に係るリスク
			有価証券およびデリバティブ取引等
			当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
			ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
			性リスクがあります。
	3.	金融商品に係るリスク管理	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用
		体制	部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか
			かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモ
			ニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について
			の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる
			確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関す
			る会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。
			また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制に
			ついては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよ
			び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理す
			る部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合
			は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署
			は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協
			会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議
			で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決
			定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制と
			なっております。
			なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れ
			る場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしく
			はリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先
			を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部
			ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運
			用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量
			 面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しておりま
			₫。
- 1			I.

. 金融商品の時価等に関する事項

	項目	(2024年9月25日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	び差額	上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(特殊債券、社債券)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し
		ております。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、
		当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引
		にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年9月26日

至 2024年9月25日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024年9月25日現在)		
開示対象ファンドの		
期首における当該親投資信託の元本額	3,335,329,049円	
同期中における追加設定元本額	8,477,774,567円	
同期中における一部解約元本額	6,506,174,339円	
 2024年9月25日現在の元本の内訳		
SMBCファンドラップ・日本バリュー株	984,252円	
SMBCファンドラップ・J-REIT	984,252円	
SMBCファンドラップ・G - REIT	93,018,163円	
SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円	
SMBCファンドラップ・米国株	984,543円	
SMBCファンドラップ・欧州株	89,718,432円	
SMBCファンドラップ・新興国株	61,111,034円	
SMBCファンドラップ・コモディティ	30,882,058円	
SMBCファンドラップ・米国債	136,874,567円	
SMBCファンドラップ・欧州債	68,341,252円	
SMBCファンドラップ・新興国債	54,958,024円	
SMBCファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円	
SMBCファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円	
SMBCファンドラップ・日本債	964,891,078円	
D C 日本国債プラス	940,804,775円	
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	
日本株厳選ファンド・ブラジルレアルコース	438,760円	
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	
日本株厳選ファンド・アジア 3 通貨コース	9,783円	
日本株225・米ドルコース	49,237円	
スマート・ストラテジー・ファンド(毎月決算型)	12,541,581円	
スマート・ストラテジー・ファンド(年 2 回決算型)	4,566,053円	
カナダ高配当株ツイン (毎月分配型)	433,260円	
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	
米国分散投資戦略ファンド(1倍コース)	824,086,897円	
米国分散投資戦略ファンド(3倍コース)	396,149,322円	
米国分散投資戦略ファンド(5倍コース)	445,153円	

i	有価証券届出書(内国投資
グローバルDX関連株式ファンド(予想分配金提示型)	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド(資産成長型)	1,968,504円
日興FWS・日本株クオリティ	19,697円
日興FWS・日本株市場型アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ (為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・日本債アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ (為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ (為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ (為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ (為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・Jリートアクティブ	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ (為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ (為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
グローバル創薬関連株式ファンド	984,834円
トータルヘッジ用ファンドSMT1号<適格機関投資家限定>	1,113,669,480円
合 計	5,306,929,277円

(3)附属明細表

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	26 政保政策投資 C	200,000,000	200,151,200	
	229 政保道路機構	200,000,000	200,083,800	
	231 政保道路機構	300,000,000	300,193,200	
	234 政保道路機構	200,000,000	200,173,600	
	236 政保道路機構	99,000,000	99,059,598	
	241 政保道路機構	200,000,000	200,286,000	
	243 政保道路機構	200,000,000	200,239,400	
	247 政保道路機構	100,000,000	100,203,900	
	249 政保道路機構	220,000,000	220,419,760	
	67政保地方公共団	99,000,000	99,074,943	
	69政保地方公共団	99,000,000	99,100,584	
	7 0 政保地方公共団	99,000,000	99,141,867	
	7 2 政保地方公共団	189,000,000	189,388,584	
	7 4 政保地方公共団	200,000,000	200,523,400	
	6 政保地方公共8年	200,000,000	199,987,000	
	特殊債券 小計		2,608,026,836	

				<u> </u>
社債券	18 大和ハウス	100,000,000	100,009,800	
	2 1 オリエンタルランド	100,000,000	99,930,400	
	5 新日鐵住金	100,000,000	99,967,700	
	3 4 ソニー	100,000,000	99,991,800	
	17 デンソー	100,000,000	99,925,300	
	75 三菱UFJリース	100,000,000	99,960,200	
	3 6 東日本旅客鉄道	100,000,000	100,432,300	
	3 1 沖縄電力	100,000,000	99,930,900	
	社債券 小計		800,148,400	
	合 計		3,408,175,236	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

SMBCファンドラップ・日本バリュー株

2024年9月30日現在

資産総額	221,252,300,601円
負債総額	84,386,046円
純資産総額(-)	221,167,914,555円
発行済口数	77,123,979,902□
1口当たり純資産額(/)	2.8677円
(1万口当たり純資産額)	(28,677円)

SMBCファンドラップ・日本グロース株

2024年9月30日現在

資産総額	89,967,506,009円
負債総額	33,918,302円
純資産総額(-)	89,933,587,707円
発行済口数	69,441,565,515□
1口当たり純資産額(/)	1.2951円
(1万口当たり純資産額)	(12,951円)

SMBCファンドラップ・日本中小型株

2024年9月30日現在

資産総額	42,112,553,900円
負債総額	16,209,817円
純資産総額(-)	42,096,344,083円
発行済口数	17,214,287,638□
1口当たり純資産額(/)	2.4454円
(1万口当たり純資産額)	(24,454円)

SMBCファンドラップ・米国株

2024年9月30日現在

	•
資産総額	190,767,208,155円
負債総額	59,833,262円
純資産総額(-)	190,707,374,893円
発行済口数	32,611,939,331 🗆
1口当たり純資産額(/)	5.8478円
(1万口当たり純資産額)	(58,478円)

SMBCファンドラップ・欧州株

2024年9月30日現在

資産総額	64,809,796,238円
負債総額	20,187,412円
純資産総額(-)	64,789,608,826円
発行済口数	31,608,011,403□
1口当たり純資産額(/)	2.0498円
(1万口当たり純資産額)	(20,498円)

SMBCファンドラップ・新興国株

2024年9月30日現在

資産総額	48,940,462,788円
負債総額	106,591,624円
純資産総額(-)	48,833,871,164円
発行済口数	27,687,147,815□
1口当たり純資産額(/)	1.7638円
(1万口当たり純資産額)	(17,638円)

SMBCファンドラップ・日本債

2024年9月30日現在

資産総額	369,143,185,516円
負債総額	257,913,442円
純資産総額(-)	368,885,272,074円
発行済口数	338,542,637,868□
1口当たり純資産額(/)	1.0896円
(1万口当たり純資産額)	(10,896円)

SMBCファンドラップ・米国債

2024年9月30日現在

	2021107300日76日
資産総額	128,280,888,696円
負債総額	43,040,893円
純資産総額(-)	128,237,847,803円
発行済口数	78,241,218,206□
1口当たり純資産額(/)	1.6390円
(1万口当たり純資産額)	(16,390円)

SMBCファンドラップ・欧州債

2024年9月30日現在

資産総額	48,901,937,730円
負債総額	16,442,749円
純資産総額(-)	48,885,494,981円
発行済口数	33,205,951,101□
1口当たり純資産額(/)	1.4722円
(1万口当たり純資産額)	(14,722円)

SMBCファンドラップ・新興国債

2024年9月30日現在

資産総額	35,979,434,123円
負債総額	11,639,037円
純資産総額(-)	35,967,795,086円
発行済口数	14,179,903,386□
1口当たり純資産額(/)	2.5365円
(1万口当たり純資産額)	(25,365円)

SMBCファンドラップ・J-REIT

2024年9月30日現在

資産総額	27,149,928,752円
負債総額	10,849,336円
純資産総額(-)	27,139,079,416円
発行済口数	15,944,073,249□
1口当たり純資産額(/)	1.7021円
(1万口当たり純資産額)	(17,021円)

SMBCファンドラップ・G-REIT

2024年9月30日現在

資産総額	58,096,800,968円
負債総額	18,587,900円
純資産総額(-)	58,078,213,068円
発行済口数	29,088,766,539
1口当たり純資産額(/)	1.9966円
(1万口当たり純資産額)	(19,966円)

SMBCファンドラップ・コモディティ

2024年9月30日現在

資産総額	14,175,971,661円
負債総額	5,392,564円
純資産総額(-)	14,170,579,097円
発行済口数	19,016,665,387□
1口当たり純資産額(/)	0.7452円
(1万口当たり純資産額)	(7,452円)

SMBCファンドラップ・ヘッジファンド

2024年9月30日現在

資産総額	146,633,980,995円
負債総額	167,654,944円

純資産総額(-)	146,466,326,051円
発行済口数	144,412,368,982□
1口当たり純資産額(/)	1.0142円
(1万口当たり純資産額)	(10,142円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の 規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振 替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振 替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

口 受益者名簿

作成しません。

八 受益者に対する特典

ありません。

二 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ)受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b.上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c.上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (口)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再 分割できるものとします。

へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定 によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

2024年9月30日現在

資本金の額 20億円

会社が発行する株式の総数 60,000,000株 発行済株式総数 33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

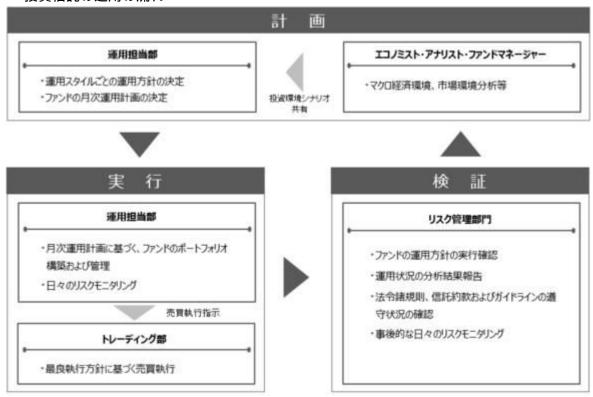
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助 言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を 行っています。

2024年9月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	656	12,573,982
単位型株式投資信託	85	656,370
追加型公社債投資信託	1	22,975
単位型公社債投資信託	146	233,812
合 計	888	13,487,141

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度	度
	(2023年3月31	1日) (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37	,742,400 66,540,26
金銭の信託	12,	,645,575 23,435,83
顧客分別金信託		300,046 300,05
前払費用		546,900 583,639
未収入金		437,880 193,833
未収委託者報酬	11,	,563,662 14,480,419
未収運用受託報酬	2,	,138,030 3,342,186
未収投資助言報酬		344,586 406,420
未収収益		35,477 84,166
その他の流動資産		8,423 43,39 ⁻
流動資産合計	65	,762,982 109,410,202
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	1,	,361,305 1,265,924
器具備品		559,057 516,489
土地		710 710
リース資産		4,114 1,782
建設仮勘定		81,240

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		<u>有恤訨夯庙出書(内国投貨信託</u>
有形固定資産合計	2,006,427	1,784,901
無形固定資産		
ソフトウェア	2,414,295	2,606,617
ソフトウェア仮勘定	508,956	101,101
のれん	3,045,409	2,740,868
顧客関連資産	11,445,340	9,332,065
電話加入権	12,706	12,706
商標権	36	30
無形固定資産合計	17,426,744	14,793,389
投資その他の資産		
投資有価証券	9,222,276	9,976,957
関係会社株式	11,850,598	1,927,221
長期差入保証金	1,388,987	1,361,654
長期前払費用	80,207	44,009
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	-	716,093
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	22,611,799	14,095,666
固定資産合計	42,044,971	30,673,957
資産合計	107,807,953	140,084,160

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,564	1,960
顧客からの預り金	11,094	21,728
その他の預り金	128,069	166,944
未払金		
未払収益分配金	2,013	1,927
未払償還金	1,312	1,253
未払手数料	5,194,011	6,580,971
その他未払金	259,542	642,514
未払費用	6,370,986	7,405,559
未払消費税等	406,770	937,155
未払法人税等	333,009	5,104,541
賞与引当金	1,801,492	2,854,060
資産除去債務	13,940	-
その他の流動負債	73,657	17,443
流動負債合計	14,598,465	23,736,060
固定負債		
リース債務	1,960	-
繰延税金負債	550,493	-
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989
固定負債合計	5,580,287	4,941,989
負債合計	20,178,752	28,678,050
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946

		有価証券届出書(内国投資信託
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,391,568	27,075,963
利益剰余金合計	3,675,814	27,360,208
株主資本計	87,771,760	111,456,155
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	142,558	50,045
評価・換算差額等合計	142,558	50,045
純資産合計	87,629,201	111,406,109
負債・純資産合計	107,807,953	140,084,160

(2)【損益計算書】

				(単位:千円)
		前事業年度		当事業年度
	(自	2022年4月1日	(自	2023年4月1日
	至	2023年3月31日)	至	2024年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		61,471,271		69,953,226
運用受託報酬		8,978,419		11,147,187
投資助言報酬		1,273,386		1,302,916
その他営業収益				
サービス支援手数料		208,222		319,553
その他		22,995		8,758
営業収益計		71,954,296		82,731,642
営業費用				
支払手数料		28,036,456		32,014,851
広告宣伝費		294,588		320,694
調査費				
調査費		3,749,357		4,637,211
委託調査費		11,455,987		12,412,033
営業雑経費				
通信費		61,068		56,291
印刷費		452,951		457,187
協会費		38,701		38,305
諸会費		33,447		30,484
情報機器関連費		5,067,617		5,268,275
販売促進費		29,621		31,339
その他		197,696		253,344
営業費用合計		49,417,495		55,520,019
一般管理費				
給料				
役員報酬		219,872		232,329
給料・手当		7,807,797		8,043,456
賞与		1,042,472		1,073,375
賞与引当金繰入額		1,798,492		2,854,060
交際費		27,713		57,134
寄付金		25,518		26,400
事務委託費		1,727,189		2,022,734
旅費交通費		99,733		166,596
租税公課		352,030		600,468
不動産賃借料		1,268,303		1,249,392
退職給付費用		624,551		712,228
固定資産減価償却費		3,247,869		3,281,572

のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	200,758	215,455
一般管理費合計	18,746,845	20,839,745
営業利益	3,789,956	6,371,877

					(単位:千円)
			前事業年度		当事業年度
		(自	2022年4月1日	(自	2023年4月1日
		至	2023年3月31日)	至	2024年3月31日)
営業外収益					
受取配当金			1,755		11,021,392
受取利息			1,373		2,840
金銭の信託運用益			-		199,056
時効成立分配金・償還金			521		461
原稿・講演料			2,281		2,143
投資有価証券償還益			119,033		5,384
投資有価証券売却益			25,848		12,261
為替差益			5,816		-
雑収入			91,814		129,137
営業外収益合計			248,443		11,372,678
営業外費用					
金銭の信託運用損			454,339		-
投資有価証券償還損			83,598		10,829
投資有価証券売却損			152,691		48,575
為替差損			-		4,701
営業外費用合計			690,629		64,106
経常利益			3,347,770		17,680,450
特別利益					
子会社株式売却益	1		-		14,096,622
特別利益合計			-		14,096,622
特別損失					
固定資産除却損	2		13,203		12,385
早期退職費用	3		126,832		-
支払補償費	4		30,075		-
特別損失合計			170,111		12,385
税引前当期純利益			3,177,659		31,764,687
法人税、住民税及び事業税			1,622,064		7,802,794
法人税等調整額			541,433		1,314,394
法人税等合計			1,080,631		6,488,400
当期純利益		_	2,097,028		25,276,287

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

						(112 - 113)
	株主資本					
			資本剰余金	利	益剰余金	
	資本金		その他資本	資本剰余金		その他利益剰余金

		資本準備金	剰余金	合計	利益準備金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当期変動額						
剰余金の配当						2,540,254
当期純利益						2,097,028
株主資本以外の						
項目の当期変動						
額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	443,225
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金		その他有価証券	評価・換算	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	での他有価証券評価差額金	差額等合計	
	合計		計測左領並	左颌守口引	
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当期変動額					
剰余金の配当	2,540,254	2,540,254			2,540,254
当期純利益	2,097,028	2,097,028			2,097,028
株主資本以外の					
項目の当期変動			439,697	439,697	439,697
額(純額)					
当期変動額合計	443,225	443,225	439,697	439,697	882,923
当期末残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	(+4.113)								
		株主資本 							
			資本剰余金	利益剰余金					
	資本金	資本準備金	その他資本	資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
		貝华宇湘立	剰余金	合計	利 血牛佣立	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568			
当期変動額									
剰余金の配当						1,591,892			
当期純利益						25,276,287			
株主資本以外の									
項目の当期変動									
額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	23,684,394			
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963			

	株主	資本	評価・換	算差額等		
	利益剰余金		その他有価証券	評価・換算	純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計	での他有価証券評価差額金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	合計		計測左領並	左 銀守口司		
当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201	
当期変動額						
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892	
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287	
株主資本以外の						
項目の当期変動			92,513	92,513	92,513	
額(純額)						

当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託:時価法

- 2.固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8~30年 器具備品 4~15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん14年顧客関連資産6~19年ソフトウェア (自社利用分)5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3.引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
建物	301,463千円	397,568千円
器具備品	1,499,284千円	1,493,885千円
リース資産	7,493千円	9,824千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	千円	千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

前事業年度は、当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

当事業年度は、該当事項はありません。

コチルーズ いいコチバいの	17x 1/2/30 (X)17x/300 / 30 2 / 60					
	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)				
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	12,514千円	- 千円				

(損益計算書関係)

1 子会社売却益

日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益であります。

2 固定資産除却損

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
建物	2,482千円	9,039千円
器具備品	4,273千円	2,987千円
リース資産	532千円	- 千円
ソフトウェア	5,915千円	358千円

3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,161,545
1年超	1,161,545	-
合計	2,323,090	1,161,545

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保

を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。 また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に 従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては 所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握してい ます。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません((注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	12,645,575	12,645,575	-
(2)投資有価証券			
その他有価証券	9,182,466	9,182,466	-
資産計	21,828,042	21,828,042	-

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券			
その他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	39,809	40,370
(2)組合出資金等	-	643,909
合計	39,809	684,279

子会社株式		
非上場株式	11,850,598	1,927,221
合計	11,850,598	1,927,221

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類してお ります。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時 価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対

象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレ ベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2023年3月31日	1)			(単位:千円)
区分		時	価	
<u></u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	12,645,575	-	12,645,575
(2)投資有価証券				
その他有価証券	-	9,182,466	-	9,182,466
資産計	-	21,828,042	-	21,828,042

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	• /			(1 = 1 113)
区分		時	価	
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	-	23,435,831	-	23,435,831
その他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成され ております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相 手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されてい る基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1.子会社株式

前事業年度(2023年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,850,598千円)は、市場価格がないことから、記載しておりませ h_{\circ}

当事業年度(2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6,038,462	6,295,278	256,815

小計	6,038,462	6,295,278	256,815
合計	9,182,466	9,349,645	167,178

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 684,279千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,675,637	25,848	152,691
		(単位:千円)
₩ \	144 m 24 - A 41 47	MY ME TO A A 1 A 7

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額	
217,908	5,384	10,829	

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		(+12,113)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,084,506	5,027,832
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の発生額	12,781	34,405
退職給付の支払額	479,583	466,321
過去勤務費用の発生額	-	20,064
退職給付債務の期末残高	5,027,832	4,941,989

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(+12,113)
前事業年度	当事業年度
(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
5,027,832	4,941,989
-	-
-	-
5,027,832	4,941,989
	(2023年3月31日) 5,027,832 - -

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

		(+12,113)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の費用処理額	12,781	34,405
過去勤務費用の費用処理額	-	20,064
その他	39,914	67,197
確定給付制度に係る退職給付費用	382,994	447,675

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用 による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

_ 工女は奴廷可弁工の可弁を従し加里丁	13 C1217 O C00 7 & 9 。)	
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
割引率	0.230%	0.440%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度241,556千円、当事業年度264,552千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	(単位:千円) 当事業年度 (2024年3月31日)
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,539,522	1,513,237
賞与引当金	551,617	873,913
調査費	473,972	558,908
未払金	211,439	176,993
未払事業税	39,995	365,090
ソフトウェア償却	105,506	101,113
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	120,350	109,942
その他	21,158	18,064
繰延税金資産小計	3,178,439	3,832,139
評価性引当額	193,662	198,503
繰延税金資産合計	2,984,776	3,633,635
繰延税金負債		
無形固定資産	3,504,563	2,857,478
資産除去債務	3,201	-
その他有価証券評価差額金	27,506	60,063
繰延税金負債合計	3,535,270	2,917,542
繰延税金資産(負債)の純額	550,493	716,093

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%

(調整)

受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.0	10.6
のれん償却費	2.9	0.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	0.1
所得税額控除による税額控除	1.3	-
その他	1.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0	20.4

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至2024年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

 				(+12,113)
委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計

外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642
ロ 未 収 皿 し					

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,279,199	未払 手数料	1,265,651
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	7,030,381	未払 手数料	1,288,749

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2 . 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.親会社に関する注記

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	(株)三井住友	東京都					子会社株式の売 却(売却価格)	24,000,000		
親会社	フィナンシャ ルグループ	千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式売却益	14,096,622	1	-

(注)子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度		
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日		
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)		
1株当たり純資産額	2,587.21円	3,289.22円		
1株当たり当期純利益	61.91円	746.27円		

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	2,097,028	25,276,287
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,097,028	25,276,287
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 八 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記八、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるお それのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
- (イ)定款の変更該当ありません。
- (口)その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実 該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

(イ)名称 三井住友信託銀行株式会社

(ロ)資本金の額 342,037百万円(2024年3月末現在)

(八)事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

[参考情報:再信託受託会社の概要]

・ 名称 株式会社日本カストディ銀行・ 資本金の額 51,000百万円(2024年3月末現

・ 資本金の額 51,000百万円(2024年3月末現在) ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

口 販売会社

名称	資本金の額(百万円) 2024年3月末現在	事業の内容
SMBC日興証券株式会社	135,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

口 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。) 該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
- (1)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3)委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレス をコード化した図形等も含む)を記載することがあります。

- (4)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5)目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあ ります。
- (7)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合に はその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (8)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすること があります。
- (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- (10)ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
- (11)写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。
- 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書(交付目論見書)で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中 2024年6月14日

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 佐藤栄裕

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 深井康治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCファンドラップ・日本バリュー株の2023年9月26日から2024年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCファンドラップ・日本バリュー株の2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCファンドラップ・日本グロース株の2023年9月26日から2024年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCファンドラップ・日本グロース株の2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容 に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年12月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMBCファンドラップ・日本中小型株の2023年9月26日から2024年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわ ち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBC ファンドラップ・日本中小型株の2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況 を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容 に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務 諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相 違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告する ことが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示す ることにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要 と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価 し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場 合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がない かどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与 えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家として の判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCファンドラップ・米国株の2023年9月26日から2024年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCファンドラップ・米国株の2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証

- 拠を入手する。
 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCファンドラップ・欧州株の2023年9月26日から2024年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCファンドラップ・欧州株の2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年12月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCファンドラップ・新興国株の2023年9月26日から2024年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCファンドラップ・新興国株の2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCファンドラップ・日本債の2023年9月26日から2024年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCファンドラップ・日本債の2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCファンドラップ・米国債の2023年9月26日から2024年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCファンドラップ・米国債の2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

有側離分角山青(内国及員信託文品証5 案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

拠を入手する。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCファンドラップ・欧州債の2023年9月26日から2024年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCファンドラップ・欧州債の2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年12月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCファンドラップ・新興国債の2023年9月26日から2024年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCファンドラップ・新興国債の2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

行**训业分**曲山青(内国仅具记式文<u>企业分</u>

独立監査人の監査報告書

2024年12月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCファンドラップ・J-REITの2023年9月26日から2024年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCファンドラップ・J-REITの2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年12月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCファンドラップ・G-REITの2023年9月26日から2024年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCファンドラップ・G-REITの2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年12月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCファンドラップ・コモディティの2023年9月26日から2024年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCファンドラップ・コモディティの2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関 連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含 む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定 により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月11日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMBCファンドラップ・ヘッジファンドの2023年9月26日から2024年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMBCファンドラップ・ヘッジファンドの2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。